2020 年度
博士学位請求論文

会計利益観と認識・測定論の関連性に関する研究

―会計制度の漸進的変化の過程―

名古屋大学大学院経済学研究科
指導教員　角ヶ谷典幸　教授
氏　　名　首藤洋志

目　次

第 1 章　問題の提起 1

第 1 節　問題の所在 1

第 2 節　本論文の立場 4

第 3 節　本論文の目的 5

第 4 節　本論文の意図 6

第 5 節　本論文の構成 7

第 2 章　資産負債観と収益費用観に関する「独立説」から「結合説」への変容過程—歴史的原価会計と公正価値会計との関連性に触れながら— .. 10

第 1 節　はじめに 10

第 2 節　資産負債観及び収益費用観に関する先行研究の整理と「独立説」及び「結合説」の理論的背景 13

2.1.　資産負債観の優位性に言及した先行研究 14

2.2.　収益費用観の優位性に言及した先行研究 15

2.3.　資産負債観と収益費用観の連携の重要性に言及した先行研究 16

2.4.　「独立説」の理論的背景 17

2.5.　「結合説」の理論的背景 18

2.6.　「結合説」の理論的限界 22

第 3 節　「1976 年討議資料」の立場—「独立説」— 23

3.1.　資産負債観と収益費用観の定義及び特徴 24

3.2.　資産負債観と収益費用観の共通点及び相違点 26

3.3　会計利益観の定義と評価・測定基準との切断—「独立説」— 29

第 4 節　「概念 FW プロジェクト」の立場—「結合説」— 30

4.1.　公正価値会計と歴史的原価会計の相克 31

4.2.　「概念 FW プロジェクト」発足の背景と経緯 34

4.3. 「概念 FW プロジェクト」における 2 つの会計利益観—「結合説」— 36
4.4. 「概念 FW プロジェクト」における単一測定属性モデルから混合測定属性モデルへの回帰現象 39
第 5 節 おわりに 43

第 3 章 IFRS 第 9 号におけるビジネスモデル概念の役割—歴史的原価会計及び公正価値会計との関連性を巡って— 45
第 1 節 はじめに 45
第 2 節 会計利益観と会計の体系の概念整理及び関連性 47
2.1. 資産負債観と収益費用観 48
2.2. 公正価値会計と歴史的原価会計 48
2.3. 会計利益観と評価・測定基準の関連性 49
第 3 節 金融商品会計の歴史的変遷 50
3.1. 金融商品に対する全面公正価値会計の提案 51
3.2. 全面公正価値会計の不採用と混合測定属性モデルの継承 52
3.3. 「金融商品プロジェクト」における全面公正価値会計導入に向けた再傾斜 53
3.4. 世界金融危機と混合測定属性モデルへの回帰現象 54
第 4 節 IFRS 第 9 号における金融資産の分類と測定—ビジネスモデル概念との関連性— 57
4.1. IFRS 第 9 号における金融資産の分類と測定 57
4.2. ビジネスモデルの意味—先行研究の整理— 59
4.3. IFRS 第 9 号におけるビジネスモデルに基づく認識・測定の役割 61
第 5 節 おわりに 62

第 4 章 資産負債観に基づく歴史的原価会計—収益認識会計基準を手がかりにして— 64
第 1 節 はじめに 64
第 2 節 収益認識モデルの 3 つの理念的類型 65

2.1.　収益費用観・歴史的原価会計モデル【類型I】 67
2.2.　資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】 69
2.3.　資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】 70
第 3 節　「収益認識プロジェクト」の経緯及び帰結 72
3.1.　資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】の台頭の経緯 72
3.2.　資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】の揺らぎ 74
3.3.　資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】の採用 76
第 4 節　IFRS 第 15 号の概要 77
4.1.　認識—履行義務充足要件の意味— 78
4.2.　測定—取引価格の意味— 80
4.3.　収益の認識・測定パターン—設例の比較— 80
第 5 節　日本の「新収益認識基準」と IFRS 第 15 号との関係 81
5.1.　「新収益認識基準」の公表 82
5.2.　IFRS 第 15 号との共通点 83
5.3.　IFRS 第 15 号との相違点—日本特有の例外事項— 84
第 6 節　おわりに 85

第 5 章　本論文の総括 86
第 1 節　はじめに 86
第 2 節　会計利益観と評価・測定基準の関連性を巡る諸問題の総括 87
第 3 節　会計利益観と評価・測定基準の関連性を巡る諸問題の展望 89
第 4 節　本論文の限界 92
第 5 節　おわりに 94

参考文献 96

初　出　一　覧

第 1 章　　新規執筆。

第 2 章　　「収益費用観と資産負債観に関する独立説から結合説への変容過程—歴史的原価会計と公正価値会計との関連性に触れながら」『経済科学』（名古屋大学）第 67 巻第 1・2 号, 2019 年 9 月, 1-14 頁。

第 3 章　　新規執筆。

第 4 章　　「資産負債観に基づく歴史的原価会計—収益認識会計基準を手がかりにして—」日本簿記学会第 35 回関西部会（於 兵庫県立大学）にて報告, 2019 年 5 月 25 日。

第 5 章　　新規執筆。

本論文における略式表記

AAA	American Accounting Association（米国会計学会）
ASBJ	Accounting Standards Board of Japan（企業会計基準委員会）
CICA	The Canadian Institute of Chartered Accountants（カナダ勅許会計士協会）
ECB	European Central Bank（欧州中央銀行）
EFRAG	European Financial Reporting Advisory Group（欧州財務報告諮問グループ）
FASB	Financial Accounting Standards Board（（米国）財務会計基準審議会）
FCAG	Financial Crisis Advisory Group（金融危機アドバイザリーグループ）
FRC	Financial Reporting Council（（英国）財務会計評議会）
FSB	Financial Stability Board（金融安定化理事会）
FSF	Financial Stability Forum（金融安定化フォーラム）
IAS	International Accounting Standards（国際会計基準）
IASB	International Accounting Standards Board（国際会計基準審議会）
IASC	International Accounting Standards Committee（国際会計基準委員会）
ICAEW	Institute of Chartered Accountants in England and Wales（イングランド・ウェールズ勅許会計士協会）
IFRS	International Financial Reporting Standards（国際財務報告基準）
IIRC	International Integrated Reporting Council（国際統合報告評議会）
IOSCO	International Organization of Securities Commissions（証券取引監督者国際機構）
JICPA	The Japanese Institute of Certified Public Accountants（日本公認会計士協会）
JWG	Joint Working Group of Standard Setters（共同作業グループ）
OCI	Other Comprehensive Income（その他の包括利益）
S&L	Savings and Loan Association（貯蓄貸付組合）
SEC	Securities and Exchange Commission（（米国）証券取引委員会）
SFAC	Statement of Financial Accounting Concepts（財務会計概念書）
SFAS	Statement of Financial Accounting Standards（財務会計基準書）

第 1 章　問題の提起

第1節　問題の所在

（米国）財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) 及び国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) が 1973 年に運営を開始してから，およそ半世紀が経とうとしている。21 世紀の到来とともに IASC は国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) へと名を改め[1]，FASB と IASB は財務報告のコンバージェンスを目指して歩み続けてきた[2]。

財務報告のコンバージェンスは，20 世紀までに確立された伝統的な会計理論を新たな会計理論へと変容させるようにして推進されてきたといっても過言ではなかろう。つまり，両審議会は，（収益と費用の対応に着目する）収益費用観にしたがい，一定の期間に渡る企業の経済的・財務的プロセスの描写を目的とした歴史的原価会計から，（資産と負債の評価に着目する）資産負債観にしたがい，企業の決算日時点における経済的実質の忠実な表現を目的とした公正価値会計へのシフトを目指してきた (Biondi, 2011, p.2; 2017, pp.66-69; Saito and Fukui, 2016, p.2) 。

これは，現代の概念フレームワークにおいて，財務報告における最上位の目的として「投資意思決定に有用な情報の提供」(IASB, 2018, paras.1.2-1.3) が掲げられていることに関連する。つまり，投資意思決定に有用な情報を「目的適合性 (relevance) 」を有する情報と定義しつつ (IASB, 2018, paras.2.6-2.10) ，資産負債観を基底に据えた公正価値会計に基づく経済的実質の「忠実な表現 (faithful representation) 」と併せて (IASB, 2018, paras.2.12-2.19) ，最上位の目的を直下で支える 2 つの基本的な質的特性とすることで，会計理論の再構築を志向してきたのである[3]。

---

[1] 以下，FASB と IASB を総称して「両審議会」と呼ぶ。

[2] Zeff (2007b) によれば，「コンバージェンス (convergence) という用語は，1990 年代後半に，会計学会において広く認められるようになった。それ以前には，IASC が 1973 年に運営を開始してからの最初の四半世紀において，ハーモナイゼーション (harmonisation) という用語が用いられていた」 (p.296) 。また，Ball (2006) は，コンバージェンスについて次のように述べている。「事実上の (*de facto*) コンバージェンスは，技術的な (*de jure*) コンバージェンスと比べて不確実になるということの警告を繰り返す。つまり実際，財務報告実務におけるコンバージェンスは，財務報告基準におけるコンバージェンスとは異なるもの（かつ，困難を極めるもの）なのである」 (p.11。括弧内―筆者) 。

[3] Biondi and Suzuki (2007) は公正価値の公正性及び有用性について次のように述べている。「IASB を中心とした最近のトレンドによれば，市場価値は，適切な株価を推定するために資産・負債（それゆえに純資産）の最新の情報を求める投資家にとって‘公正’である。この意

しかし，2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズ (Lehman Brothers Holdings Inc.) の破綻に端を発した世界金融危機に起因して，両審議会はその方針を転換せざるを得なくなった。それは，世界金融危機を震源として，公正価値会計の負の側面が露呈することで，財務報告の目的達成にとって公正価値こそが投資意思決定に有用な会計情報を生み出す唯一の測定値だという幻想に冷水が浴びせられることとなったためであった (斎藤, 2009, 18 頁) 。

かくして両審議会が余儀なくされた方針転換は，例えば，IASB が 2009 年に公表した国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) 第 9 号「金融商品」(IASB, 2009b。以下，「IFRS 第 9 号」という。) や 2014 年に公表した IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」 (IASB, 2014。以下，「IFRS 第 15 号」という。) において確認できる。つまり，IASB は，資産負債観を基底に据えた（全面）公正価値による単一測定属性モデルの採用を志向してきたが，最終的に 2 つの IFRS では公正価値と歴史的原価を併存させる混合測定属性モデルが採用されるに至った[4]。

会計利益観や評価・測定基準の選択問題に関して，斎藤 (2019) は次のようにいう。つまり，「資産・負債と収益・費用のいずれからスタートするかの違いはあっても，利益を測定し開示するルールの体系という点が，少なくとも資本市場の形成以降，会計システム（理論）の共通の性質になっている。・・・中略・・・したがって問題は，そこで共有される利益の普遍的な概念とともに，それと測定操作との関係を解明することである (449 頁。括弧内—筆者) 。」

かつて Littleton (1941) は，「会計とは測定である」 (p.339) と述べた。さらに，「純利益が正確に決定（測定）されることはきわめて重要である。この関連において大なる責任が会計に課せられている。」 (Littleton , 1953, p.20; 訳書, 1955, 30 頁。括弧内—筆者) とも主張した。情報処理技術の発達によって，財務報告のあり方がドラスティックに変化する可能性があろうとも，これまで財務報告において大量の情報を集約・総括する重要な役割を担ってきた会計上の利益計算の意義が失われることはない (辻山, 2018,

---

味で，‘公正’（価値）は投資家にとって有用であると理解されるべきである。」（p.590。括弧内—筆者）。

[4] 万代 (2011) は測定属性（測定と属性）について次のように述べている。「一般的に，測定とは，ルールに従って属性もしくは現象に数値を割り当てることであり，属性とはあるもの（測定対象）に共通して備わっている性質や特徴のことである。したがって，測定属性とは，ルールに従って数値を割り当てる対象に共通して備わっている性質あるいは特徴ということになる」 (336 頁) 。

20 頁）。

もしそうであるならば, 利益をどのように認識するかという会計利益観（資産負債観・収益費用観）と，利益をどのように測定するかという会計の体系（公正価値会計・歴史的原価会計），さらには両者の関連性（結びつき）に関して，会計理論の再構築の途上において統一的な見解を得ることが必要になる。そのためには，FASB が 1976 年 12 月にはじめて会計利益観（すなわち資産負債観と収益費用観）を定義した FASB 討議資料「財務会計及び財務報告のための概念フレームワークに関する論点の分析 : 財務諸表の構成要素とその測定」 (FASB, 1976。以下,「1976 年討議資料」という。) の公表以降においてみられる会計理論の変容過程を,「マクロな政治経済環境 (the macro political and economic environment) 」 (Arnold, 2009, p.805) [5]もしくは実際に起こった経済危機との関連において読み解く作業が肝要であろう[6]。

とりわけ，2008 年の世界金融前後における会計理論や会計基準の変容が，金融危機を契機にしてどのような過程を経て成し遂げられたのかを明らかにする研究は, 将来の会計理論構築を展望するうえでも意義があると思われる。世界金融危機前後における，両審議会の概念フレームワーク並びに金融商品・収益認識など個別の会計基準改正に対する取り組みの整理に加えて，1970 年代以降およそ 50 年にも及ぶ先行研究の英知を結集し, 今後の国際財務報告や日本におけるコンバージェンス達成に向けた取り組みを展望する作業は，いまだからこそなしうるのである。

以上の議論を前提にすれば，次のように問題の所在を明らかにできる。つまり，資産負債観を基底に据えつつ歴史的原価会計と公正価値会計を折衷した現行の会計理論（会計基準）は，1970 年代後期以降における政治経済環境の転換や 2008 年の世界金融危機などを経験する中, 会計利益観と会計の体系との関連性に関してどのような変容過程を辿り，漸進的な変化を遂げてきたのであろうか。さらに，日本の会計理論，すなわち企

---

[5] Arnold (2009, p.805) は，政治経済と会計との関連性について次のように述べている。「会計はそれ自体が活動する政治経済の中で，権力関係によって形成し，形成される。会計はこのように，本来政治的であると理解される。すなわち，会計方針は権力を有するエリート層や支配的なイデオロギーによって影響される。そして，会計実務は同様にして社会の中で利益，富及び権力の分配に影響を及ぼす。」

[6] 石川 (2016) は，会計領域における歴史からみた研究の重要性について，次のように述べている。つまり,「会計はそれ自体が一人歩きするわけではなく，商業や経済の歴史とともに歩んできたわけである。・・・中略・・・少なくとも言えることは，資本主義が史的システムならその基盤の上にたつ会計もまた史的システムであり，その全体史から現在の位置を知ることが重要になってくる」 (13 頁) 。

業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan: ASBJ) が公表する会計基準は，財務報告のコンバージェンスの中，IFRS との比較可能性を担保しつつ，いかにして自国の会計理論構築を展開すればよいのだろうか。以上が本論文において明らかにしようとする主要な問題である。

第2節　本論文の立場

今日における世界を取り巻く会計理論の変容は，企業環境のダイナミックな変化，すなわちグローバリゼーション及び IT の発展とイノベーションを背景としている。このような企業環境の変化は，会計理論に次の 3 つの変容をもたらした。つまり，第 1 に認識面における資産負債観の台頭，第 2 に測定面における公正価値会計の拡充，第 3 に伝達面における Web ベース・ビジネス（モデル）レポーティングの展開である (河﨑, 2019。括弧内—筆者) [7]。

本論文では，概念フレームワーク，IFRS 第 9 号及び IFRS 第 15 号を題材に，会計利益観（すなわち収益費用観と資産負債観）及び会計の体系（すなわち歴史的原価会計と公正価値会計）に焦点をあてる。会計利益観については，「1976 年討議資料」の公表以降（収益費用観に代えて）資産負債観が志向されるようになり，会計の体系については，21 世紀以降（歴史的原価会計と比較して）公正価値会計の適用領域が拡大されてきた。しかし，本論文では両者を二項対立的に捉えることはしない。収益費用観と資産負債観，歴史的原価会計と公正価値会計それぞれに着目したうえで，会計利益観と会計の体系における評価・測定基準（歴史的原価・公正価値），並びに両者の関連性の観点から，現代会計（混合測定属性モデル）がどのような変容過程のもと構築されてきたのかについて，歴史的変遷過程を辿ってみたい。

さらに，認識・測定基準としてのビジネスモデル概念が，今日の企業環境の変化の中，どのような捉え方がなされるようになったのかについても検討を試みる。両審議会の概念フレームワークにおける財務報告の主たる目的が，将来キャッシュフローの金額，タイミング及び不確実性に関する財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することであるとされてきたように (FASB/IASB, 2010b, paras.OB2-OB3; IASB, 2018, paras.1.2-

[7] 本論文では，今日において会計理論にもたらされてきた 3 つの変容のうち，認識面及び測定面に焦点をあて，伝達面においては主題として取り扱うことはしない。したがって，伝達（もしくは開示）面に関しては，将来の検討課題としたい。

1.3)，近年，投資のリスクに対する「不確実性の解消」(resolution of uncertainty) (Penman, 2011, p.209; 2016, p.6; Barker and Penman, 2017, pp.12,16) に焦点が当てられるようになってきた。

財務報告において，将来キャッシュフローの不確実性に焦点を当てる場合，企業にとってのビジネスモデル概念には 2 つのレベルが存在する。第 1 に，国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council: IIRC) の「国際統合報告フレームワーク」(IIRC, 2013) などにおいて，戦略やマネジメントの文脈で用いられる「統合報告（戦略）レベル」である。第 2 に，IFRS 第 9 号 (IASB, 2009b) などにおいて主として歴史的原価と公正価値との線引きや，収益・利益の認識・測定の文脈で用いられる「財務報告（会計測定）レベル」である。

さらに，第 2 のレベル，すなわち「財務報告（会計測定）レベル」におけるビジネスモデル概念は，付加価値ビジネス（裁定取引）には歴史的原価を，価格変動ビジネス（無裁定取引）には公正価値を適用すべきというような二者択一を導く「二元的なビジネスモデル」と，価値の創造を前提とした「一元的なビジネスモデル」の 2 つを含意している (Marshall and Lennard, 2016; 今福, 2018; 角ヶ谷, 2018)。本論文では，IFRS 第 9 号におけるビジネスモデル概念を出発点として，ビジネスモデル概念に期待されるようになってきた意義や役割に迫りたい。

第3節　本論文の目的

本論文では会計利益観（資産負債観・収益費用観）と会計の体系（公正価値会計・歴史的原価会計），並びに会計利益観と会計の体系における評価・測定基準（公正価値・歴史的原価）との関連性に焦点をあてる。一般に，会計利益観は，狭義の意味でそれを財務諸表構成要素の定義のみに作用するとみる捉え方（本論文では「独立説」という。）と，広義の意味で財務諸表構成要素の定義のみでなく評価・測定基準にも作用するとみる捉え方（本論文では「結合説」という。）の 2 つの論理的含意を有している (藤井, 2014, 157 頁)。

本論文の目的は，FASB がはじめて会計利益観を定義した「1976 年討議資料」を手がかりに，会計利益観と評価・測定基準の関連性が，漸進的な変化を遂げてきた過程を明らかにすることである。つまり，両審議会によるおよそ 30 年の議論の過程を経て，「独立説」に代えて「結合説」が志向されるようになった後，2008 年の世界金融危機を契機

にして「新独立説」へと漸進的な変化を遂げたことを指摘したい。

具体的には，第 1 に，「独立説」と「結合説」の理論的背景を整理した上で，2004 年に発足した両審議会の概念フレームワーク改訂プロジェクト（以下，「概念 FW プロジェクト」という。）を手がかりに，概念フレームワークにおける会計利益観と評価・測定基準の関連性が変化した過程を明らかにする。

第 2 に，2001 年 7 月以降に展開された，IAS 第 32 号「金融商品：開示と表示」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」を改善するプロジェクト（以下，同時期に展開された FASB のプロジェクトも包含して「金融商品プロジェクト」という。）を手がかりに，金融商品会計における会計利益観と評価・測定基準の関連性が変化した過程を明らかにする。

第 3 に，2002 年 9 月に発足した両審議会の収益認識に関する共同プロジェクト（以下，「収益認識プロジェクト」という。）を手がかりに，収益認識会計における会計利益観と評価・測定基準の関連性が変化した過程を明らかにする。

最後に，1976 年以降今日に至るまでの期間における概念フレームワーク，金融商品会計及び収益認識会計に関するプロジェクトの過程を，政治経済環境の転換や 1980 年代の貯蓄貸付組合 (Savings and Loan Association: S&L) 危機，2001 年のエンロン事件，2008 年の世界金融危機と紐づけながら，1 つの時間軸において振り返る。

かかる作業を通じて，これまで未解明であった会計利益観と評価・測定基準との関連性が，1976 年から 2000 年の期間における「独立説」，2001 年エンロン事件から 2008 年世界金融危機までの期間における「結合説」，そして 2008 年以降における「新独立説」の順に，漸進的な変化を遂げ続けてきたことを明らかにしたい。

第4節　本論文の意図

先行研究では，2008 年の世界金融危機以降，混合測定属性モデルや歴史的原価会計への回帰現象がみられるようになったことが明らかにされてきた (Tsunogaya et al., 2011, p.26; 角ヶ谷, 2014, 177,187 頁; Wagenhofer, 2014, pp.364,366; Braun, 2016, p.4; Barker and Schulte, 2017, p.56; 辻山, 2018, 3-4 頁) 。しかし，会計利益観と評価・測定基準との関連性の変容過程については看過されてきたように思われる。

そこで本論文では，21 世紀以降，概念フレームワーク，金融商品会計基準及び収益認識会計基準を改訂するプロジェクトが，両審議会により進められてきた点に着目し，会

計利益観がはじめて定義された 1976 年以降今日に至るまでのおよそ半世紀を俎上に載せて，会計利益観と評価・測定基準の関連性が変化した過程を明らかにする。なぜならば，会計利益観と評価・測定基準の関連性は，矛盾や曖昧性が残されたままであり (藤井, 1997, 129 頁) ，1976 年以降 40 年余りに及ぶ期間において，政治経済環境や経済危機との関わりの中, 会計理論の再構築がいかにして進められてきたのかを解明する上で重要だからである。とりわけ，2008 年以降に想定されるようになった「新独立説」の解明は，今後のコンバージェンスや会計理論構築を展望するために重要であるが，先行研究においては当該事実が見逃されてきた。

20 世紀末葉における金融市場の拡大を背景とした公正価値会計の台頭とともに (Power, 2010, p.201) ，歴史的原価会計が後退しているといわれるようになった (King, 2006, Preface, p.xiii; 角ヶ谷, 2009, 4 頁) 。しかし，歴史的原価会計は本当に危機に瀕しているのであろうか。本論文では，概念フレームワーク，金融商品会計及び収益認識会計を手がかりに, 収益費用観や歴史的原価会計を核とする伝統的会計理論に立ち返ることを通して，会計利益観と会計の体系における 2 つの観点の両立を図ることの必要性 (角ヶ谷, 2019, 66 頁) を再確認したい[8]。換言すれば，Penman (2011, p.187) のいう，会計が有する優れた特徴，つまり歴史的原価会計のもとで，貸借対照表上の諸資産に価値を付加するプロセスを捉えることにより，利益という最終数値を導き出せること，の意義を問い直したいと考える。

第5節　本論文の構成

本論文では，会計利益観と評価・測定基準の関連性を巡る諸問題を次の順序でとりあげていく。

第 2 章では，資産負債観と収益費用観の概念及び共通点・相違点を整理したうえで，会計利益観と評価・測定基準の関連性並びにその変容過程を探りたい。つまり，「1976 年討議資料」における混合測定属性モデルを前提とした「独立説」から一転して，2004

[8] 本論文では，FASB 及び IASB の概念フレームワーク，金融商品会計基準及び収益認識会計基準に焦点をあてている。そのため，例えばリース会計基準などのように，両審議会の基準設定について必ずしもコンバージェンスが達成されているとは言い難い論点については言及していない。また，概念フレームワークについては測定を中心に取り扱い，金融商品については金融資産に焦点をあてているように，本論文で取り扱う個別の会計基準等についても言及することができなかった論点が複数存在する。したがって，それらの論点については，残された将来の検討課題としたい。

年に発足したFASBとIASBの「概念FWプロジェクト」以降，2つの会計利益観がそれぞれ特定の評価・測定基準と結合関係をもち始めたこと（「結合説」），及び資産負債観を前提としたうえで，種々の測定属性の中から公正価値を最上位に据える単一測定属性モデルが志向されるようになったことに言及する。

さらに，2008年の世界金融危機以降は，「概念FWプロジェクト」において，単一測定属性モデルが志向されなくなったこと，及び会計利益観と評価・測定基準の結合関係が論理的に限界を迎えたことで，混合測定属性モデルへと回帰し始めたことを明らかにする。

第3章では，金融商品会計を題材に，1980年代以降におけるFASBやIASBの金融商品会計基準改訂に対する取り組みを，金融資産の認識・測定に着目して整理する。つまり，1980年代のS&L危機以降，「歴史的原価会計に対する批判が集中」 (角ヶ谷, 2014, 182頁) した結果，両審議会は実務的には混合測定属性モデルを採用しながらも (Power, 2010, p.197; Laux, 2012, p.241; Linsmeier, 2016, pp.492-493) ，会計利益観と評価・測定基準との関連性においては，資産負債観を前提に公正価値を最上位に据える単一測定属性モデル（全面公正価値会計）を志向し続けたことを指摘する。しかし，2008年世界金融危機以降は公正価値会計の限界が指摘されるようになり，歴史的原価会計（を基底に据えた混合測定属性モデル）への回帰現象がみられるようになったことを明らかにする。

さらに，IFRS第9号における金融資産の認識（分類）・測定に用いられるビジネスモデル概念の役割を探りたい。つまり，IFRS第9号におけるビジネスモデル概念は，財務報告（会計測定）レベルにおいて，経営者の意図を前提に将来キャッシュ獲得の不確実性が解消されているか否かという基準に基づいて，評価・測定基準としての歴史的原価と公正価値の選択に主眼を置いているわけではなく，利益（キャッシュ）実現の有無を明確にすることを目的としていることを明らかにする。

第4章では，収益認識会計を題材に，まず収益認識モデルの3つの理念的類型（すなわち，収益費用観・歴史的原価会計モデル【類型I】，資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】及び資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】）を提示する。そのうえで，伝統的な収益認識モデル（【類型I】）が，2002年9月に発足した両審議会の「収益認識プロジェクト」や2004年発足の「概念FWプロジェクト」を経て，会計利益観や会計の体系との関連性の中で【類型II】，【類型III】の順に変容を遂げたことを指摘したい。

さらに，IFRS第15号が日本の収益認識会計基準に与えた影響についても探りたいと

考える。第 4 章における検討を通して，一般に資産負債観に属すると解されている IFRS 第 15 号における収益の認識・測定方法が (角ヶ谷, 2015, 33 頁) ，収益費用観を基礎とした伝統的な収益認識モデルと親和的であることが確認され，世界金融危機を契機に公正価値会計への傾斜が緩和され，歴史的原価会計への回帰現象がみられるようになったことが明らかにされる。

最後に第 5 章では，以上の議論の総括として，会計利益観と評価・測定基準の関連性を巡る諸問題を振り返る。そして，概念フレームワークレベル，さらには金融商品会計や収益認識会計といった個別会計基準レベルにおける，会計利益観と評価・測定基準との関連性の歴史的変遷を 1 つの時間軸において概観し，会計利益観と評価・測定基準の関連性の変容（過程）に関する本論文の学術的な貢献を明らかにしたい。加えて，日本の会計理論（会計基準）が目指す方向性についても展望したいと考える。具体的には，すでに IFRS 第 15 号をアドプションするようにして日本の収益認識会計基準が改訂されたいま，どのように金融商品会計やその他の個別会計基準改訂の作業（コンバージェンス）を進めていくのがよいか，筆者なりの整理及び認識を示したい。

第 2 章　資産負債観と収益費用観に関する「独立説」から「結合説」への変容過程—歴史的原価会計と公正価値会計との関連性に触れながら—[9]

第1節　はじめに

FASB は 1976 年 12 月に，「1976 年討議資料」 (FASB, 1976) を公表した。「1976 年討議資料」では種々の論点が提起されているが，その 1 つ目に掲げられた論点は，「財務報告と密接に関係し」 (Beaver and Demski, 1979, p.38) ，かつ「企業会計のコア」 (斎藤, 2002, 431 頁) である利益測定の基礎となる資産負債観 (asset and liability view) と収益費用観 (revenue and expense view) という 2 つの異なる会計利益観の選択を迫る命題であった (FASB, 1976, par.25; 訳書, 1997, 50 頁; 津守, 2002, 209-210 頁) [10]。「1976 年討議資料」は，1976 年に至るまで，40 年近くに渡る従来の会計実務や権威あるプロナウン

---

[9] 本章は，首藤 (2019) に加筆修正を加えたものである。

[10] 「1976 年討議資料」は，資産負債観 (asset and liability view) を別称で「貸借対照表アプローチ (balance sheet view) 」,「資本維持アプローチ (capital maintenance view) 」と呼び，収益費用観 (revenue and expense view) を別称で「損益計算書アプローチ (income or earnings statement view) 」,「対応アプローチ (matching view) 」と呼んでいる (FASB, 1976, par.31) 。また，①資産負債観・収益費用観，②会計利益観という本論文における用語の使用について，以下で整理をしておく。

① 資産負債観・収益費用観という呼称について。

本論文における「資産負債観・収益費用観」という呼称は，論者によって様々な呼ばれ方をしている。例えば，徳賀 (2001, 2002) ，津守 (2002, 2008, 2012) ，岩崎 (2016) では「資産負債中心観・収益費用中心観」, 藤井 (1997, 2014) , 斎藤 (1999b, 2003, 2011, 2015, 2019) , 森田 (2000) , 万代 (2000, 2011) , 浦崎 (2002) , 草野 (2005) , 桜井 (2012, 2014) , 渡邉 (2012) , 松本 (2014) , 松下 (2016a, 2016b) では「資産負債アプローチ・収益費用アプローチ」, そして久保田 (1990) , 渡邉 (2006) ，上野 (2012) ，赤城 (2012) ，北村 (2012) では,「資産負債観・収益費用観」と呼ばれている。

また，海外の先行研究においても，資産負債観・収益費用観は様々な呼称が用いられている。例えば，Storey and Storey (1997) ，Bullen and Crook (2005) ，Bromwich et al. (2005) ，Ijiri (2005) などでは，“asset and liability (asset/liability, asset-liability) view・revenue and expense (revenue/expense, revenue-expense) view”，Dichev (2008, 2017) では“balance sheet approach・incomes statement approach”，Benston et al. (2006) ，Müller (2014) では“asset/(-)liability approach・revenue/(-)expense approach”などと表現されている。

この点，本論文では「1976 年討議資料」における“asset and liability view・revenue and expense view”という用語を忠実に訳すために,「資産負債観・収益費用観」と表現している。

② 会計利益観という用語について。

会計利益観という用語について, 例えば津守 (2002) , 斎藤 (2019) では「利益観」, 藤井 (1997; 2014) ，斎藤 (2003) ，草野 (2005; 2014) ，津守 (2008) ，松本 (2014) ，角ヶ谷 (2015) などにおいては「会計観」と表現しているが，本論文ではそれらを総称して「会計利益観」と表現している。

なお,「1976 年討議資料」は, 第 3 のアプローチとして「非連携アプローチ (not articulated view) 」を示しているが (FASB, 1976, p.35; 訳書, 1997, 49 頁) ，本論文での議論には直接的な関連性をもたないため，本論文では「非連携アプローチ」に言及しない。

スメントにおける会計利益観を収益費用観という用語のもとで一括し，それと対比されるべき会計利益観として資産負債観を提示したものである (FASB, 1976, paras.47,66; 藤井, 1997, 35 頁; 草野, 2005, 18-19 頁) 。

「1976 年討議資料」の公表を契機として生じた，利益は富の増加なのか，それとも業績の指標なのかという会計利益観を巡る論争以降 (Storey and Storey, 1998, pp.76-77; 訳書, 2001, 106-107 頁) ，FASB の概念フレームワークは，基本的には収益費用観から資産負債観に転換してきた (津守, 2002, 251 頁) 。また，現代会計は，歴史的原価 (historical cost) と公正価値 (fair value) という 2 つの測定属性が使い分けられることから，混合測定属性モデルと呼ばれるが[11]，FASB の概念フレームワークは，企業の事業活動やその財務的影響の記録・報告を，歴史的原価による測定に基づいて行う歴史的原価会計 (Ijiri, 1981, pp.8,10) の後退と[12]，貸借対照表上の諸資産・諸負債を公正価値で評価する公正価値会計 (浦崎, 2002, 2 頁; Barlev and Haddad, 2003, p.384; 草野, 2005, 30,33 頁; Penman, 2007, p.36) の台頭というように[13]，単一測定属性モデルを志向してきた (草野, 2005, 11,19 頁; 津守, 2008, 9 頁) [14]。

「1976 年討議資料」以降に生じた資産負債観優位への転換，歴史的原価会計の否定と公正価値会計への傾斜は，2001 年にエンロン，2002 年にワールドコムがそれぞれ経営破綻した事件[15]，及びそれらのスキャンダルをきっかけとして 2002 年 7 月に Sarbanes-

---

[11] 混合測定属性モデルの定義については，浦崎 (2002, 125 頁)，Barth (2007, p.12) ，Penman (2007, p.34) ，角ヶ谷 (2009, 168 頁) ，Laux and Leuz (2010, p.97) ，上野 (2012, 114 頁) ，大日方 (2012a, 91 頁) ，Dichev (2017, p.623) なども参照されたい。

[12] 歴史的原価会計について，森田 (1992) や角ヶ谷 (2015) では，原価主義会計という用語が使用されているが，本論文では原価主義会計と同義で歴史的原価会計という用語を使用している。なお，Nissim and Penman (2008, p.14; 訳書, 2012, 31 頁) は，次のように主張することで歴史的原価会計を擁護している。すなわち，「歴史的原価は「古い原価」であり・・・中略・・・「過去志向的」であるといわれる」が，その「主張は過去の取引履歴を発生主義会計の諸原則を通じて将来に関する有益な情報へと変換せしめる歴史的原価会計の設計上の特性をまったく無視している。」

[13] Benston et al. (2006) の言葉を借りれば，「実際に，FASB（と IASB）は，公正価値測定に優先権を与え (p.172) 」てきた。

[14] なお，佐藤 (2017) では，FASB と IASB の概念フレームワーク (FASB/IASB, 2010b) について，「ヴィジョン型のフレームワークであって，現行会計を要約したものではない」 (14 頁) と述べられている。これは，概念フレームワークにおいて，「概念フレームワークのヴィジョンは完全には達成できていないように思われる。それは，取引やその他の事象を理解し，受容し，実行するのには時間がかかるためである」 (FASB/IASB, 2010b, OB11) と述べられていることに由来している。

[15] エンロンの会計不正については，Benston and Hartgraves (2002) ，Stiglitz (2003, Chapter 10; 訳書, 2003, 第 10 章) ，Benston (2006) などを参照されたい

Oxley 法（企業改革法。以下，「SOX 法」という。）が成立する中で加速の一途を辿り，2004 年に発足した両審議会の「概念 FW プロジェクト」や，2007 年以降「概念 FW プロジェクト」の一環として開始した「測定フェーズ」 (FASB/IASB, 2007a, 2007b, 2007e, 2007f, 2009, 2010a) においても引き継がれた (津守, 2012, 21-22 頁) [16]。この「概念 FW プロジェクト」においても，両審議会は継続して単一測定属性モデルを志向してきたと思われる (米山, 2015, 68 頁) 。

しかし，2008 年 9 月，リーマン・ブラザーズ (Lehman Brothers Holdings Inc.) の破綻に端を発した世界金融危機により風向きが変わった。つまり，世界金融危機を震源として，公正価値会計の様々な負の側面が露呈し，公正価値会計の一時凍結という波紋が世界中に押し寄せた。その後 IASB を中心に，資産負債観を前提としたうえで種々の測定属性の中から公正価値を最上位に据える単一測定属性モデルは, 財務諸表利用者に最も目的適合的な情報を提供できそうにない (IASB, 2012b, p.6; IASB, 2013, par.6.35(b)) との認識のもと，混合測定属性モデルへの回帰現象がみられるようになった (角ヶ谷, 2014, 177 頁; IASB, 2015, paras.6.2-6.46; IASB, 2017, paras.24-29; Barker and Schulte, 2017, p.56; 辻山, 2018, 3-4 頁) 。

以上の整理を前提にすると，次のように問題の所在を明らかにすることができる。つまり, FASB が「1976 年討議資料」においてはじめて資産負債観と収益費用観を定義 (徳賀, 2002, 150 頁) して以降,「概念 FW プロジェクト」や世界金融危機などを経て今日に至るまで，これら 2 つの会計利益観は，会計上の評価・測定基準とともに議論され続けてきた。ところが，2 つの会計利益観に関して，定義については「1976 年討議資料」の公表においてすでに整理されたが, 先行研究において「会計の核心は測定にあり」 (Ijiri, 1967, p.x; 訳書, 1968, iv頁) と述べられるような「会計固有の問題領域の最も中心に位置している」 (藤井, 1997, 13 頁) 測定, 及び定義と評価・測定基準との関連性については, 矛盾や曖昧性が残されたままである (藤井, 1997, 129 頁) 。

[16] 「概念 FW プロジェクト」は，全体が A から H の 8 つのフェーズ（分野）に区分して計画されたが,「測定フェーズ」はフェーズ C にあたるものである。詳細は，桜井 (2007, 2009) ，Whittington (2008) ，山田辰己 (2010) なども参照のこと。また，FASB と IASB は,「測定フェーズ」の検討に先立ち,「なぜ単一の測定基準がすべての財務諸表の目的のために使用されないのか」 (FASB/IASB, 2007a, p.3) という問題意識のもと 2007 年 1 月から 2 月にかけて円卓会議を開催している (FASB/IASB, 2007b; 草野, 2014, 137 頁) 。

そこで，本章では以下に列挙する 3 点の達成を目的としたい。第 1 に，本章で主として取り扱う資産負債観と収益費用観それぞれの先行研究を整理し，2 つの会計利益観の概念整理を行ったうえで，「独立説」と「結合説」の理論的背景を概観する。第 2 に，「1976 年討議資料」における資産負債観と収益費用観の共通点・相違点を整理し，1976 年当時 FASB が定義した 2 つの会計利益観と評価･測定基準が独立した関係（「独立説」）にあったことを明らかにする。第 3 に，「1976 年討議資料」における混合測定属性モデルを前提とした「独立説」から一転して，2004 年の「概念 FW プロジェクト」以降，資産負債観と収益費用観がそれぞれ特定の評価・測定基準と結合関係をもち始めたこと（「結合説」），及び資産負債観を前提としたうえで，種々の測定属性の中から公正価値を最上位に据える単一測定属性モデルが志向されるようになったことに言及する。

さらに，2008 年にリーマン・ブラザーズが破綻して以降，「概念 FW プロジェクト」において，単一測定属性モデルが志向されなくなったこと，及び会計利益観と評価・測定基準の結合関係が論理的に限界を迎えたことで，混合測定属性モデルに回帰し始めたことを明らかにする。

第2節　資産負債観及び収益費用観に関する先行研究の整理と「独立説」及び「結合説」の理論的背景

本節では，資産負債観と収益費用観を取り扱っているが，2 つの会計利益観は時代や論者によって異なる捉え方をされてきた。すなわち，資産負債観，収益費用観はこれまで一義的に定義されてきたわけではない。また，一般に，資産負債観と収益費用観は，狭義の意味でそれを財務諸表構成要素の定義のみに作用するという捉え方（「独立説」）と，広義の意味で財務諸表構成要素の定義のみでなく評価・測定基準にも作用するものとみる捉え方（「結合説」）の 2 つの論理的含意を有している (藤井, 2014, 157 頁) 。

そこで本節では，本論文で主として取り扱う資産負債観と収益費用観それぞれの先行研究を整理し，2 つの会計利益観の概念整理を行ったうえで，「独立説」と「結合説」の理論的背景に言及したい。具体的には，まず 2.1.で資産負債観，2.2.で収益費用観を取り上げ，それぞれの優位性を主張した先行研究を整理する。続いて，2.3.においては 2 つの会計利益観の連携の重要性に言及した先行研究を概観する。さらに，2.4.から 2.5.において，2 つの会計利益観と評価・測定基準との関連性，すなわち「独立説」と「結合

説」に関する理論的背景に言及し，2.6 では，2008 年の世界金融危機以降，「結合説」に論理的限界が生じるようになったことを概観する。

2.1. 資産負債観の優位性に言及した先行研究

「1976 年討議資料」において初めて定義された資産負債観は，Sprouse (1966) などの影響を大きく受けたとされているが，Basu and Waymire (2010, pp.122-123) ，Zimmerman and Bloom (2016, pp.94-95) ，Dichev (2017, p.619) などにおいても同様の指摘がなされている。その後，資産負債観は，Storey and Storey (1998) ，Bullen and Crook (2005) ，Barth (2008) などによりその優位性が言及されてきた。

Storey and Storey (1998) は，次のように述べている。すなわち，財務会計概念書 (Statement of Financial Accounting Concepts: SFAC) 第 3 号及び SFAC 第 6 号では，資産負債観及び収益費用観について直接的に言及されているわけではないが，SFAC 第 3 号における財務諸表の構成要素の定義の中で資産及び負債が強調されていることこそが，FASB が資産負債観を採用したことを示すものである (pp.78-79; 訳書, 2001, 109 頁) [17]。

また，Bullen and Crook (2005) においては，次のように述べられている[18]。資産負債観に基づく利益の定義は，経済学において広く普及している Hicks (1946) が定義した 3 つの所得概念（所得第 1 号，所得第 2 号及び所得第 3 号）と，それぞれにおける「事前 (*ex ante*) 」と「事後 (*ex post*) 」の所得のうち，一期間における富の変動と消費額の合計によって決定されるとする事後の所得第 1 号と整合している (Hicks, 1946, pp.173-174,178-179; Bullen and Crook, 2005, p.7) 。つまり，Bullen and Crook (2005) によれば，一期間における純資産の変動差額を利益とする資産負債観は，ほとんど完全に客観的であるというこの上なく重要な性質 (supremely important property) をもつ事後の所得（第 1 号）に基礎づけられている点で，理論が確立されていることになる (pp.7,18) 。

さらに，Barth (2008) は，次のように収益費用観を否定する形で資産負債観の優位性に言及している。すなわち，Barth (2008) によれば，収益費用観に基づく収益と費用の対応概念を採用した場合，（現行の IASB）概念フレームワークがその計上を認めない計

---

[17] なお，Zeff (1999, p.111) も同様に，FASB が SFAC 第 3 号において資産負債観を優位に捉えていることを指摘している。また，Hitz (2007, p.329) においても，SFAC 第 3 号及び SFAC 第 6 号において FASB が資産負債観を採用したことに言及されている。

[18] 2005 年当時，Bullen は，FASB のシニア・プロジェクト・マネージャーであり，Crook は，IASB のシニア・プロジェクト・マネージャーであった (Bullen and Crook, 2005, p.1) 。

算擬制的項目（概念フレームワークにおける資産・負債の定義に合致しない項目）が貸借対照表に認識されてしまうことになる。また，対応原則（収益費用観）の採用により，（資産の定義にそぐわない）将来の経済的便益を生じさせない支出が繰延費用（資産）として認識され，（負債の定義にそぐわない）将来の経済的犠牲を生じさせない収入が繰延収益（負債）として認識されることになる。よって，Barth (2008) によれば，収益費用観は，資産・負債の認識・測定にとって許容可能な根拠となり得ないため，資産負債観の採用が必要となる (p.1166) [19]。

2.2. 収益費用観の優位性に言及した先行研究

Paton and Littleton (1940, p.123; 訳書, 1958, 205 頁) は，会計の主な目的は費用と収益とを対応せしめる組織的な手続によって，期間利益を測定することであると述べている。費用と収益を対応させることにより期間利益を測定する Paton and Littleton (1940) の会計利益観は，「1976 年討議資料」において収益費用観の骨格の一部を成しているが，一般的に収益費用観は Paton and Littleton (1940) 以降，対応原則として会計実務に根付いてきたとされている (Zeff, 1999, pp.90-91,104; 2007a, p.51; 斎藤, 2011, 10 頁; Zimmerman and Bloom, 2016, p.90) [20]。同様の指摘は，Solomons (1995, p.46) ，Previts and Merino (1998, pp.281-282) ，Storey and Storey (1998, p.53) ，Zimmerman and Bloom (2016, p.88) ，Dichev (2017, pp.621-622) などにおいても言及されている。その後，Littleton (1928, 1953) ，AAA[21] (1965) ，Benston et al. (2007) ，Dichev (2008, 2017) ，Kusano (2012) などによって収益費用観（収益と費用の対応）の優位性は言及されてきた[22]。

Littleton (1953) は，利益を財が生産されるフローの集計結果，すなわち生産過程を事実に即して跡付けた結果であるとする立場から，「会計の中心目的は費用（努力）と収

---

[19] なお，松下 (2016a, 7 頁) は，両審議会が資産負債観を志向する理由について，例えば Barth (2008) のような収益費用観を否定することによる消極的な採用理由はあるが，Bullen and Crook (2005) の言及する Hicks の所得概念との整合性は積極的な採用理由とはなりえず，資産負債観の採用により理論上どのような実利があるかを示す必要があると指摘している。

[20] なお，Zeff (2018) は，Paton と Littleton について次のように述べている。「Paton と Littleton は，完全に異なるイデオロギーのバックグラウンドを有していた。つまり，Paton はキャリアの早い段階から現在価値会計の重要性を主張してきたのに対して，Littleton は常に歴史的原価会計の側についてきた。」 (p.45)

[21] アメリカ会計学会 (American Accounting Association) の略式表記である。

[22] 松下 (2016b) では，Zimmerman and Bloom (2016) を詳細に分析し，収益費用観と資産負債観の歴史的変遷や近年の実証研究の成果を紐解くことで，会計基準設定における収益費用観のプレゼンスは今後相対的に大きくなる可能性があると結論付けている。

益（成果）との期間的対応を可能とせしめることにある」 (p.30; 訳書, 1955, 45 頁) と主張しており，これは収益費用観の優位性を説いていることになる。

また，Dichev (2017) によれば，会計は，投入したキャッシュとそれにより獲得したキャッシュの純額から成る投資の成果，すなわち利益会計の心臓にあたる事業活動の成果それ自体を財務諸表に反映しなければならない (p.618) 。ここで，Dichev (2017) は，収益費用観について，事業活動の成果の基礎としてキャッシュフローをアンカーに据えていること，及び報告期間の利益計算のために，キャッシュフローの認識のタイミングとミスマッチの問題を解決する装置として発生主義に着目していること，の 2 点を特徴に挙げ (p.618) ，収益マイナス費用による利益計算は，キャッシュフローの純額で計算される短期の投資成果を発生主義により調整することを意味する (p.629) ，と述べている。それゆえ，Dechiev (2017) のいう上述の 2 点を特徴にもつ収益費用観こそが会計の役割を果たしうる。

なお，近年の実証研究の成果によれば，Dichev et al. (2013, pp.20-21) によって米国公開会社の 169 名の現役 CFO のうち実に 90%以上の CFO が利益計算における対応原則（収益費用観）の必要性に同意していることが確認されている。

2.3. 資産負債観と収益費用観の連携の重要性に言及した先行研究

資産負債観と収益費用観のそれぞれの優位性を主張した先行研究に対して，森田 (2000) ，Riahi-Belkaoui (2004, pp.174-176) ，Bromwich et al. (2010) ，桜井 (2014) ，斎藤 (2015) などは，2 つの会計利益観の連携の重要性に言及してきた。

森田 (2000,15 頁) は，次のように述べている。すなわち，資産負債観は，資産・負債概念を確定し，そのうえで純資産の変動額として利益を定義することによって，会計上の利益の確実性を高めようとする考え方である。一方で，収益費用観は，期中の収益・費用を把握し，その差額として利益を算定することによって，利益の原因分析の精度を高めようとする考え方である。つまり，森田 (2000,15 頁) によれば，資産負債観は利益の事実把握に適しており，収益費用観は利益の原因把握に適しているため，両者を併用することが肝要である。

また，Bromwich et al. (2010) によれば，「（Hicks の所得第 1 号の考え方に近い）資産負債観と（一般的に Hicks の所得第 2 号とスムーズに関連づけられ，それによって Hicks の所得第 2 号により近いと捉えられる）収益費用観は，企業の相異なる有用な視点を提

供するという意味では相互補完的 (complementary) であり，企業利益の測定方法という点では対象的 (opposed) である。そのため，会計基準設定の基礎として原則的にどちらかがふさわしいかという選択はなされるべきではない。」 (pp.359-360) 。この点，赤城 (2012, 80-81 頁) は，Bromwich et al. (2010, pp.359-360) の主張について，資産負債観と収益費用観のいずれか一方を選択するのではなく，両者を併存させ，状況に応じて財務諸表利用者の経済的意思決定に最も目的適合的な会計利益観を使い分けるべきであると解釈している。

さらに，桜井 (2014) は，資産負債観への過剰な傾斜は，会計がもつ情報提供機能の観点から，投資家が将来利益の水準を予測することの重要性を大きく低下させるなどの影響をもたらすことを明らかにしたうえで (17-19 頁) ，財務会計や会計基準が探求すべき理想は，資産負債観の論理を全面適用して一元化を図ることではなく，収益費用観との間で最適なバランスを探求することであると述べている (20 頁) 。

2.4. 「独立説」の理論的背景

1960 年代後半から 1970 年代における情報化の波，すなわち情報化社会への移行期において (増田, 1968, 127-128,147-156 頁; 林, 1969, 178-190 頁; Toffler, 1980, Chapter14; 武田, 2001, 4 頁; 津守, 2012, 18 頁) [23]，FASB が資産負債観と収益費用観の選択問題に関する問題提起を行った 1976 年当時は，2 つの会計利益観と特定の評価・測定基準（公正価値と歴史的原価）との必然的な結合関係は存在しない旨の指摘がなされていた (FASB, 1976, par.47; 訳書, 1997, 58 頁; 藤井, 1997, 45 頁; 津守, 2002, 195,211 頁) 。これは，情報化社会への移行に伴い情報ニーズが多様化したことを背景に (林, 1969, 160-161 頁) ，情報提供機能の偏重（利害調整機能の後退）という形で会計目的観が変化したことに伴い[24]，定義と属性，会計利益観と評価・測定基準との独立関係（「独立説」）が，属性と

[23] この時代における情報化社会の呼称や捉え方は諸説あるが，例えば，Bell (1973) は，工業社会の後の社会，すなわち「脱工業社会の到来」 (the coming of post-industrial society) と表現した (訳書, 1975) 。また，Toffler (1980) は，1960 年代以降における情報化社会のことを，農業のはじまりによって引き起こされた第一の波，産業革命によって口火が切られた第二の波に続く，第三の波 (the third wave) に洗われる時代と形容した (p.25; 訳書, 1980, 18 頁) 。

[24] 角ヶ谷 (2009) では，「会計の目的（利用）として情報提供機能だけでなく利害調整機能も重んじようとする姿勢，あるいは会計情報の質的特性として信頼性や内的整合性も重んじようとする姿勢は，わが国固有の財務会計思考に通ずるといっても過言ではなかろう。」 (289 頁) と述べられている。

評価・測定基準の選択の多様性をもつ点において，財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供できるというメリットをもつためであった (津守, 2002, 203-204 頁) 。

さらに，「独立説」に言及している論者によれば，資産負債観と収益費用観は相互補完的な関係にある。なぜならば,「独立説」における 2 つの会計利益観の関係でいえば, 資産負債観において期首と期末の純資産変動差額から計算される利益と, 収益費用観において期中の収益・費用の差額から計算される利益は，ストック差額により算定された利益なのか, フロー差額により算定された利益なのかという相異なる有用な視点を提供するためである (斎藤, 1999b, 8 頁; 2003, 35 頁; 森田, 2000, 15 頁; Bromwich et al., 2005, p.4; 2010, p.359; 辻山, 2007a, 142 頁; 2007c, 34-35 頁; 津守, 2008, 13 頁; 角ヶ谷, 2009, 279 頁; 赤城, 2012, 80 頁; Kusano, 2012, p.142; 桜井, 2012, 37 頁; 藤井, 2014, 161 頁) 。

2.5. 「結合説」の理論的背景

2004 年に発足した FASB と IASB の「概念 FW プロジェクト」の一環として，2007 年に開始した「測定フェーズ」(FASB/IASB, 2007a, 2007b, 2007e, 2007f, 2009, 2010a) では, IASB の前身である IASC から公表された金融商品会計基準（国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) 第 39 号「金融商品：認識と測定」） (IASC, 2000) などの複雑性を低減するべく，資産負債観を前提としたうえで，種々の測定属性の中から公正価値を最上位に据える単一測定属性モデルが志向されるようになった。この場合，資産負債観と公正価値が, また収益費用観と歴史的原価が分かち難く結びつくことが想定されることになる (角ヶ谷, 2016, 57-58 頁) 。

「概念 FW プロジェクト」においてみられるようになった会計利益観（資産負債観）と評価・測定基準（公正価値）との結合関係（すなわち,「結合説」）は，1970 年代後半以降における政治経済環境のもと，新自由主義 (neoliberalism) への転換 (Stiglitz, 2003, pp.229-230; 訳書, 2003, 284-285 頁; 2010, pp.220; 訳書, 2010, 311 頁; Harvey, 2005, pp.1-3; 訳書, 2007, 9-11 頁; McSweeney, 2009, p.844; Sikka, 2015, pp.3-4) [25]が生じるようになった影響を受けたと思われる[26]。新自由主義とは，Harvey (2005) によれば,「強力な私的所

[25] Harvey (2005, p.1; 訳書, 2007, 9 頁) は，Margaret Thatcher が英国首相に就任し，Ronald Reagan が米国大統領に選出された 1978 年から 1980 年のおよそ 2 年間を「世界の社会経済史における革命的な転換点」として，新自由主義の起源に置いている。なお，同様の指摘は，Sikka (2015, pp.3-4) にもみられる。

[26] Chiapello (2017) は，3 つの会計専門ジャーナル，すなわち *Accounting, Organizations and*

有権，自由市場，自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大する，と主張する政治経済的実践の理論」 (p.2; 訳書, 2007, 10 頁) である。

新自由主義への転換が生じた 1970 年代後期以降は，新自由主義，国際化及び金融化が融合した政治経済環境であった (Müller, 2014, p.541) [27]。そのような時代背景の中 FASB は，「1976 年討議資料」の公表により収益費用観から資産負債観への誘導・転換を目指しつつ (Storey and Storey, pp.78-79; 訳書, 2001, 109 頁; 藤井, 2011, 22 頁) ，SFAC 第 1 号において財務報告の目的を財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することであると定義した (FASB, 1978, paras.5-9,32-39) 。その後，1980 年代になると FASB は SFAC 第 2 号において，会計情報を財務諸表利用者の意思決定にとって有用な情報とするための 2 つの主要な品質として，目的適合性 (relevance) と信頼性 (reliability) を掲げた (FASB, 1980, p.2) 。さらに，信頼性が有する質的特性として，表現の忠実性 (representational faithfulness) と検証可能性 (verifiability) の 2 つが定められた (FASB, 1980, p.2,par.62) 。

FASB によれば表現の忠実性は，会計数値（すなわち測定）と，表現しようとする事象との一致もしくは呼応であり (FASB, 1980, p.2,par.63) ，経済事象（もしくは市場の情報）が忠実に表現（測定）された場合に，当該情報は財務諸表利用者にとって信頼できる有用な情報となる。そして，財務諸表利用者が当該有用な情報に基づいて意思決定を行うことにより，より良い結果がもたらされることが想定される。したがって，SFAC への表現の忠実性の導入は，自由市場における制約のない情報の忠実な表現（伝達）により，個々人が自由に意思決定を行うことで富と福利が最も増大する，という新自由主義の論理を反映している (Zhang and Andrew, 2014, pp.22-23) 。つまり，意思決定有用性志向の高まりは (Bullen and Crook, 2005, p.4) ，FASB が財務報告に新自由主義の経済的観点を取り入れたことに他ならない (Pelger, 2016, p.57) 。

Society，*Accounting, Auditing & Accountability Journal* 及び *Critical Perspectives on Accounting* において，2015 年までに公表された先行研究のうち，新自由主義が中心的に取り上げられている先行研究の調査を行っている。Chiapello (2017) によれば，会計研究において新自由主義が取り上げられ始めたのは 1990 年代以降であったが，新自由主義を取り扱う研究が本格化したのは 2000 年代後半，とりわけ 2008 年の世界金融危機以降である (pp.48-49) 。

[27] Duménil and Lévy (2005) は，新自由主義について，「金融（経済）の新たな支配権の表現（そのもの）である」 (p.40。括弧内—筆者) と述べている。

その後，1980 年代以降における金融中心のビジネスに向けた世界経済のシフトや (Duménil and Lévy, 2005, pp.34-41) ，新しいタイプの金融商品が次々と出現しはじめた影響を反映するようにして (Jones, 1988, p.56) ，公正価値会計が志向されるようになった (Zhang et al., 2012, p.1271) 。つまり，表現の忠実性という概念の導入により，歴史的原価による測定では経済的実質を表現できなくなった複雑な金融商品や (Jones, 1988, p.56) ，企業活動に伴う経済事象について，公正価値により最新の情報を忠実に表現（測定）することで，会計情報が財務諸表利用者の意思決定にとって有用な情報になりうるという論理が確立されため，公正な市場価値（情報）を反映する公正価値会計が志向され始めたのである (Barth, 2006, p.272; Biondi and Suzuki, 2007, p.590) 。実際，（米国）証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission: SEC) のブリーデン委員長が金融商品に対する全面時価会計の導入を 1990 年に提案して以降 (Breeden, 1990, pp.6-9) ，公正価値会計の適用領域は拡大し始めた (FASB, 1991,1993,1998,1999; IASC/CICA, 1997; JWG, 2000; Johnson, 2005, p.4; Barth, 2006, p.272; Tsunogaya et al., 2011, p.25; Müller, 2014, p.542; Erb and Pelger, 2015, p.24) [28]。

また，1989 年には IASC の概念フレームワークにおいても，財務報告の目的が意思決定に有用な情報を提供することであると明示され，忠実な表現 (faithful representation) の概念が導入されたことも相俟って (IASC, 1989, paras.12-18,31-34) ，1990 年代以降，公正価値会計が新自由主義の構造の一部を形成する会計手法として捉えられるようになった (Zhang et al., 2012, p.1270) 。このことは，公正価値会計が，将来キャッシュインフローを内包することで資産価値の将来性を表現し，将来情報の予測を可能にするという点において目的適合的であることや (Barth, 2006, pp.275-282; Hitz, 2007, p.327; Biondi, 2011, p.20) [29]，公正価値会計が暗黙のうちに，（新自由主義のもとでの）金融市場の効率性を想定していること (McSweeney, 2009, p.837; Biondi, 2017, p.68) ，そして公正価値会計の機能には自由市場が必要不可欠であるという性質が含まれることに起因する (Zhang et al., 2012, p.1270) 。

---

[28] 1990 年代以降において，金融商品における公正価値会計の適用領域が拡大した経緯については，第 3 章第 3 節において詳細な整理を試みている。

[29] Staubus (2000) は，資産・負債の測定のタイミングと目的適合的な情報との関連性について次のように述べている。つまり，「（財務諸表）利用者は，資産・負債の報告日における測定が，より過去の（基準日における）測定と比較して，将来キャッシュフロー志向の意思決定にとってより目的適合的であることを理解している」 (p.337。括弧内—筆者) 。このことは，公正価値会計が目的適合的な情報提供に資するということを意味していると考えられる。

その後，2004 年に FASB と IASB の「概念 FW プロジェクト」が発足し，2008 年までの間に，概念フレームワークにおける 2 つの基本的な質的特性のうち，1 つは従来通り目的適合性 (relevance) を維持しつつも, 他の 1 つについては, 従来の信頼性 (reliability) から忠実な表現 (faithful representation) に改訂する旨の提案がなされた (FASB/IASB, 2006b, par.S8; FASB/IASB, 2008b, par.QC2) 。「概念 FW プロジェクト」に関する詳細な整理は第 2 章第 4 節において後述するが，基本的な質的特性の再構築は，会計実務の測定における公正価値会計にとっての概念的基礎を構築した (Zhang and Andrew, 2014, p.22) 。なぜなら，従来の目的適合性と信頼性の間に存在したトレード・オフの関係は (Johnson, 2005, p.1; Bullen and Crook, 2005, p.5) ， しばしば目的適合的であっても信頼性に欠けると批判される公正価値測定を適用しないための理由とされてきたが (Whittington, 2008, p.146) ，信頼性を忠実な表現に置き換えることにより，目的適合性と信頼性の間に存在するトレード・オフの可能性が排除されたためである (Zhang and Andrew, 2014, pp.21-22) 。かくして，資産負債観志向，意思決定有用性への傾斜，新自由主義への転換，概念フレームワークへの表現の忠実性の導入という経緯の中，新自由主義のもと資産負債観を前提としたうえで, 種々の測定属性の中から公正価値を最上位に据える単一測定属性モデルが志向されるようになったと思われる。

以上要するに，1980 年代以降，新自由主義化を基礎として，「金融世界の活動力や権力の爆発的発展（により）・・・中略・・・金融サービスにイノベーションの波が押し寄せ，はるかに洗練されたグローバルなネットワークが広がっただけでなく，証券化，デリバティブ，あらゆる形態の先物取引にもとづいた新種の金融市場が形成」 (Harvey, 2005, p.33; 訳書, 2007, 47-48 頁。括弧内—筆者) された。そのような政治経済環境を背景にして，会計利益観（資産負債観）が定義のみでなく評価・測定基準（公正価値）にも作用するような考え方がなされるようになった。つまり，このことは資産負債観と収益費用観の論理的含意が拡張し，結合して捉えられるようになったこと（「結合説」）を意味する (藤井, 2014, 161-162 頁) 。また，そのような「結合説」における 2 つの会計利益観の関係でいえば，評価・測定基準の観点から一方の会計利益観は他方の会計利益観を「補完」するものではなく，むしろそれと「対立するもの」と理解される (辻山, 2007a, 142 頁; 藤井, 2014, 162 頁) 。

以上で説明した「独立説」と「結合説」について，会計利益観（の定義）と評価・測定基準との関連性を整理すると，図表 1 のようになる。

〔図表 1〕　「独立説」と「結合説」の概念図

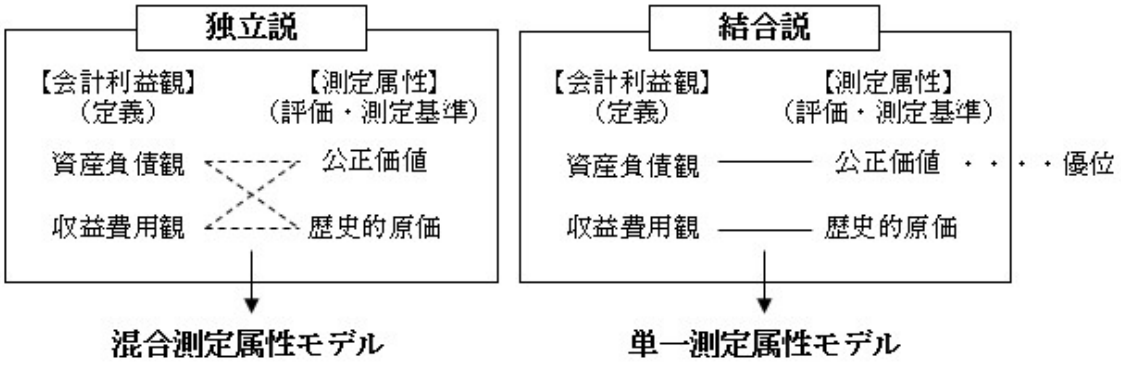

（出典）首藤 (2019, 5 頁) を加筆修正。

2.6.　「結合説」の理論的限界

2.5 では，1980 年代以降 2008 年までの期間において，資産負債観志向，意思決定有用性の高まり，新自由主義への転換，概念フレームワークへの表現の忠実性の導入というプロセスを経て，会計利益観（資産負債観）が定義のみでなく評価・測定基準（公正価値）にも作用するような考え方（「結合説」）がなされるようになったことが明らかにされた。しかし，2008 年の世界金融危機により，「結合説」に限界がみられるようになった。2008 年 9 月，リーマン・ブラザーズの破綻に端を発した世界金融危機が起こると，米国において緊急経済安定化法 (Emergency Economic Stabilization Act of 2008) が成立し，市場流動性が著しく低下した場合の公正価値測定に関する取扱いが FASB Staff Position (FASB, 2008c, 2009) により明確化された。

さらに一部の金融商品について，公正価値から歴史的原価への振替が実務で緊急措置として認められるようになった (IASB, 2008c; ASBJ, 2008a, 2008b) [30]。これらを契機として，両審議会は，単一の評価・測定基準，すなわち資産負債観と公正価値，収益費用

[30] IASB の当該措置は，米国会計基準に追随するための緊急的な対応であった。つまり，世界金融危機後，米国会計基準において一定の場合に公正価値測定を停止する措置が認められるようになったことにより，IFRS を適用する欧州の銀行が公正価値測定による未実現損失計上などの観点から不利な状況にあったため，緊急対応が行われた (Zeff, 2012, pp.829-830) 。詳細は平松 (2009, 29-30 頁) ，吉田 (2016, 66-73,139-140 頁) なども参照されたい。

観と歴史的原価との強固な結びつきを断念して，混合測定属性モデルを志向するようになったと思われる[31]。

以上要するに，2008 年の世界金融危機以降は，公正価値会計への傾斜から一転して，歴史的原価を主たる測定基準とし，それを補完するために公正価値を使用する歴史的原価会計への揺り戻しがみられるようになった (角ヶ谷, 2014, 177 頁) 。つまり，このことは，会計利益観の定義と評価・測定基準の強固な結合関係が論理的に限界を迎え，2008 年の世界金融危機以降，単一測定属性モデルから混合測定属性モデルへの回帰が志向されるようになったことを意味している。

第3節　「1976 年討議資料」の立場—「独立説」—

2 つの会計利益観，すなわち資産負債観と収益費用観の選択問題は，FASB が 1976 年に公表した「1976 年討議資料」において，「概念フレームワークの基礎として，資産負債観，収益費用観・・・（中略）・・・のうちいずれの会計（利益）観が採用されるべきか」 (FASB, 1976, par.25; 訳書, 1997, 50 頁。括弧内—筆者) という問いかけがなされたことに端を発する (藤井, 1997, 121 頁; Zeff, 1999, p.104; 津守, 2002, 113, 179, 210 頁; Bullen and Crock, 2005, p.7; 北村, 2012, 16 頁) [32]。その後，2004 年に発足した「概念 FW プロジェクト」の一環として，2007 年に開始した「測定フェーズ」 (FASB/IASB, 2007a, 2007b, 2007e, 2007f, 2009, 2010a) や，その成果として IASB が 2013 年に公表した討議資料「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」 (IASB, 2013。以下，「2013 年討議資料」という。) 及び 2015 年に公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」 (IASB, 2015。以下，「2015 年公開草案」という。) などを経て今日に至るまで，これら 2 つの会計利益観は，会計上の評価・測定基準とともに議論され続けてきた[33]。

ところが，これら 2 つの会計利益観についてある程度の合意が得られたのは定義に関

---

[31] 2008 年の世界金融危機以降，「結合説」に理論的限界がみられるようになった詳細な過程については，第 2 章第 4 節を参照されたい。

[32] 万代 (2011) によれば，「1976 年討議資料」において，収益費用観と資産負債観のいずれを採るべきかという問題提起をした出発点は，利益を収益費用の差額としてみるのか，それとも純資産の期首期末の差額としてみるのかという，利益に対する見方の違いである (346 頁) 。

[33] 2004 年に FASB と IASB の共同プロジェクトとして発足した「概念 FW プロジェクト」は，2010 年に他のプロジェクトに集中するために作業を一時中断することとなった。その後，2012 年にプロジェクトが再開してからの作業は，FASB との共同ではなく IASB の単独プロジェクトになっている (IASB, 2012a, par.3) 。

してのみであって，会計の核心[34]である測定については，矛盾や曖昧性が残されたままである (藤井, 1997, 129 頁) 。そこで本節では，2 つの会計利益観の端緒である「1976 年討議資料」を手がかりにして，2 つの会計利益観の定義，特徴，及び相違点を整理し，2 つの会計利益観と資産の評価・測定基準が独立した関係にあること（「独立説」）を明らかにしたい。

3.1. 資産負債観と収益費用観の定義及び特徴

ここでは，資産負債観と収益費用観の定義及び特徴を整理する。

資産負債観とは，資産を企業の経済的資源の財務的表現，負債を将来他の実体に資源を引き渡す義務の財務的表現と捉え，それぞれを財務諸表構成要素の鍵概念 (key concept) に据える会計利益観をいう[35]。そして，資産・負債の属性とその変動を測定することが会計における基本的な測定プロセスであると考えられ，資産負債観における利益は，一期間における純資産の増減額として定義される (FASB, 1976, par.34; 訳書, 1997, 53 頁; 藤井, 2014, 154 頁) [36]。財務諸表の連携 (articulation) を前提とする場合，利益の測定と資産・負債の測定は表裏の関係をなす[37]。しかし，資産負債観を前提とする場合には，資産・負債の測定が先に決まり，利益の測定は後に決まるため，利益の測定は，資産・負債の測定の従属変数 (dependent variable) と捉えられる (FASB, 1976, par.37; 訳書, 1997, 54 頁; 藤井, 2014, 154 頁) 。

---

[34] Ijiri (1967) では，「会計の核心は測定にあり，何がどのようにして測定されるかを理解することなしに，会計の正しい把握はできない」 (Ijiri, 1967, p.x; 訳書, 1968, iv頁) と述べられている。

[35] 森田 (2000) では，資産負債観について次のように述べられている。すなわち，資産負債観は，「損益計算書を利益の計算表とはみていない。そこでは，資本的性質の変動を除く純資産の増減としての利益の性格，すなわち貸借対照表的利益としての性格が強調され，損益計算書はその利益の構成要素を示す説明表として位置づけられているにすぎない (8 頁。傍点—原文) 」。なお，資産と負債以外の財務諸表構成要素（所有者持分または資本，利益，収益，費用，利得，損失など）はすべて，資産・負債の属性の測定値相互間差額，あるいは当該各測定値の変動額として測定される (FASB, 1976, para.34; 訳書, 1997, 53-54 頁) 。

[36] とはいえ，利益測定を収益と費用の対応プロセスとして記述することを必ずしも否定しているわけではない (FASB, 1976, para.37; 訳書, 1997, 54 頁) 。

[37] ここでいう財務諸表の連携とは，損益計算書と貸借対照表の連携を意味している。「1976 年討議資料」では，「利益計算書（損益計算書）と財政状態表（貸借対照表）の連携は資産負債観の不可欠の要素」 (FASB, 1976, para.35; 訳書, 1997, 54 頁。括弧内—筆者) とされている。つまり，「2 つの財務諸表（損益計算書と財政状態表）は根本的に関連しており，同一の基礎データに依拠している——すなわち，収益を認識することは資産の増加ないし負債の減少を認識することと同義であり，費用を認識することは資産の減少ないし負債の増加を認識することと同義である。」 (FASB, 1976, para.35; 訳書, 1997, 54 頁。括弧内—筆者)

一方，収益費用観とは，収益を企業の収益稼得活動からのアウトプット（成果）の財務的表現と捉え，費用は当該活動へのインプット（努力）の財務的表現と捉えたうえで，それぞれを財務諸表構成要素の鍵概念に据える会計利益観をいう[38]。そして，一期間における収益（成果）と費用（努力）の対応が会計における基本的な測定プロセスであると考えられ，利益は収益と費用の期間差額と定義される (Paton and Littleton, 1940, p.7; 訳書, 1958, 11 頁; Littleton, 1953, p.23; 訳書, 1955, 33-34 頁; FASB, 1976, paras.38-39; 訳書, 1997, 55 頁) [39]。なお，上述のように，財務諸表の連携を前提とする場合，利益の測定と資産・負債の測定は表裏の関係をなす。しかし，収益費用観における利益測定は，収益・費用・利益の測定が先に決まり，資産・負債の測定は後に決まる。よって，後者は前者の従属変数と捉えられる (FASB, 1976, par.41; 訳書, 1997, 56 頁) 。

以上の，資産負債観と収益費用観の整理を要約したものが図表 2 である。

[38] 松本 (2014) では，収益費用観について「企業の経営効率を反映した利益の測定を主要な目的とする会計観の総称」 (238 頁) と定義し，収益費用観の最大の特徴について，「日々の「取引」や「事象」の発生を手がかりに，価値の流れ（フロー）を収益あるいは費用として認識していく点にある」 (238 頁) と述べている。また，万代 (2000) では，収益費用観について，「貨幣計算と物量計算の組み合わせからなる利益計算方式であり，収益・費用を直接把握する点に特徴がある」 (60 頁) と述べられている。

[39] 「1976 年討議資料」の par.40 において，伝統的な利益測定方法は，費用を収益に対応させる方法であると述べられている。さらに，「利益測定（最も広い意味での対応）」は，2 つの主なステップから構成される。2 つの主なステップとは， (1) 当該期間における企業のアウトプットないし収益の測定， (2) 認識された収益（アウトプット）を生産するために利用されたインプットの原価を収益から控除すること，である (FASB, 1976, para.40; 訳書, 1997, 55-56 頁) 。

〔図表 2〕資産負債観と収益費用観

	鍵概念		測定プロセス	利益の定義
資産負債観 (paras.34-37)	資産	企業の経済的資源の財務的表現	資産・負債を測定し，利益は資産・負債の従属変数（残余物）となる。	一期間における純資産の変動額
	負債	将来他の実体に資源を引き渡す義務の財務的表現		
収益費用観 (paras.38-42)	収益	企業の収益稼得活動からのアウトプット（成果）の財務的表現	一期間における努力（費用）と成果（収益）が対応するように収益・費用を測定し，資産・負債はその残余物となる。	一期間における収益・費用の差額
	費用	企業の収益稼得活動へのインプット（努力）の財務的表現		

（出典）FASB (1976; 訳書, 1997) ，藤井 (1997, 43 頁; 2014, 155 頁) を参考に，筆者作成。なお，括弧内の数字は，FASB (1976) の引用パラグラフを示している。

3.2. 資産負債観と収益費用観の共通点及び相違点

続いて，2 つの会計利益観の共通点と相違点を「1976 年討議資料」に沿って明らかにする[40]。「1976 年討議資料」では，2 つの会計利益観の相違が，「誤解に基づくもの (Nonsubstantive differences) 」（すなわち，共通点）と，「本質的に重要なもの (Substantive differences) 」（すなわち，相違点）に区別されている (FASB, 1976, paras.43-68) [41]。

「1976 年討議資料」によれば，実質的には誤解であり実際は共通点となっているの

[40] 詳細は，藤井 (1997) において整理されており，本論文における整理については「1976 年討議資料」のみではなく，藤井 (1997) の整理も参考にしている。

なお，「1976 年討議資料」においては，「貸借対照表 (balance sheet) 」，「損益計算書 (income statement) 」という用語よりも，「財政状態表 (statement of financial position) 」，「利益計算書 (statement of earnings) 」という用語が多く用いられている。その理由について，藤井 (1997) は，「財政状態表」という用語が経済的資源・義務に基礎を置く「財政状態」の報告書という意味で用いられていることに鑑み，かかる用語が多用されている事実こそ，FASB の選好する会計利益観が，資産負債観であるということを物語る一つの証左であると述べている (59 頁) 。

[41] 「誤解に基づく相違」と「本質的に重要な相違」について，原文 (FASB, 1976) ではそれぞれ Nonsubstantive differences，Substantive differences という用語が使用されているが，本論文ではその内容に着目し，「誤解に基づく相違」と「本質的に重要な相違」と訳している。なお，藤井 (1997) や津守 (訳書, 1997) ではそれぞれを「実質的でない相違」，「実質的な相違」と訳している。

が，「誤解に基づく相違」であり，以下 2 つの指摘がなされている[42]。

第 1 に，資産負債観が重視（有用性を強調）しているのは貸借対照表であるという解釈は誤解ということである (FASB, 1976, par.44; 訳書, 1997, 57-58 頁; 藤井, 1997, 45 頁; 森田, 2000, 7 頁) 。この点，「1976 年討議資料」では，2 つの会計利益観の支持者はともに，利益測定が財務会計及び財務諸表の焦点である，すなわち貸借対照表における情報よりも損益計算書における情報の方が, 投資者及び債権者にとってより有用であるという点で意見が一致していると説明されている (FASB, 1976 年, par.45; 訳書, 1997, 58 頁; 藤井, 1997, 45 頁) [43]。つまり，2 つの会計利益観はともに，利益測定に主眼を置いている点において相違はなく, それゆえに資産負債観は貸借対照表のみでなく損益計算書も有用な情報であると捉えている。

第 2 に，2 つの会計利益観と特定の評価・測定基準（公正価値と歴史的原価）との必然的な結びつきは存在しないことである (FASB, 1976, par.47; 訳書, 1997, 58 頁; 藤井, 1997, 45 頁; 津守, 2002, 195, 211 頁) [44]。換言すれば，2 つの会計利益観はいずれも，財務諸表構成要素ごとに異なった測定属性を選択することが可能であり, 資産負債観と公正価値, 収益費用観と歴史的原価が自動的に結びつくわけではない (FASB, 1976, par.47; 訳書, 1997, 58-59 頁; 津守, 2002, 194-195 頁) 。

他方，「本質的に重要な相違」は，資産負債観の支持者と収益費用観の支持者の明確な立場の相違から生じるもの (FASB, 1976, par. 48) であり, 次の 2 つに要約されている。

第 1 に, 貸借対照表項目の範囲を経済的資源またはその引渡し義務の財務的表現としての資産・負債に限定するか，あるいは当該範囲を計算擬制的項目にまで拡大するかという点である (FASB, 1976, paras.51,54; 訳書, 1997, 60-62 頁 ; 藤井, 1997, 47-48 頁) [45]。

---

[42] なお,「1976 年討議資料」は,「誤解に基づく相違」に基づいた「過度に単純化された区別は, 実質的な（本質的に重要な）相違を明らかにするどころか，むしろそれを覆い隠すことになるだろう」 (FASB, 1976, par.44; 訳書, 1997, 58 頁。括弧内—筆者) と，警鐘を鳴らしている。

[43] なお，Barker and Schulte (2017) は,「財務会計手法の核心は，報告企業の権利（資産）と義務（負債）の要約を形成する中で経済的現実を表現する貸借対照表にある」(p.55) と述べている。

[44] 角ヶ谷 (2014) では，低価基準を排除した「純粋な歴史的原価会計」から，低価基準を内包した「緩和された歴史的原価会計」へと変遷していった過程を,「原価」の意味内容に焦点をあて整理している。また，Biondi (2011) は，次のように述べている。つまり,「歴史的原価 (そして, 収益) 会計が支持する伝統的説明責任フレームワークは, 3 つの古典的な (classic) 会計原則を基礎としている。3 つの古典的な会計原則とは，(i) 継続企業の前提，(ii) マッチング（費用収益対応の原則），そして，(iii) 投資原価と生成される収益，である (7,39 頁。括弧内—筆者) 。

[45] 「1976 年討議資料」において「計算擬制的項目」は，資産・負債のほかに，経済的資源・責務を表さないその他の貸借対照表項目を意味しており (par.58) ，具体例として「繰延費用」及び「繰延収益・引当金」が挙げられている (par. 51) 。なお，それ以前にも Sprouse (1966) は

言うまでもなく，資産負債観は前者の立場をとり，収益費用観は後者の立場をとる。「1976 年討議資料」によれば，資産負債観の支持者は一期間における企業の富（すなわち経済的資源という「事物」）の変動を測定することに最も強い関心をもっており，また，一義的には利益を当該変動の測定値とみなしている。そのために，かかる意味での利益は一期間における当該企業の資産・負債の変動のみから生じるのであり，また，当該利益測定の前提となる資産・負債は，当該企業の経済的資源またはその引渡し義務の財務的表現としての資産・負債に限定される (FASB, 1976, paras.48,54; 藤井, 1997, 47-48 頁; 藤井, 2014, 157-158 頁) 。

その一方で，収益費用観の支持者は一期間における企業活動の成果（すなわち収益稼得活動という「行為・業績」）を測定することに最も強い関心をもっており，また，一義的には利益を当該成果の測定値とみなしている。そのため，収益費用観においては，資産負債観では拒否される計算擬制的項目を資産・負債に含める (FASB, 1976, par.49-51; 藤井, 1997, 47-48 頁; 辻山, 2007a, 141 頁; 藤井, 2014, 157-158 頁; 斎藤, 2015, 18 頁) 。

第 2 に，利益の本質を純資産の増分とみるか，あるいは収益と費用の差額とみるかという点である (FASB, 1976, paras.48,56; 訳書, 1997, 59-60,63 頁; 藤井, 1997, p.48-50 頁; Nissim and Penman, 2008, p.12; 訳書, 2012, 27 頁) 。既述の通り，資産負債観のもとでは，資産・負債の属性を決定し，その変動額をもって利益とみなしている。つまり，資産負債観の支持者は，企業活動の目的は富を増加させることであり，企業が所有している事物（純資産）の変動こそが一期間における当該企業の活動に関する最良かつ根拠の確かな証拠になるとの立場をとっている (FASB, 1976, par.48; 訳書, 1997, 59-60 頁; Biondi, 2011, pp.13-17; Tsunogaya et al., 2011, pp.3-4) 。

一方，収益費用観のもとでは，一期間の収益（成果）と費用（努力）の対応 (Paton and Littleton, 1940, p.7; 訳書, 1958, 11 頁) の結果をもって利益とみなしている。つまり，収益費用観の支持者は，利益測定の目的は企業ないしその経営者の行為・業績（すなわち，一期間の利益）を測定することであり，利益は一義的には企業の経営成績ないし利益獲得能力の測定値であることから，それが富の増加の測定値になるのは単なる偶然にすぎず，利益は当該企業の資源・義務に生じるすべての価値変動を反映するものではないとの立場をとっている (Littleton, 1928, p.286; FASB, 1976, paras.48-49；訳書, 1997, 59-60 頁;

「繰延費用」及び「繰延収益・引当金」などを総称して“what-you-may-call-its”と表現しており，斎藤 (2011, 21 頁) は“what-you-may-call-its”を「わけのわからないもの」と訳している。

Biondi, 2011, pp.13-17; Tsunogaya et al., 2011, p.3) 。

以上において，「1976 年討議資料」が想定した会計利益観の「本質的に重要な相違」として，①計算擬制的項目の計上の可否，②利益の本質の捉え方（純資産の増分，あるいは収益と費用の差額）の 2 点を整理したが，当該 2 点の相違は，利益の本質（定義）の相違から派生的に生じる貸借対照表（資産・負債）への計算擬制的項目の計上の可否という唯一の相違に要約されると解することができる (藤井, 2014, 158 頁) 。

3.3　会計利益観の定義と評価・測定基準との切断―「独立説」―

以上で説明した会計利益観に関する整理を踏まえて，「1976 年討議資料」における 2 つの会計利益観の定義と資産・負債の評価・測定基準との関係が，独立して捉えられていたこと（「独立説」）を明らかにする。具体的には，まず「1976 年討議資料」において，資産負債観と収益費用観の定義が特定の評価・測定基準から独立して考えられていた背景を整理する。次に，資産負債観と収益費用観が特定の評価・測定基準，すなわち公正価値または歴史的原価を前提としていなかったことを明らかにする。

1960 年代後半から 1970 年代にかけて，いわゆる情報化社会への移行が始まった (津守, 2012, 18 頁) 。FASB が資産負債観と収益費用観の選択問題に関する問題提起を行った 1976 年当時は，まさに情報化社会への移行期にあった。「1976 年討議資料」は，情報化社会への移行ひいては財務諸表利用者志向への転換を軸として, 財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供するという目的に基づき, 会計的認識の過程を一種の情報処理の過程として理解しているため，本来不可分の関連にあるはずの定義と属性，会計利益観と評価・測定基準は分離可能となり，両者の関係は一種の組み合わせとして捉えられるようになった (津守, 2002, 199,203,284 頁) 。つまり，情報化社会への移行により情報ニーズが多様化したことを背景に (林, 1969, 160-161 頁) ，情報提供機能への傾斜（利害調整機能の後退）という形で会計目的観が変化し，その結果，定義と属性，会計利益観と評価・測定基準との独立関係は，属性と評価・測定基準の選択の多様性をもつ点において, 財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供できるというメリットをもつようになった (津守, 2002, 203-204 頁) 。

かくして，「1976 年討議資料」は，2 つの会計利益観と特定の評価・測定基準（公正価値と歴史的原価）との必然的な結合関係を前提としなかった (FASB, 1976, par.47; 訳書, 1997, 58 頁; 藤井, 1997, 45 頁; 津守, 2002, 195,211 頁) 。換言すれば，2 つの会計利益

観は財務諸表構成要素の異なった属性の測定と両立することになる (FASB, 1976, par.47; 訳書, 1997, 58 頁; 藤井, 1997, 45 頁; 2014, 158 頁; 渡邉, 2006, 52 頁;) 。つまり，資産負債観は, 資産・負債を財務諸表構成要素の鍵概念に据える会計利益観と定義され，報告利益は一期間における純資産の評価・測定金額の変動から生じることになるが，その定義と評価・測定基準の間に自動的な結合関係はないことになる。一方で，収益費用観は，収益・費用を財務諸表構成要素の鍵概念に据える会計利益観と定義され，報告利益は収益と費用の期間差額として評価・測定されるが，その定義と評価・測定基準の間にも自動的な結合関係はないことになる。例えば，資産負債観のもとでの利益測定は，公正価値に限定されず歴史的原価も基礎とされるし，また，収益費用観のもとでの利益測定においても，歴史的原価を収益に対応させることに限定されず，公正価値を収益に対応させることも可能となる (FASB, 1976, par.47; 訳書, 1997, 58 頁; 藤井, 1997, 45 頁) 。

以上要するに，FASB の「1976 年討議資料」では，2 つの会計利益観と評価・測定基準の 1 対 1 の直接的な関係は想定されていなかった。このことは，「1976 年討議資料」において，資産負債観と収益費用観が含意しているのはあくまでも定義のみであり，評価・測定基準は定義とは独立した概念として捉えられている（すなわち，混合測定属性モデルを前提とした「独立説」が採られている）ことを意味している。

第4節　「概念 FW プロジェクト」の立場—「結合説」—

本節では，「1976 年討議資料」における「独立説」から一転して，2001 年のエンロン事件を契機にして，2004 年に発足した「概念 FW プロジェクト」以降，資産負債観と収益費用観がそれぞれ特定の評価・測定基準と結合関係をもち始めたこと（すなわち，単一測定属性モデルを前提とした「結合説」）を明らかにする。さらに，2008 年にリーマン・ブラザーズが破綻して以降，「概念 FW プロジェクト」において，単一測定属性モデルが志向されなくなったこと，及び会計利益観と評価・測定基準の結合関係に限界が生じ，混合測定属性モデルに回帰し始めたことを明らかにする。

具体的には，以下の順序で整理する。まず 4.1.では，資産負債観と公正価値，収益費用観と歴史的原価の結合関係を整理するための前提となる公正価値会計と歴史的原価会計について整理する。そのうえで，資産負債観と公正価値会計，収益費用観と歴史的原価会計がそれぞれ親和的な関係にあることを明らかにする。続いて 4.2.では，「概念 FW プロジェクト」が発足した背景について，2001 年にエンロン，2002 年にワールドコ

ムがそれぞれ経営破綻した出来事以降における SEC や両審議会の主要な動向を整理する。さらに 4.3.では，2004 年の「概念 FW プロジェクト」発足から 2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズ破綻（世界金融危機）までの期間を前提に，資産負債観と収益費用観がそれぞれ特定の評価・測定基準（公正価値または歴史的原価）と結合関係をもち始めたこと，すなわち単一測定属性モデルを前提とした「結合説」が採られるようになったことを明らかにする。最後に，4.4.では，2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズ破綻以降今日に至るまでの期間において，単一測定属性モデルが志向されなくなったこと，及び「結合説」の論理的説明に限界が生じ，混合測定属性モデルへの回帰現象がみられるようになったことを明らかにする。

4.1. 公正価値会計と歴史的原価会計の相克

ここでは，2 つの会計利益観と評価・測定基準の関連性を考察するための前提となる 2 つの評価・測定基準，すなわち，公正価値と歴史的原価を測定属性とする，公正価値会計と歴史的原価会計について整理する。さらに，資産負債観と公正価値会計，収益費用観と歴史的原価会計の親和性が高いことを明らかにする。

公正価値会計とは，貸借対照表上の諸資産・諸負債（ストック）を公正価値で評価する会計の体系である (浦崎, 2002, 2 頁; Barlev and Haddad, 2003, p.384; 草野, 2005, 30,33 頁; Penman, 2007, p.36; Nissim and Penman, 2008, p.13; 訳書, 2012, 29 頁) [46]。公正価値会計のもとでは，資産・負債が歴史的原価に代えて公正価値で評価・測定され，収益・費用・利益が実現・未実現の別を問うことなく (Cooper, 2015, p.76) ，貸借対照表における公正価値変動差額（期首と期末の差額）と捉えられる (Barth et al., 1995, p.578; 草野, 2005, 33,34 頁; 万代, 2011, 360 頁; 角ヶ谷, 2015, 36 頁; 佐々木, 2017, 3,7 頁) 。極論すれば，公正価値会計における利益概念は，貸借対照表で算定された公正価値の変動を報告するものであり，損益計算書に基づいて利益概念が導出されるわけではない (Nissim and Penman, 2008, p.13; 訳書, 2012, 29 頁) 。

2004 年に「概念 FW プロジェクト」が発足した翌年，両審議会は公正価値会計に関して次のような共通の見解を表明した。すなわち，Bullen and Crook (2005, p.5) は，公正価

[46] 浦崎 (2002) において，公正価値会計は，「リスク管理・財務業績の評価を目的として，金融材を中心とした経済事象を対象に，資産負債アプローチ（資産負債観）に基づく公正価値を基礎とする測定手続きを適用し，リスク管理や財務業績に関する包括的な写像結果を情報利用者に伝達するシステム」 (25 頁。括弧内—筆者) と定義されている。

値と歴史的原価を巡るトレード・オフの関係について，公正価値情報は歴史的原価情報と比較して信頼性に劣るが, 目的適合性の面で優れていると述べている[47]。また, Johnson (2005) によると，「会計基準設定における FASB の目標は，企業の財務諸表やその他の財務報告のような投資家や債権者にとっての財務情報の有用性を高めることである」 (p.1) 。そして，「公正価値測定に基づく情報は投資家や債権者にとって，歴史的原価情報と比較してより目的適合的である（つまり，より有用性が高い）ため，FASB は財務諸表における公正価値測定の大がかりな適用範囲の拡大を要請し始めた」 (p.4。括弧内—筆者) 。

さらに，Barth (2006) は，「資産・負債の測定に公正価値を使用することは，IASB のフレームワークにおいて有用な財務諸表情報として要求される質的特性の多くに合致するため魅力的である」 (p.274) と述べている。また，Power (2010, p.199) によれば，公正価値（会計）の支持者は，公正価値の有する「ありのままの事実伝達 (telling things 'as they are') 及び透明性向上 (improving transparency) の概念」に優位性を見出している。

他方，歴史的原価会計とは，資産を取得するのに実際に支出した価額，すなわち歴史的原価を基礎として資産評価及び費用測定を行う会計のことである (森田, 1979, 49 頁; Penman, 2011, p.167; 角ヶ谷, 2015, 35 頁) [48]。Paton and Littleton (1940) 以降，会計実務に根付いたとされる歴史的原価会計は (Zeff, 2007a, p.51) ，収益と費用の対応によって決定される利益概念に主眼をおく会計であるため, 計算擬制的項目が資産や負債として表示されることがある (Nissim and Panman, 2008, p.12; 訳書, 2012, 28 頁) 。計算擬制的項目は，現実世界に存在しない会計人の創造物であり (FASB/IASB, 2006b, QC18) [49]，資産や負債の定義を満たさないため (Johnson, 2004b, p.3) ，過度な乱用が問題視されることもあった (津守, 2002, 282 頁; 2012, 22 頁) 。

---

[47] また，Emerson et al. (2010, p.82) は，「公正価値は，短期的な市況，すなわちほとんどの投資家が利用する情報を含んだ市況を正確に反映するため，目的適合的である。」と述べている。一方で，Nishikawa et al. (2016) によれば，歴史的原価による測定は，予測的な価値，及び確証的な価値もしくはその両方を提供するという側面においては，財務諸表利用者の意思決定にとって有用な情報を提供するため，目的適合的である (p.514) 。

[48] 日本の「企業会計原則」では，取得原価主義（歴史的原価会計）について次のように述べられている。つまり，歴史的原価会計のもとでは，「貸借対照表に記載する資産の価額は，原則として，当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない（貸借対照表原則五）」。

[49] 斎藤 (2015) は，計算擬制的項目のことを，「会計の技術的な仕組みが作り出した実在性の疑わしい要素」 (18 頁) と表現している。

しかし，実際の取引記録（収支）すなわち資金的裏付けに基づく歴史的原価会計は，客観性，信頼性や検証可能性に優れているという側面をもつ (Ijiri, 1983, p.79; 森田, 1992, 79 頁; 桜井, 2009, 25 頁; Biondi, 2011, p.21; 草野, 2014, 142 頁; 角ヶ谷, 2015, 35 頁) 。さらに，歴史的原価会計は，企業の内側からの評価であり (Ijiri, 1981, p.17) ，原始の取得原価や償却原価に基づき資産・負債を評価・測定することから利益操作の余地が少なく，信頼性の程度が高いという側面ももつ (Laux and Leuz, 2010, p.97) [50]。

歴史的原価会計のもとでは，営業収益は実現主義[51]に基づき，損益計算書のトップラインとして認識され，それに個別的・期間的に対応する諸費用を控除してボトムラインである当期純利益が計算される (角ヶ谷, 2015, 35 頁) [52]。つまり，歴史的原価会計のもとでは，主たる関心は貸借対照表ではなく損益計算書に置かれ，ビジネスモデルに基づいた事業活動の成果（業績評価）としての利益概念が鍵となるため，利益は顧客との取引から受け取った収益（成果）と仕入先との取引で引き渡した費用（努力）の差額として算定される (Penman, 2007, 36 頁; Nissim and Penman, 2008, p.15; 訳書, 2012, 32 頁) 。

以上に整理した公正価値会計と歴史的原価会計は, 経済のファイナンス化という経済状況の大きな変化，すなわち脱工業化社会とも呼べる産業構造の変化の中で（歴史的原価会計と整合的な）生産経済から，金融の自由化・国際化並びに情報技術の発展に伴い（公正価値会計と整合的な）金融経済への重点移行が進むにつれて (久保田, 1990, 130 頁; 武田, 2001, 4,10 頁; 浦崎, 2002, 15,153,349 頁; Barlev and Haddad, 2003, p.383; 高須, 2004, 48 頁; Harvey, 2005, pp.90,157-162; 訳書, 2007, 130,220-225 頁; 2007, p.36; 古賀, 2007, 4 頁; 2009, 5 頁; Tsunogaya et al., 2011, p.22; Biondi, 2017, pp.68-69) ，それぞれ資産負債

---

[50] 信頼性に関して，Ijiri (2005, p.274) によれば，収益費用観は資産負債観と比べて，比較可能性に劣るが信頼性に勝る。そして，資産負債観においては企業間の比較可能性向上のために自己創設のれんが貸借対照表に計上されうるが，収益費用観においてはそのような信頼性にかける自己創設のれんの測定は否定されると述べられている。

[51] 森田 (1990) は, 伝統的実現概念について， (1) 当該企業が一方の当事者である市場取引が行われていること， (2) 顧客に対して製品等の引渡しが行われていること， (3) 対価として流動的な資産（直ちに，または短期間のうちに支払手段となりうる資産）を取得していること，の 3 つを要件として整理している (19 頁) 。また，実現主義に含まれる最も重要な意味として,「再投資（新たな資本の増殖活動）の準備」を挙げている (20 頁) 。さらに，森田 (1992) は,「原価主義会計が利益の資金的裏づけ，あるいは，利益の分配可能性を利益認識の要件としている」(79 頁) ことから, 販売基準に代表される実現主義は,「さらに, 流動性のある資金の受け入れ（収益の資金的裏づけ）を利益（収益）の認識要件」としていると説明している (79 頁) 。

[52] なお，トップラインは損益計算書の最初の一行目を意味し，ボトムラインは損益計算書の最後の一行目を意味しているが (角ヶ谷, 2015, 35 頁) ，桜井 (2012, 30 頁) では，トップラインのことをフロントラインと表現している。

観，収益費用観と結び付けられて論じられるようになった。つまり，資産負債観と公正価値会計は，まず資産・負債を鍵概念として定義し，利益が「企業の富の増加の測定値」(FASB, 1976, par.46; 訳書, 1997, 58 頁) として評価・測定される (草野, 2005, 32 頁) という点において，親和性が高い関係にあることが明らかになる (上野, 2012, 117 頁; Müller, 2014, p.543; Cooper, 2015, p.76) 。他方，収益費用観と歴史的原価会計は，対応する収益（成果）と費用（努力）を鍵概念として定義し，利益が「収益と費用の良好または適切な対応」 (FASB, 1976, par.50; 訳書, 1997, 60 頁) によって評価・測定される (草野, 2005, 26 頁) という点において，親和性が高い関係にあることが明らかとなる (上野, 2012, 118 頁; Müller, 2014, p.543) 。

4.2. 「概念 FW プロジェクト」発足の背景と経緯

2004 年に FASB と IASB の「概念 FW プロジェクト」が発足した背景及び経緯を整理する。周知のように 2001 年 12 月に米国においてエンロンが，その翌年 7 月にワールドコムが，会計不正の発覚を原因の一端として経営破綻するという事件が立て続けに起こった。これらのスキャンダルをきっかけとして，2002 年 7 月に「SOX 法」が成立した (Zhang, 2007, p.75) 。米国会計基準の原則主義への傾斜は，「SOX 法」がその第 108 条 (d) において，米国における「細則主義会計」 (rules-based accounting) がエンロンなどの会計不正を引き起こしたという認識に基づき，SEC に対して「原則主義会計の採用」(adopting principles-based accounting) についての研究，及び 1 年以内の成果報告を要請したことに起因する (Schipper, 2003, p.71; 古賀, 2007, 7 頁) [53]。

2002 年 10 月，FASB は会計基準の詳細化と複雑化に伴う財務報告の質と透明性への懸念から，米国における会計基準設定において原則主義的アプローチ (principles-based approach) を採用すること，原則主義的アプローチに基づく会計基準設定は概念フレームワークを基礎に進めること，原則主義的アプローチをすでに採用している IASB との連携を強化することなどを提案した (FASB, 2002c, pp.2-6) 。2003 年 7 月に，SEC は「SOX 法」の要請に応える「原則主義に基づく財務報告制度の採用に関する研究報告書」 (SEC, 2003。以下，「2003 年 SEC 報告書」という。) を公表した。その内容は，

[53] Sunder (2009, pp.103-104) によれば，細則主義ではなく原則主義が会計コンセンサスの核となっているように思われるが，原則主義に基づく高品質な会計基準は，企業，産業，そして国家間の比較可能性をより高めるという理由により，財務諸表利用者にとってより有用な財務報告を生み出すことに役立つ。

FASB に対して「目的志向 (objectives-oriented) 」的な会計基準を設定すること，資産負債観に基づく基準設定を進めること, 概念フレームワークの改善プロジェクトを進めること，及び IASB とのコンバージェンスを進めることなどを含むものであった (SEC, 2003, IV) [54]。

特筆すべきは，SEC が FASB に対して,「収益費用観は，とりわけ目的志向的な制度の下での基準設定に用いるには不適切」 (SEC, 2003, IIIB) であるため,「目的志向的な基準設定体制への移行に向けた取組みにおいて, 資産負債観を堅持すべき」 (SEC, 2003, IVA) と要請した点である。この要請に応えて，2004 年 7 月に FASB は,「2003 年 SEC 報告書」を歓迎し，一連の提案に同意する旨の回答書を公表したが，それは概念フレームワーク改善プロジェクトの推進や資産負債観の堅持要請についても同意するものであった (FASB, 2004a, pp.1,7-8) 。また, 同年 4 月における IASB との合同会議において, 概念フレームワークを単一かつ完全で, 内的に整合したものにすることを目標としたプロジェクトに着手することに合意した旨も明記され (FASB, 2004a, pp.8-9) ，かくして同年 10 月に「概念 FW プロジェクト」が両審議会の共同プロジェクトとして発足した (Johnson, 2004a, p.1) 。

以上要するに,「1976 年討議資料」以降に FASB と，IASB の前身である IASC から公表された従来の概念フレームワーク (FASB, 1978, 1980; IASC, 1989) は，21 世紀の幕開けとともに「新しい局面」 (津守, 2008) を迎えることになった。つまり，従来の概念フレームワークは, エンロン事件などの会計不正をきっかけとして会計基準の複雑性が浮き彫りになったことに伴い，財務報告の単純化に向けた取り組みが開始されたこと，FASB と IASB の共通のゴールが原則主義的会計基準であるという認識が共有されたこと，及びそのような原則主義的会計基準の設定にとって，時代遅れでなく内的整合性を

[54] その他, FASB が米国において権威あるガイダンスを公表する唯一の機関となるべきであること，GAAP の階層を再構築すること，権威ある分権へのアクセスの改善，講評文献の包括的レビューにより規則主義による会計基準を特定し，改訂を図ることなどを求めた (SEC, 2003, IV; FASB, 2004, p.1) 。さらに, SEC は, 次のような具体的な課題の遂行を三脚椅子 (three legged stool) として FASB に対して要求した (SEC, 2003, IVA) 。

① 目的適合性，信頼性，比較可能性の間のトレード・オフについてより明確な指針を示すべきであること（SFAC 第 2 号 (FASB, 1980) の改訂）。

② SFAC 第 5 号 (FASB, 1984) における利益稼得プロセスに関する議論と SFAC 第 6 号 (FASB, 1985) における定義の不整合を解消すること（SFAC 第 5 号と SAFC 第 6 号の改訂）

③ 測定属性の選択に関するパラダイムを確立すること（SFAC 第 5 号 (FASB, 1984) と SFAC 第 7 号 (FASB, 2000) の改訂）

もった完全な概念フレームワークこそがその土台となるべきであること，という潮流による新たな局面が到来したのである (FASB, 2004a, p.2; Crooch, 2006, p.1; 津守, 2008, 8頁) 。

4.3. 「概念 FW プロジェクト」における 2 つの会計利益観―「結合説」―

2004 年 10 月の「概念 FW プロジェクト」発足後，2008 年 9 月の世界金融危機までにおける同プロジェクトの進捗過程を整理する。具体的には，FASB や IASB の主な公表資料と審議の内容を明確にすることで，資産負債観と収益費用観が特定の評価・測定基準（公正価値・歴史的原価）と結合関係をもち始めたこと，すなわち「結合説」について明らかにする。

「概念 FW プロジェクト」は次のように進捗した。2006 年 2 月に，両審議会の覚書 (Memorandum of Understanding: MoU) で，公正価値測定の推進や金融商品会計基準の改訂などが示された (FASB/IASB, 2006a, pp.2-3) 。その後，同年 7 月に討議資料「財務報告の改善概念フレームワークに関する予備的見解 : 財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」 (FASB/IASB, 2006b。以下,「2006 年予備的見解」という。) が公表され，2007 年における「測定フェーズ」 (FASB/IASB, 2007a, 2007b, 2007e, 2007f, 2009, 2010a) の開始，2008 年 3 月の討議資料「金融商品の報告における複雑性の低減」 (IASB, 2008a。以下,「2008 年討議資料」) 公表を経て，同年 5 月に公開草案「財務報告の改善概念フレームワーク／第 1 章 : 財務報告の目的，及び第 2 章 : 意思決定に有用な財務報告情報の質的特性と制約条件」 (FASB/IASB, 2008b。以下,「2008 年公開草案」という。) が公表されるに至った[55]。

2004 年 10 月から 2008 年 3 月までにおける公表資料の特筆すべき特徴は，以下の 2 点に要約される。第 1 に,「2006 年予備的見解」,「2008 年公開草案」において，2 つの基本的な質的特性のうちの 1 つは従来通り目的適合性 (relevance) が維持されているが，他の 1 つは従来の信頼性 (reliability) から忠実な表現 (faithful representation) に改訂する旨の提案がなされたことである (FASB/IASB, 2006b, par.S8; FASB/IASB, 2008b,

[55] なお，FASB も 2008 年 3 月に「2008 年討議資料」とほとんど同内容の「金融商品の報告における複雑性の低減」 (FASB, 2008a) を公表している。しかし，当時の米国における経済状況に起因して FASB はヘッジ会計単純化に向けて迅速な取り組みする必要があったことなどを理由に，IASB の「2008 年討議資料」との合同資料として公表はしなかった (FASB, 2008a, paras.8-12) 。

par.QC2) [56]。第 2 に，「測定フェーズ」及び「2008 年討議資料」において公正価値に基づく単一測定属性モデルが志向されようとしていたことである (FASB/IASB, 2007e, par.17; IASB, 2008a, Section 3) 。

第 1 の特徴は，両審議会が資産負債観を前提に，歴史的原価会計から公正価値会計への移行 (Biondi and Suzuki, 2007, p.589) ，すなわち公正価値を原則的な測定属性として要請するようになったことを意味していると思われる[57]。これは，財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供するという一般目的財務報告の目的 (objective of general purpose financial reporting) にとっては (FASB/IASB, 2006b, par.OB2; FASB/IASB, 2008b, par.OB2)，目的適合性に加えて，経済的実質の忠実な表現を重視することがその目的に適うからである[58]。つまり，従来，目的適合性と信頼性のトレード・オフの関係において (Johnson, 2005, p.1; Bullen and Crook, 2005, p.5; Whittington, 2008, p.146; 万代, 2011, 356 頁) ，歴史的原価は公正価値ほど目的適合的でないが信頼性は高いということを理由に，測定属性として擁護されうる要素をもっていた。しかし，信頼性が忠実な表現に置き替えられたことにより，表現の忠実性を備えるためには会計上の測定値または記述は，（収益費用観に基づく）繰延費用や繰延収益のような単なる会計上の概念ではなく，（資産負債観に基づく）経済的現象すなわち経済的な資源及び義務，並びにそれらに変動をもたらす取引を公正価値により忠実に反映したものである必要性が高まった (Johnson, 2005, p.2; 藤井, 2011, 29 頁; 渡邉, 2012, 30 頁; 草野, 2014, 142 頁) [59]。

---

[56] 忠実な表現とは，情報が財務諸表利用者の意思決定に有用であるためには，それが，表現しようとする現実世界の経済的現象の忠実な表現でなくてはならない，とする質的特性である (FASB/IASB, 2006b, par.QC16; FASB/IASB, 2008, par.QC7) 。なお，信頼性から忠実な表現への改訂に関する詳細は，Whittington (2008, pp.145-148) ，桜井 (2009, 21-22 頁) ，山田辰己 (2010, 26-28 頁) ，藤井 (2011, 32-33 頁) ，万代 (2011, 356-359 頁) などを参照されたい。

[57] Barker and Schulte (2017) は，歴史的原価会計から公正価値会計への移行について，歴史としての会計 (accounting as history) から経済としての会計 (accounting as economics) への移行と表現している (p.56) 。そして，Barker and Schulte (2017) によれば，そのような移行に伴う公正価値測定の採用は，次の 2 つの特徴を有している。「第 1 に，公正価値測定においては，より伝統的な取引ベースの観点とは対照的な，市場の観点が会計表現のための基礎として提案されていることにより，公正価値測定が明らかに市場志向的であること，である。第 2 に，市場価値を報告することの目的が，市場それ自体が存在するか否かということをも含んでいることにより，IFRS 第 13 号が市場の観点の普遍性を強調していること，である。」 (p.56)

[58] 万代 (2011) は，「レリバンス（目的適合性）と表現の忠実性（忠実な表現）が 2 層構造となって意思決定有用性に結び付く」 (356 頁。括弧内—筆者) と述べている。

[59] ただし，Foster and Upton (2001, p.2) によれば，取引が行われた時点における当初測定時には，（歴史的）原価と公正価値は同額となる。すなわち，買い手と売り手が，交換される財貨またはサービスの公正価値として同意している価格こそが（歴史的）原価であり，その時点において最も目的適合性が高く，かつ表現の忠実性を兼ね備えている (p.2) ，ということには留意が必要で

第 2 の特徴は，IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」 (IASC, 2000) [60]を IFRS 第 9 号「金融商品」 (IASB, 2009b) に置き換えることで金融商品会計の複雑性を低減しようとするプロジェクト (以下,「複雑性低減プロジェクト」という。) ，及び FASB の財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards: SFAS) 第 157 号「公正価値測定」 (FASB, 2006a。以下,「SFAS 第 157 号」という。) と 2008 年当時公正価値測定に関する会計基準をもたなかった IASB との間における公正価値測定プロジェクト推進を提案していることを示している (吉田, 2016, 20,120-122 頁) [61]。「複雑性低減プロジェクト」は，金融商品の測定方法が数多く存在することを理由に，金融商品会計が極めて複雑になっていることが「2008 年討議資料」において指摘され，長期的解決策として金融商品会計基準の適用対象になる全ての金融商品に，公正価値による測定属性の統一を図ろうとしたものであった (IASB, 2008a, paras.1.6,3.1-3.4; 吉田, 2016, 26-28 頁) [62]。

さらに,「2008 年討議資料」において,「公正価値は，全種類の金融商品にとって，適切な唯一の測定基準であるように思われる」 (IASB, 2008a, IN5) と述べられている。これは，FASB の McBeth が，Ernst & Young のインタビューの中で,「(近年 IFRS が複数の異なる測定基準を含んでいることの最も重要な難点は,）混合測定基準（混合測定属性モデル）に基づく場合，貸借対照表と損益計算書のボトムラインには異なる測定額が加算されることになるため，全く意味のないものとなることである。」 (Ernst & Young, 2007, p.6。括弧内—筆者) と回答し，公正価値に基づく単一測定モデルを志向しようとしていたこととも整合している[63]。

以上要するに,「概念 FW プロジェクト」の最大の目標は，斎藤 (2009, 22 頁) のいう

ある。

[60] IAS 第 39 号は,「対象となる金融商品の取引自体が複雑なことに加えて，細則主義の米国会計基準を母体に追加改訂が積み重なったために，多くの関係者から複雑である等の批判があった。」(吉田, 2016, 20 頁)

[61] IASB は，その後 2009 年 5 月に公開草案「公正価値測定」 (IASB, 2009a) を公表し，2011 年 5 月に IFRS 第 13 号「公正価値測定」 (IASB, 2011a) を基準化した。公正価値測定の開発作業に際して，既に公正価値の測定及び開示基準として運用実績がある FASB の SFAS 第 157 号を手本にしたため，IFRS と米国会計基準のコンバージェンスの程度は高い一方，米国会計基準において未解決な問題もそのまま引き継いでいる (吉田, 2016, 121 頁) 。

[62] 「2008 年討議資料」は，金融商品会計基準の複雑性を低減するために，長期的解決策と当面の中間的アプローチを示しているが (吉田, 2016, 26 頁) ，本論文では長期的解決策を中心に取り扱う。なお，吉田 (2016, 第 1 章) は，長期的解決策と中間的アプローチに関する詳細を整理している。

[63] 当時，McBeth は，FASB において「概念 FW プロジェクト」のプロジェクト・マネージャーであるとともに,「測定」プロジェクトにも関与していた (Ernst & Young, 2007, p.1) 。

ように「公正価値会計を根拠づける概念の整備」にあったと考えられる。つまり，原則主義的アプローチの採用や公正価値による単一測定属性モデル（公正価値会計）を志向する流れを汲み，「2006 年予備的見解」，「2008 年公開草案」は，会計利益観の定義と評価・測定基準の分離可能性を否定し，資産負債観と公正価値，収益費用観と歴史的原価との結合関係を主張したうえで，収益費用観・歴史的原価（会計）を否定するようになったことが明らかにされた (津守, 2008, 11 頁; 2012, 21-23 頁) 。

4.4. 「概念 FW プロジェクト」における単一測定属性モデルから混合測定属性モデルへの回帰現象

ここでは，2008 年 9 月におけるリーマン・ブラザーズの経営破綻に端を発した世界金融危機以降，「概念 FW プロジェクト」では，単一測定属性モデルが志向されなくなったこと，及び「結合説」の論理的整理に限界が生じ，混合測定属性モデルへの回帰がみられるようになったことを明らかにする。

2006 年後半から 2007 年にかけて米国で顕在化したサブプライム・ローンの信用リスク増大に起因して，2008 年 9 月にリーマン・ブラザーズが経営破綻し，世界の金融システム全体をゆるがすほどの世界金融危機にまで拡大，深刻化していった (内閣府, 2008, 第 1 章第 1 節; 吉田, 2016, 17,63 頁) 。未曽有の世界金融危機への対応策として，2008 年 10 月に米国において緊急経済安定化法が成立したが，その第 132 条には，一定の場合に SEC が SFAS 第 157 号における公正価値測定の適用を停止できる旨の記載が盛り込まれていた。

また，2008 年 11 月から 2009 年 9 月にかけて，G20 金融サミットがワシントン D.C. (外務省, 2008) ，ロンドン (外務省, 2009a) ，及びピッツバーグ (外務省, 2009b) において開催されるなど，政治的な強調対応が行われた (吉田, 2016, 64 頁) [64]。G20 における

[64] なお，2008 年 4 月に，金融安定化フォーラム (Financial Stability Forum: FSF) は，公正価値の評価技法及び測定に伴う不確実性に関する開示基準の強化や，市場が活発でない状況における金融商品の評価指針の充実，などを提言した (FSF, 2008, pp.26-30) 。FSF の提言は，2008 年 11 月以降に開催された G20 金融サミットの柱になっており，FSF (2008) の会計基準見直しに関する提言についての詳細は，吉田 (2016, 18-19，64-68 頁) において整理されている。また，2009 年 4 月に FSF を強化，拡大することを目的として設立された金融安定化理事会 (Financial Stability Board: FSB) は，同年 9 月に「G20 首脳陣への FSB 報告書」 (FSB, 2009) を公表した。同報告書は，金融商品会計基準などにおいて，FASB と IASB の会計基準が相違 (divergence) する可能性があるため，改善・簡素化を図りつつコンバージェンスを推進することを推奨する旨の内容を含んでいる (FSB, 2009, paras.28-30) 。

世界規模での対応策の中には, 公正価値会計に関するフレームワークの再検討や金融商品会計基準の複雑性低減などを含む会計基準の見直し (外務省, 2008; 2009a; 2009b) が盛り込まれた。

大日方 (2012a) によれば，世界金融危機後においては，公正価値擁護論よりも，むしろ,「公正価値測定・評価の無節操で首尾一貫しない拡大方針を批判した研究の方が数は多い」 (107 頁) 。例えば,「公正価値は歴史的原価に比べて市場感応的であるがゆえに，ボラティリティを増幅させ，金融市場を脆弱にする」 (Boyer, 2007, p.779) との指摘や,「公正価値会計が流動性のデススパイラルの引き金を引いた」 (Ball, 2008, p.1) などの指摘がなされた。さらに，世界金融危機は「証券化商品の公正価値評価の技術的未熟さを露呈するとともに・・・中略・・・金融資本主義の脆弱性と行きすぎた公正価値会計への反省と警鐘をもたらした」 (古賀, 2009, 5 頁) との主張がある。

また, 公正価値の変動に伴う損益はボラティリティが大きく再現性に乏しいものとなりがちであり, 特に金融商品のバブル価格を反映した公正価値の評価益は実体のない幻想的な利益であるため，短期的投資者をミスリードするおそれすらある (古賀, 2009, 7 頁) 。以上のような公正価値会計への批判により，会計数値のボラティリティの増幅をはじめとする有用性の低下，及び会計数値の信頼性の低下，公正価値評価の技術的未熟さの露呈，という限界が世界的に認識されることとなった (古賀, 2009, 5 頁; 越智, 2012, 17-18 頁)。

公正価値会計の限界が指摘されるようになった中，一部の金融商品について，公正価値から歴史的原価への振替が実務で緊急措置として認められ (IASB, 2008c; ASBJ, 2008a, 2008b) ，政治的圧力により公正価値会計の一時的な停止措置がとられることとなった (若林・音川, 2010, 71 頁) [65]。2008 年 11 月には FASB と IASB の合同会議が開催され,

[65] 公正価値会計と金融危機との間にある関係について，Laux and Leuz (2009) は，2 つの異なる主張が存在すると述べている。「1 つは，公正価値会計が金融危機発生に重大な役割を担ったという主張である。もう一つは，公正価値会計は（金融危機に対して）単に，ことわざでいうメッセンジャーの役割 (the role of the proverbial messenger) を果たしたに過ぎないという主張である (p.826。括弧内—筆者) 。」つまり，公正価値会計一時停止の是非については意見が割れていた。例えば，Ryan (2008) は，2008 年世界金融危機の根源となったサブプライム危機と公正価値会計の関係について,「公正価値会計，特に SFAS 第 157 号にサブプライム危機の責任を負わせようとする論者がいる」 (pp.1607,1633) ことを指摘している。他方，緊急経済安定化法第 133 条の要請に対する SEC の調査報告書 (SEC, 2008) においては，公正価値会計の適用が限定的であることを理由に，公正価値会計（SFAS 第 157 号）は改善の余地こそあるものの，停止すべきではない，と述べられている (pp.7,200,201) 。また，Laux and Leuz (2010) は，公正価値会計が世界金融危機を深刻化させたという主張を裏付ける証拠を見つけることができなかったと述べてい

これまでの単一測定属性モデル志向から一転して，「種々の測定基準に基づいて理論的な長所と実務的な制約を検討したうえで, 特定の状況下において 1 つの測定値を自動的に導出するようなことはしない」 (FASB, 2008d, p.2; IASB, 2008d, p.2) ，すなわち混合属性測定モデルの採用を目指すことが確認された[66]。かくして，米国発の世界金融危機は，公正価値が「無条件に公正かつ透明であり，それが有用な会計情報を生み出す唯一の測定値だという幻想」 (斎藤, 2009, 18 頁) に冷水を浴びせることとなった。

世界金融危機で問われたことは, 会計基準がその役割である財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供できていたかどうか，すなわち適切な測定属性に基づく測定，及び必要かつ十分な開示が行われていたかどうかであった (吉田, 2016, 88 頁) 。この点，吉田 (2016, 88-91 頁) によれば,「概念 FW プロジェクト」,「複雑性低減プロジェクト」及び公正価値測定プロジェクトが進捗する中，世界金融危機により，とりわけ市場流動性が著しく低下している状況での公正価値測定への対応が必要とされていたことが指摘されている。危機的な状況においてこそ，上述のような本来の役割を果たすことが期待される会計基準に対して例外的な措置を取らざるを得なかったことにより, 会計基準に対する市場の信頼が損なわれるのは間違いない (斎藤, 2009, 20 頁) 。

その後，会計基準は世界金融危機に対処できるような形で開発されるようになり，2009 年 6 月の FASB・IASB 合同会議 (FASB/IASB, 2009。以下,「2009 年合同会議」という。) [67]，2010 年 7 月の FASB・IASB 合同会議 (FASB/IASB, 2010a。以下,「2010 年合同会議」という。) などを経て，2010 年 9 月に「2010 年概念フレームワーク」(FASB/IASB, 2010b) が公表されたことにより「概念 FW プロジェクト」の一部は完了した。両審議会は他のプロジェクトに集中するために「概念 FW プロジェクト」の作業を一時中断したが，2011 年に IASB は公開協議を実施し，この協議へのコメントから概念フレームワークを IASB にとっての優先的なプロジェクトとして識別し，IASB は 2012

る (p.115) 。

[66] なお，斎藤 (1999a) では,「(歴史的) 原価や時価（公正価値）といった，繰り返し争われる評価（及び測定）の基準は，その考え方に基づいて選択される道具でしかない。重要なのは，この道具をひとつに決めて首尾一貫させることではなく，それらを使い分けるための概念を首尾一貫させることである。」 (170 頁。括弧内—筆者) と述べられている。つまり，斎藤 (1999a) は，公正価値と歴史的原価を二者択一として考える単一測定属性モデルではなく，両者を状況に応じて使い分ける混合測定属性モデルの重要性を主張している。

[67] 「2009 年合同会議」では，混合測定財務報告システム (mixed-measure financial reporting system) が提案されている (FASB/IASB, 2009, ME3) 。 詳細は，角ヶ谷 (2014, 195-198 頁) も参照されたい。

年に概念フレームワークプロジェクトを再開した (IASB, 2012a; IASB, 2013, p.5; IASB, 2015, p.6) 。そして，2013 年 7 月に「2013 年討議資料」，2015 年 5 月に「2015 年公開草案」を公表するに至った。

「2010 年合同会議」では，すべての財務諸表への影響を考慮に入れる「ホーリスティック観 (holistic view) 」が新たに提案された (FASB/IASB, 2010a, paras.16-18) [68]。このホーリスティック観によれば，財政状態計算書と包括利益計算書の双方が重視され，価値の実現及び価値の犠牲に基づいて資産・負債の測定基準が選択されるため，複数の評価・測定基準（公正価値及び歴史的原価）が財政状態計算書上で用いられる (paras.33-37) 。つまり，ホーリスティック観のもとでは，歴史的原価と公正価値がいずれも原則的な評価・測定基準として据えられており，資産負債観と収益費用観が内包された混合測定属性モデルが採用されている (角ヶ谷, 2016, 62 頁) 。

「2013 年討議資料」，「2015 年公開草案」においても，単一測定属性モデルの採用は否定され (IASB, 2013, par.6.3; IASB, 2015, paras.6.2,6.74-6.77) ，「2015 年公開草案」では，2 つの評価・測定基準すなわち歴史的原価と現在価額（公正価値，資産についての使用価値及び負債についての履行価値）を主としてキャッシュフローの発生態様（将来キャッシュフローにどのように貢献するのか）に基づいて使い分ける混合測定属性モデルが提案されている (IASB, 2015, paras.6.2-6.46) 。この点，Nishikawa et al. (2016) は，「企業の財務業績 (*financial performance*) と財政状態 (*financial position*) は異なる報告目的を有しているため・・・中略・・・会計基準設定主体は，財務業績と財政状態それぞれの観点からの財務報告において，より柔軟に最も目的適合的な測定基礎を選択することが許容される」 (p.514) と述べることで，混合測定属性モデルの有用性を主張している。

その後，2017 年 1 月に開催された IASB の会議では，1 つ以上の目的適合的な測定基礎の採用が提案され (IASB, 2017, paras.24-29) ，2018 年 3 月に IASB が公表した「2018 年概念フレームワーク」 (IASB, 2018) においても，歴史的原価と，公正価値などを含む現在価額という複数の測定基礎が採用された (IASB, 2018, Chapter6) 。このことは，混合測定属性モデルへの回帰の流れが今日においても継続してきたことを意味している。

以上を要すると，次のように整理できよう。FASB と IASB は 2001 年のエンロン事件

[68] ホーリスティック観については，角ヶ谷 (2011, 2016) ，岩崎 (2013) などにおいて詳細に整理されている。

を契機にして，2004 年の「概念 FW プロジェクト」発足から 2008 年の世界金融危機まで一貫して資産負債観･公正価値に基づく単一測定モデルを志向してきた。しかし, 2008 年の世界金融危機後はその教訓から一転して, 特定の状況下で一つの測定値を自動的に選択しない混合測定属性モデルが提案されるようになり (草野, 2014, 143 頁; 角ヶ谷, 2017, 155 頁) ，その変更された大筋は,「2013 年討議資料」,「2015 年公開草案」,及び 2017 年 1 月の IASB 会議を経て,「2018 年概念フレームワーク」の公表に至るまで引き継がれてきた。このことは，2 つの会計利益観（資産負債観及び収益費用観）と，公正価値及び歴史的原価という評価･測定基準との関連性について, 資産負債観と公正価値, 収益費用観と歴史的原価といった 2 項対立的な立場をとる場合, 資産負債観から公正価値と歴史的原価を原則的な評価･測定基準として内包する混合測定属性モデルを導出することはできないことを意味している。かかる問題を克服するために，IASB は，資産負債観でも収益費用観でもないホーリスティック観を提案するようになったと思われる (角ヶ谷, 2016, 58 頁) 。

第5節　おわりに

本章では，以下の事柄が明らかにされた。

第 2 節では，資産負債観と収益費用観それぞれの優位性に言及した先行研究，及び資産負債観と収益費用観の連携の重要性に言及した先行研究の整理を行った。また，1960 年代後半以降における情報化社会への移行や 1970 年代後期以降における新自由主義への転換などの政治経済環境とも関連させながら，「独立説」及び「結合説」の理論的背景を整理した上で，2008 年の世界金融危機以降において「結合説」に限界が生じるようになった背景を概観した。

第 3 節では，FASB の「1976 年討議資料」における資産負債観，収益費用観の特徴及び共通点・相違点を整理した。かかる作業を通じて，1976 年当時，資産負債観，収益費用観の定義が公正価値や歴史的原価といった評価･測定基準とそれぞれ独立した関係にあったこと，すなわち 2 つの会計利益観と評価・測定基準が独立していたこと（本論文ではこの関係を「独立説」と呼んできた。）を明らかにした。

第 4 節では，時代や論者によって定義や範囲が区々である公正価値（会計）と歴史的原価（会計）について概念整理を行った。そのうえで，2001 年のエンロン事件をきっかけにして 2004 年に発足した両審議会の「概念 FW プロジェクト」以降，2008 年の世界

金融危機までの期間において，資産負債観・収益費用観の定義と評価・測定基準とがそれぞれ結合関係をもち始めたこと，すなわち，資産負債観と公正価値（会計）との結合や収益費用観と歴史的原価（会計）との結合を前提とした議論が展開されるようになったこと（本論文ではこの関係を「結合説」と呼んできた。）を明らかにした。ところが，2008 年の世界金融危機の発生以降，資産負債観と公正価値（会計）との 1 対 1 の関係を前提とした「結合説」に限界が認められるようになり，単一測定属性モデル志向から混合測定属性モデルへの回帰現象がみられるようになったことを明らかにした。

以上を踏まえると，本章の学術的な貢献は次の 2 点に求められよう。

第 1 に，ひとえに資産負債観・収益費用観といっても，その会計利益観の含意（定義や評価・測定基準との関連性）は，時代や論者によって一義的ではないことを示した。とりわけ，FASB が 1976 年に公表した「1976 年討議資料」から 2001 年のエンロン事件までは混合測定属性モデルを前提とした「独立説」が採られていたのに対し，エンロン事件を契機に 2004 年に両審議会により発足された「概念 FW プロジェクト」以降，2008 年の世界金融危機までの期間においては，資産負債観を基礎としたうえで，種々の測定属性の中から公正価値を最上位に据える単一測定属性モデルを前提とした「結合説」が採られるようになったことを明らかにしたことに意義があると思われる。

第 2 に，両審議会は，「1976 年討議資料」の公表以降，長い間，実務的には混合測定属性モデルを採用しながらも，資産負債観を会計利益観の基底に据え，評価・測定基準については資産負債観と親和性の高い公正価値（会計）を最上位に据える単一測定属性モデルを志向してきたことを示した。ところが，2008 年の世界金融危機以降，資産負債観と公正価値（会計）との 1 対 1 の関係を前提とした「結合説」（並びに単一測定属性モデル）には，会計数値のボラティリティの増幅をはじめとする有用性の低下，会計数値の信頼性の低下，公正価値評価の技術的未熟さの露呈といった限界が世界的に認識され，2008 年 11 月に開催された両審議会の合同会議を機に，混合測定属性モデルに回帰するようになったことが明らかにされた。

第 3 章　IFRS 第 9 号におけるビジネスモデル概念の役割―歴史的原価会計及び公正価値会計との関連性を巡って―

第 1 節　はじめに

財務報告においては，FASB が 1976 年 12 月に，「1976 年討議資料」を公表して以降，利益の測定と表裏の関係をなす資産・負債の評価が古くから話題の中心になってきた。その後 1980 年代以降今日に至るまで，特に，金融商品の評価と利益の認識・測定が論争の舞台であった (斎藤, 2019, 157 頁) 。

実際に，FASB と IASB は多くの合同会議や審議を経て金融商品会計基準の改訂を重ねてきた。その成果として，IASB は 2009 年に IFRS 第 9 号「金融商品」 (IASB, 2009b) を公表し，FASB は 2016 年に ASU No.2016-01「金融商品―全般（サブトピック 825-10）: 金融資産及び金融負債の認識及び測定」 (FASB, 2016) を公表した。

日本においても，ASBJ は，2018 年 8 月に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」 (ASBJ, 2018c) を公表した。これは，日本の現行基準である「金融商品に関する会計基準」(ASBJ, 2006a) と, 2008 年の世界金融危機以降に公表された IFRS 第 9 号との間にある差異を解消するために, 金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で, 適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握するために公表されたものである (ASBJ, 2018c, 3 頁) 。

FASB や IASB の金融商品会計基準改訂に向けた取り組み（「金融商品プロジェクト」）と同時に，両審議会は会計利益観の整理を含む概念フレームワークの改訂（「概念 FW プロジェクト」）にも取り組んできた。つまり，これまで財務報告における概念フレームワークでは，利益の認識・測定に対して，「実現したまたは実現可能」 (FASB, 1984, par.83.a; 訳書, 2002, 249 頁) という概念や，「投資のリスクからの解放」 (ASBJ, 2006b, 17-18,20,35-36 頁) という概念を用いてきた。

しかし，両審議会の概念フレームワークにおける財務報告の主たる目的が，将来キャッシュフローの金額, タイミング及び不確実性に関する財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することであるとされてきたように (FASB/IASB, 2010b, paras.OB2-OB3; IASB, 2018, paras.1.2-1.3) ，近年，投資のリスクに対する「不確実性の解消」(resolution of uncertainty) (Penman, 2016, p.6; Barker and Penman, 2017, pp.12,16) に焦点が当てられるようになってきた。

財務報告において，将来キャッシュフローの不確実性に焦点を当てる場合，企業の行う 2 つのビジネスモデル，すなわち付加価値ビジネス (value added business) と価格変動ビジネス (price change business) とでは，将来キャッシュフローが実現する不確実性のレベルが異なる (Marshall and Lennard, 2016, pp.502-505) [69]。企業内で財を生産する，つまり企業がビジネスモデルに従って価値を付加する生産活動の場合には，将来キャッシュフローが実現する不確実性が解消されていないため，企業の価値たる歴史的原価が適用される。他方，市場で金融商品の売買を繰り返す，つまり価格変動に利益を求める場合には将来キャッシュフローが実現する不確実性が解消されているため，市場の価値たる公正価値が適用される (Emerson et al., 2010, p.81; 今福, 2015, 116 頁; 角ヶ谷, 2016, 58 頁) 。しかし，このようなビジネスモデル概念については，二元的もしくは一元的な捉え方が存在することや，統合報告（戦略）レベルと財務報告（会計測定）レベルのような 2 つのレベルが存在するなど，統一的な見解が得られていない (村田, 2014; 角ヶ谷, 2018) 。

「不確実性の会計学」 (accounting for uncertainty) (Barker and Penman, 2017) におけるビジネスモデル概念は，IFRS 第 9 号における金融商品の認識・測定基準（歴史的原価と公正価値を使い分ける混合測定属性モデル）にもみられる。しかし，IFRS 第 9 号では，企業のビジネスモデルは個別の（金融）商品についての経営者の意図には依存しない (IASB, 2009b, par.B4.1.2) とされるのみであり，ビジネスモデル自体の中身やビジネスモデルと認識・測定基準の関係について言及されているわけではない (角ヶ谷, 2018, 43 頁) 。また，IFRS 第 9 号は，IASB の概念フレームワークにおける財務報告の主たる目的と同様の目的を規定しながらも (IASB, 2009b, par.1.1) ，不確実性の解消の是非に伴う測定属性の適用基準までは示していない。

以上を前提に，本章の主題は以下 2 点としたい。

第 1 に，1980 年代以降の FASB や IASB の金融商品会計基準改訂に対する取り組みを，金融資産の認識・測定に着目して整理する。つまり，1980 年代の S&L 危機以降，歴史的原価会計への批判が集中し始めた (角ヶ谷, 2014, 182 頁) 。その結果，1990 年代以降，両審議会は，金融商品会計の実務において歴史的原価と公正価値を使い分ける混

[69] 斎藤 (2019) では，「事業からのキャッシュフローを期待して保有するものと，時価の変動によるキャピタル・ゲインを期待して保有するのとでは，期待の実現を測る投資の成果（裏を返せば投資に対する不確実性のレベル）が本質的に異なっている」 (166 頁。括弧内—筆者) と述べられている。

合測定属性モデルを採用しながらも (Laux, 2012, p.241; Linsmeier, 2016, pp.492-493) ，会計利益観（資産負債観・収益費用観）と評価・測定基準（公正価値・歴史的原価）との関連性においては資産負債観を前提に公正価値を最上位に据える単一測定属性モデル（全面公正価値会計）を志向し続けた。しかし，リーマン・ブラザーズの破綻に端を発した 2008 年世界金融危機以降は公正価値会計の限界が指摘されるようになり，歴史的原価会計（を基底に据えた混合測定属性モデル）への回帰現象がみられるようになったことを明らかにする。

第 2 に，IFRS 第 9 号における金融資産の認識（分類）・測定に用いられるビジネスモデル概念の役割を考察する。つまり，IFRS 第 9 号におけるビジネスモデル概念は，財務報告（会計測定）レベルにおいて，経営者の意図を前提に将来キャッシュ獲得の不確実性が解消されているか否かという基準に基づいて，評価・測定基準としての歴史的原価と公正価値の選択に主眼を置いているわけではなく，利益（キャッシュ）実現の有無を明確化することを目的にしていることを明らかにする。

以下では，まず第 2 節において，第 2 章で取り上げた会計利益観や会計の体系の概念整理を簡単に振り返り，会計利益観と会計の体系との関連性について言及する。続いて第 3 節では，FASB と IASB の金融商品会計基準改訂の歴史的変遷について，1980 年代の S&L 危機，2001 年のエンロン事件，2008 年の世界金融危機を転換点として整理する。さらに第 4 節では，IFRS 第 9 号における金融資産の認識・測定基準を概観し，ビジネスモデル概念に関する先行研究の整理を通じて，IFRS 第 9 号におけるビジネスモデル概念の役割を明らかにする。最後に第 5 節では以上の議論を総括する。

第 2 節　会計利益観と会計の体系の概念整理及び関連性

本節では，第 2 章における整理の振り返りとして，まず，会計利益観，すなわち資産負債観と収益費用観について概観する。続いて，会計の体系，すなわち公正価値会計と歴史的原価会計の定義を再確認し，近年における会計の体系に関する捉え方の変遷を確認する。最後に，会計利益観と会計の体系における測定属性（公正価値・歴史的原価），すなわち評価・測定基準との関連性について言及する。

2.1. 資産負債観と収益費用観

資産負債観とは，資産を企業の経済的資源の財務的表現，負債を将来他の実体に資源を引渡す義務の財務的表現と捉え，それぞれを財務諸表構成要素の鍵概念に据える会計利益観をいう。資産負債観のもとでは，資産・負債の属性とその変動を測定することが会計における基本的な測定プロセスであると考えられ，利益は一期間における純資産の増減額として定義される (FASB, 1976, par.34; 訳書, 1997, 53 頁) 。

一方，収益費用観とは，収益を企業の収益稼得活動からのアウトプット（成果）の財務的表現，費用を当該活動へのインプット（努力）の財務的表現と捉え，それぞれを財務諸表構成要素の鍵概念に据える会計利益観をいう。収益費用観のもとでは，一期間における収益（成果）と費用（努力）の対応が会計における基本的な測定プロセスであると考えられ，利益は収益と費用の期間差額として定義される (FASB, 1976, paras.38-39; 訳書, 1997, 55 頁) 。

利益は富（純資産）の増加なのか，それとも業績（収益と費用の期間差額）の指標なのかという会計利益観を巡る論争は，「1976 年討議資料」の公表を契機として行われるようになった (Storey and Storey, 1998, pp.76-77; 訳書, 2001, 106-107 頁) 。しかし，例えば FASB が SFAC 第 3 号における財務諸表の構成要素の定義の中で資産・負債を強調していることにみられるように (Storey and Storey, 1998, pp.78-79; 訳書, 2001, 109 頁) ，FASB 及び IASB の概念フレームワークは，1980 年代以降，基本的には収益費用観から資産負債観に転換してきた (津守, 2002, 251 頁; Bullen and Crook, 2005, pp.7-8; 斎藤, 2019, 49 頁) 。

2.2. 公正価値会計と歴史的原価会計

公正価値会計とは，貸借対照表上の諸資産・諸負債を公正価値で評価する会計の体系をいう (浦崎, 2002, 2 頁; Barlev and Haddad, 2003, p.384; 草野, 2005, 30,33 頁; Penman, 2007, p.36; Nissim and Penman, 2008, p.13; 訳書, 2012, 29 頁; Laux, 2012, p.241) 。公正価値会計のもとでは，資産・負債が歴史的原価に代えて公正価値で評価・測定され，収益・費用・利益が実現・未実現の別を問うことなく (Cooper, 2015, p.76) ，貸借対照表における公正価値変動差額（期首と期末の差額）と捉えられる (Barth et al., 1995, p.578; 草野, 2005, 33,34 頁; 角ヶ谷, 2015, 36 頁) 。

一方，歴史的原価会計とは，企業の事業活動やその財務的影響の記録・報告を，歴史的原価による測定に基づいて行う会計の体系をいう (森田, 1979, 49 頁; 1992, 74 頁; Ijiri, 1981, pp.8,10; Laux, 2012, p.241) [70]。歴史的原価会計においては，実現主義が収益認識の基本原則と考えられてきた (森田,1979, 53 頁; 1990, 18 頁) 。実現主義は，①市場取引の存在，②顧客に対する財・サービスの提供，及び③対価としての資金的な裏付け，という要件が充たされた時点をもって，収益を認識する考え方である (森田, 1979, 55 頁; 1980, 110 頁) 。

公正価値情報は歴史的原価情報と比較して信頼性に劣るが, 目的適合性の面で優れているため, 公正価値会計と歴史的原価会計はトレード･オフの関係にある (Johnson, 2005, p.1; Bullen and Crook, 2005, p.5; Laux and Leuz, 2010, p.97) [71]。1960 年代後半から 1970 年代における情報化社会への移行期において (増田, 1968, 127-128,147-156 頁; 林, 1969, 178-190 頁; Toffler, 1980, Chapter14; 武田, 2001, 4 頁; 津守, 2012, 18 頁) ，FASB や IASB の会計基準設定における目的は, 投資家や債権者の意思決定有用性を高めることとされてきた。そこで，公正価値会計に基づく情報は投資家や債権者にとって，歴史的原価情報と比較してより目的適合的（つまり，より有用性が高い）ため，財務諸表における公正価値測定の適用範囲は拡大され (Johnson, 2005, pp.1,4) ，1970 年代後期以降，新自由主義への転換が生じる中，歴史的原価に基づく伝統的な会計モデルは次第に，公正価値会計モデルに関連する新たな前提や概念に取って代わられるようになってきた (Hitz, 2007, p.324; Biondi, 2011, p.2) 。

2.3. 会計利益観と評価・測定基準の関連性

資産負債観と収益費用観は，2 つの論理的含意を有している。つまり，狭義の意味でそれを財務諸表構成要素の定義のみに作用するという捉え方（本論文では「独立説」）と, 広義の意味で財務諸表構成要素の定義のみでなく測定にも作用するものとみる捉え方（本論文では「結合説」）である (藤井, 2014, 157 頁) 。

---

[70] なお，資産の当初購入時において，歴史的原価はたいてい公正価値と等しい (Laux, 2012, p.241) 。

[71] 公正価値と歴史的原価の目的適合性及び信頼性のトレード・オフに関して，Linsmeier (2016) は次のように述べている。つまり，事後測定の観点からみれば，歴史的原価は公正価値と比較して見積りの不確実性が常に低いとは考えられず，また，公正価値は歴史的原価と比較して常に目的適合的であると考えられるべきではない (pp.492-495) 。

1960 年代後半から 1970 年代における情報化社会への移行期においては，2 つの会計利益観（資産負債観と収益費用観）と特定の評価・測定基準（公正価値と歴史的原価）との必然的な結合関係は存在しない旨の指摘がなされていた (FASB, 1976, par.47; 訳書, 1997, 58 頁; 藤井, 1997, 45 頁) 。これは，情報化社会への移行により情報ニーズが多様化したことを背景に，情報提供機能への偏重（利害調整機能の後退）という形で会計目的観が変化したことに伴い, 定義と属性, 会計利益観と評価･測定基準との独立関係（「独立説」）が，属性と評価・測定基準の選択の多様性をもつ（すなわち，混合測定属性モデルが採用される）点において，財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供できるというメリットをもつためであった (津守, 2002, 203-204 頁) 。

その後, 2004 年に発足した FASB と IASB の概念フレームワークプロジェクトの一環として，2007 年に開始した測定フェーズでは，主に IASB の前身である IASC から公表された金融商品会計基準（IAS 第 39 号「金融商品 : 認識と測定」） (IASC, 2000) などの複雑性を低減するべく，資産負債観を前提としたうえで，種々の測定属性の中から公正価値を最上位に据える単一測定属性モデルが志向されるようになった。この場合，資産負債観と公正価値が, 収益費用観と歴史的原価が分かち難く結びつくことが想定されることになる (角ヶ谷, 2016, 57-58 頁) 。つまり，会計利益観が定義のみでなく評価・測定基準にも作用するような考え方がなされるようになり, それは資産負債観と収益費用観の論理的含意が拡張し，結合して捉えられるようになったこと（「結合説」）を意味している (藤井, 2014, 161-162 頁) 。

第 3 節　金融商品会計の歴史的変遷

本節では，まず 1980 年代の S&L 危機以降，歴史的原価会計に対する批判が集中するようになり，1990 年に SEC のブリーデン委員長によって金融機関の金融商品を全面時価評価すべき旨の提案がなされた経緯を整理する。続いて，ブリーデン委員長の提案した全面公正価値会計導入の提案が不採用となり，金融商品の認識及び測定に，経営者の意図が入り込む余地のある混合測定属性モデルを前提とした「独立説」が継承された経緯を明らかにする。さらに，2001 年のエンロン事件以降，FASB と IASB が全面公正価値会計の適用に向け，単一測定属性モデルを前提とした「結合説」志向を継続した背景を整理する。最後に，2008 年の世界金融危機を契機として，混合測定属性モデルへの回帰現象がみられるようになった経緯を明らかにする。

3.1. 金融商品に対する全面公正価値会計の提案

1980 年代の S&L 危機以降，歴史的原価会計に対する批判や限界が露呈し始めた (Breeden, 1991, p.87; Barth et al., 1995, pp.577-578; Barlev and Haddad, 2003, p.390; Hitz, 2007, p.329; SEC, 2008, p.35; Linsmeier, 2011, p.411; Tsunogaya et al., 2011, pp.20-21; 角ヶ谷, 2014, 182 頁) 。S&L は預金者から短期預金で資金調達を行い，それを長期固定金利の住宅抵当貸付（モーゲージ・ローン）として運用していたが，1970 年代後半から 1980 年代初頭にかけて規制が緩和され，インフレーションの進行に伴う金利上昇に歯止めがかからなかったために，S&L の資産の時価が負債の時価を大幅に下回り，経済的に破綻状態に陥る S&L もあった (星野, 1998, 35-61 頁; SEC, 2008, pp.35-36; Stiglitz, 2003, p.37; 訳書, 2003, 62 頁; 2010, p.124; 訳書, 2010, 184-185 頁) 。

S&L は，歴史的原価会計のもとで，ゲイン・トレーディング，すなわち時価が帳簿価額を上回る金融商品を売却し，時価が帳簿価額を下回る金融商品は保有するという実務の悪用により，財務諸表の数値を膨らませていた (Hitz, 2007, p.329; Watts and Zuo, 2016, p.416) 。モーゲージ・ローンを時価で評価し当該損失を（適時に）認識していれば早期の是正が可能であり，多くの S&L は破綻する前に更生することも可能であったことから，S&L 危機により，歴史的原価会計のもとでは複雑な金融商品の経済的実質が忠実に表現されないという新たな証拠が提供された (Jones, 1988, p.56; Wyatt, 1991, pp.81,83) 。

このような歴史的原価会計に対する批判や限界が露呈する中，SEC のブリーデン委員長は，金融機関のおかれている経済的環境に鑑みれば，歴史的原価会計を適用し続けることは不適切であるとして，1990 年に金融機関の金融商品を（全面）時価評価すべき旨の提案を行った (Breeden, 1990, pp.6-9) 。S&L 危機及びその後のブリーデン委員長の金融商品に対する全面時価会計導入の提案を契機にして，金融商品の一部に対する時価評価の必要性が認識されるようになり，それが制度的に結実したものが SFAS 第 107 号「金融商品の公正価値に関する開示」 (FASB, 1991) ，SFAS 第 115 号「負債証券と持分証券に関する投資」 (FASB, 1993) 及び SFAS 第 133 号「デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計処理」 (FASB, 1998) である (星野, 1998, 129 頁; 植田, 2009, 111-113 頁; Emerson et al., 2010, p.80; Tsunogaya et al., 2011, p.21; 角ヶ谷, 2014, 183 頁) [72]。

[72] なお，FASB の公正価値会計適用に向けた最初の主要なステップは，FASB が 1975 年 12 月に公表した SFAS 第 12 号「特定の市場性ある有価証券の会計処理」 (FASB, 1975) であり，この

以上のように，S&L 危機以降，SEC 及び FASB は金融商品の全面公正価値会計導入に向けて舵を切った。このことは，1970 年代以降，情報化社会への移行期より実務に根付いていた混合測定属性モデル（「独立説」）から，公正価値を最上位に据える単一測定属性モデル（「結合説」）志向への転換の兆しが見られたことを意味すると思われる。

なお，金融商品のすべてに全面公正価値会計を要請するような提案は，1997 年 3 月に IASC がカナダ勅許会計士協会 (The Canadian Institute of Chartered Accountants: CICA) と共同で公表した討議資料「金融資産及び金融負債の会計処理」 (IASC/CICA, 1997) ，1999 年 12 月に FASB が公表した予備的見解「金融商品並びに特定の関連する資産及び負債の公正価値による報告」(FASB, 1999) 及び 2000 年 12 月に共同作業グループ (Joint Working Group of Standard Setters: JWG) が公表したドラフト・スタンダード「金融商品及び類似項目」 (JWG, 2000) にもみられる。

3.2. 全面公正価値会計の不採用と混合測定属性モデルの継承

ブリーデン委員長の金融商品に対する全面公正価値会計の提案を契機にして，FASB の金融商品プロジェクトを中心に公正価値会計の適用領域は拡大し始めた。これは，混合測定属性モデルが，経営者の意図によって測定属性が使い分けられること，報告利益を操作するために選択的な売却計上が可能であること，関連する資産と負債の間に損益のミスマッチが存在すること，及びかかる損益のミスマッチを解消するためにヘッジ会計が必要になり，会計処理が複雑になることなどの問題点を抱えていたためであった (IASC/CICA, 1997, Chap.1, paras.4.15-4.16) 。このような混合測定属性モデルが抱える問題に対して，全面公正価値会計には「金融商品の評価に際して経営者の意図（保有目的）が問われないという特徴」がある (大塚・川村, 2002, 272 頁) 。

しかし，IASC/CICA (1997) の全面公正価値会計導入の提案に対して，多くの関係者は反対意見を表明した (西川・山田, 1998, 93 頁) [73]。そこで，IASC は証券取引監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions: IOSCO) との間で締結した[74]，金融商品会計の核となる国際会計基準の開発に関する合意に基づき (IASC, 2000,

---

ときに FASB は初めて市場性のある有価証券に対して未実現損失及び未実現利益の報告を容認した (Cascini and DelFavero, 2011, p.1; Cooper, 2015, p.76) 。

[73] 討議資料に対してコメントを寄せた回答 148 通のうち，113 通（約 76%）が当該提案に対して反対意見を表明した (西川・山田, 1998, 93 頁) 。

[74] IOSCO の概要や活動内容については，平松 (1994, 175-176 頁) を参照されたい。

par.BC7; Zeff, 2012, pp.817-818) ，1999 年 3 月に暫定的な会計基準として IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」 (IASC, 2000) を公表し，金融資産と金融負債を保有する際における保有目的（経営者の意図）に基づいて異なる測定ルールが適用される混合測定属性モデルを採用した (IASC, 2000, paras.45-46,BC12) 。さらに，JWG (2000) が提案したトレーディング勘定やバンキング勘定の金融商品に適用する全面公正価値会計も，銀行業界や監督機関によって懐疑的に受け入れられたため，採用には至らなかった (ECB, 2004, pp.70-71) [75]。

要するに，金融商品における公正価値を最上位に据える単一測定属性モデル（「結合説」）に対して，金融機関や銀行監督・規制機関（欧州中央銀行）も含めて多数が反対を表明し，混合測定属性モデル（独立説）を擁護した (草野, 2008a, 105 頁) 。そこで，IASC から改組された IASB は，金融商品に全面公正価値会計を導入する前にさらなる作業が必要であるとして，2001 年 7 月以降，混合測定属性モデルを前提に，IAS 第 32 号「金融商品：開示と表示」及び IAS 第 39 号を改善する「金融商品プロジェクト」を推進した (IASC, 2000, par. BC8; 草野, 2008a, 105-106 頁; 吉田, 2016, 9 頁) 。

3.3. 「金融商品プロジェクト」における全面公正価値会計導入に向けた再傾斜

「金融商品プロジェクト」発足直後の 2001 年 12 月，米国においてエンロンが，2002 年 7 月にはワールドコムが，会計不正の発覚を原因の一端として経営破綻し，2002 年 7 月に米国で「SOX 法」が制定された。その後，FASB と IASB の間で締結されたノーウォーク合意 (FASB/IASB, 2002; Zeff, 2012, p.826) ，FASB による「原則主義採用に関する提案書」 (FASB, 2002c) の公表及び 2003 年 7 月に SEC が「SOX 法」の要請に応えるべく「2003 年 SEC 報告書」 (SEC, 2003) を公表して以降，目的志向（原則主義）的かつ資産負債観に基礎を置いた会計基準の設定，両審議会のコンバージェンスの促進及び公正価値測定の適用範囲拡大（単一測定属性モデルへの傾斜）が志向されるようになった (SEC, 2003, III,IV) 。

2005 年 4 月，両審議会は合同会議を開催し，金融商品に単一の測定属性，すなわち公正価値を適用することが，財務報告を改善し，複雑になっていた金融商品会計基準を簡素化することになるとの見解を示した。さらに，両審議会は，すべての金融商品が公正

[75] 80%近くの回答者はドラフト・スタンダードの提案する全面公正価値会計に反対意見を表明した (古内, 2002, 51 頁) 。

価値で測定され, 実現利益と未実現利益が発生期間に利益として認識されることを長期的な目標として掲げ，金融商品の全面公正価値会計を目指し審議を開始した (IASB, 2005b, p.5) 。つまり，すべての金融商品を公正価値で測定することは，経営者の意図を排除することで監査人の判断など金融商品の測定に関する複雑性を著しく低減し, 比較可能性の向上につながることから (Nobes, 2005, p.30) ，両審議会は混合測定属性モデルを前提に「金融商品プロジェクト」を推進しながらも，依然として公正価値をより広範に適用する方針を放棄していなかった (ECB, 2004, pp.71-72; Whittington, 2015, p.560) 。

時を同じくして IASB は, 2003 年 12 月及び 2005 年 6 月に公正価値オプションを含む IAS 第 39 号の改訂を行った (IASC, 2000, IN16) [76]。さらに，FASB も 2005 年に IASB と合同で定めた長期的な目標に沿うようにして，2007 年 2 月に SFAS 第 159 号「金融資産及び金融負債の公正価値オプション」 (FASB, 2007a) を公表し，金融商品に IASB と同様の公正価値オプションを導入し，事実上「公正価値測定の適用範囲を拡大した」(FASB, 2007a, par.1) [77]。

3.4. 世界金融危機と混合測定属性モデルへの回帰現象

両審議会の公正価値に基づく単一測定属性モデル志向は 2008 年まで続いた。2008 年 3 月には，FASB と IASB はそれぞれ，「2008 年討議資料」 (FASB, 2008a; IASB, 2008a) を公表することで, エンロン事件などの会計不正をきっかけとして主に金融商品会計基準の複雑性が浮き彫りになったことに対処すべく，金融商品会計基準の「複雑性低減プロジェクト」を開始した。「複雑性低減プロジェクト」は，金融商品の測定方法が数多く存在することを理由に，金融商品会計が極めて複雑になっていることが「2008 年討議資料」において指摘され，長期的解決策として金融商品会計基準の適用対象になる全ての金融商品に，公正価値による測定属性の統一を図ろうとしたものであった (FASB, 2008a, paras.1-3; IASB, 2008a, paras.1.6,3.1-3.6; 吉田, 2016, 26-28 頁) 。

---

[76] IASB は，公正価値オプションに関する規定を 2005 年 6 月に最終改訂したが，公正価値オプションに関する IASB の検討過程は草野 (2008a, 106-108 頁) を参照されたい。なお，欧州中央銀行 (European Central Bank: ECB) は，IAS 第 39 号におけるすべての金融資産と金融負債を公正価値で測定する全面公正価値オプションに異議を唱えていた (Zeff, 2012, p.827; Whittington, 2015, p.560) 。

[77] なお，両審議会は，公正価値は金融商品にとって最も目的適合的な測定基準であり透明性向上のために必要であるが，解決すべき課題も残されていることから，公正価値オプションを金融商品の全面公正価値会計への「暫定的段階」 (interim step) と捉えていた (FASB, 2007a, par.A3; Barth and Schipper, 2008, p.184; 草野, 2014, 147 頁) 。

そのような公正価値に基づく単一測定属性モデル志向が継続する中，2006 年後半から 2007 年にかけて米国で顕在化したサブプライム・ローンの信用リスク増大に起因して，2008 年 9 月にリーマン・ブラザーズが経営破綻し，世界の金融システム全体をゆるがすほどの世界金融危機にまで深刻化していった (内閣府, 2008, 第 1 章第 1 節; 吉田, 2016, 17,63 頁) 。未曽有の世界金融危機への対応策として，2008 年 10 月に米国で緊急経済安定化法が成立したが，その第 132 条には，一定の場合に SEC が SFAS 第 157 号 (FASB, 2006a) の適用を停止できる旨の記載が盛り込まれていた。

また，一部の金融商品について，公正価値から歴史的原価への振替が実務で緊急措置として認められ (IASC, 2000, paras.50,50b-50d; IASB, 2008c) ，政治的圧力により公正価値会計の一時的な停止措置が採られることとなった。これは，公正価値会計の適用領域拡大により，世界金融危機が深刻化する中，流動性の欠如 (illiquidity) と景気循環増幅効果 (procyclicality) が認められるようになったとの主張や (Véron, 2008,p.63) [78],「公正価値は歴史的原価に比べて市場感応的であるがゆえに，ボラティリティを増幅させ，金融市場を脆弱にする」 (Boyer, 2007, p.779) との指摘[79]がなされるようになったためである。換言すれば，世界金融危機は「証券化商品の公正価値評価の技術的未熟さを露呈するとともに・・・中略・・・金融資本主義の脆弱性と行きすぎた公正価値会計への反省と警鐘をもたらした」 (古賀, 2009, 5 頁) との主張にもみられるように，2008 年以降，公正価値会計はサブプライム危機の罪の責任を求められるようになった (Ryan, 2008, pp.1607,1633; King, 2009, p.28) [80]。

---

[78] 西川 (2010) は，景気循環増幅効果について，「景気拡大時には企業会計は金融商品の時価上昇によりバランスシートを企業実態より良く見せ，必要以上の投資誘因となるが，景気後退時には逆の効果が生じ，投資意欲を必要以上に萎えさせる」（25 頁）と定義している。景気循環増幅効果については，若林・音川 (2010, 73 頁) ，草野 (2012) ，大日方 (2012b, 216-227 頁) なども参照されたい。

[79] Laux (2012, p.253) によれば，公正価値会計の適用に伴う金融市場における過度なボラティリティに対処する 1 つの方法は，歴史的原価と公正価値の両方を報告し，公正価値の変動に伴う実現・未実現利益を識別することで，投資家にとって有用な情報を提供することである。

[80] 公正価値会計と金融危機との関係については，多くの研究が発表されているが，大日方 (2012a) によれば，世界金融危機後においては，公正価値擁護論よりもむしろ，「公正価値測定・評価の無節操で首尾一貫しない拡大方針を批判した研究の方が数は多い」 (107 頁) 。例えば，公正価値会計それ自体の問題というよりは，公正価値会計の不十分な履行や適用に原因があるという見解として，Ryan (2008, pp.1636-1637) や Kothari and Lester (2012, pp.349-350) が挙げられる。一方，「公正価値の開示が市場において生じている事実を伝達するという重要な役割を担っている」 (川村, 2018, 60 頁) という公正価値会計を擁護する見解として，Laux and Leuz (2010, pp.96-97) や Linsmeier (2011, p.414) などが挙げられる。

その後，2009 年 7 月に金融危機アドバイザリーグループ (Financial Crisis Advisory Group: FCAG) も[81]，「金融商品の性質やビジネスモデルの多様性のために，幾分かの複雑性が残ることは避けられないかもしれないが・・・中略・・・概念的かつ（もしくは）実務的な理由から，単純化された混合（測定）属性モデルは，全面公正価値利益モデルよりもむしろ好ましい」 (FCAG, 2009, p.5。括弧内—筆者) と述べており，2008 年の世界金融危機以降，歴史的原価会計（混合測定属性モデル）への回帰現象がはっきりみられるようになった (Tsunogaya et al., 2011, p.26; 角ヶ谷, 2014, 177,187 頁; Braun, 2016, p.4) 。かくして，「金融商品の無差別な（全面）公正価値評価は，いかに単純でも情報の有用性を低下させるだけでなく, 危機対応の面でも社会規範としての堅牢さに問題がある」 (斎藤, 2009, 21 頁。括弧内—筆者) といわざるを得ず, 米国発の世界金融危機は, 公正価値が「無条件に公正かつ透明であり，それが有用な会計情報を生み出す唯一の測定値だという幻想」 (斎藤, 2009, 18 頁) に冷水を浴びせることとなった[82]。

IASB は 2009 年 11 月に，IFRS 第 9 号 (IASB, 2009b) を公表することで，金融商品を公正価値もしくは償却原価（歴史的原価）で測定されるものに 2 分類する混合測定属性モデルを採用した (IASB, 2009b, par.4.1) [83]。つまり，IFRS 第 9 号は，結果的に IAS 第 39 号の混合測定属性モデルを継承している (Whittington, 2015, p.561) 。また，FASB も 2010 年 5 月に公開草案「金融商品会計及びデリバティブ商品とヘッジ活動の会計に関する改訂」 (FASB, 2010) を公表し，金融商品に対して「公正価値を標準的な測定属性」 (FASB, 2010, BC59) として提案しつつも，特定の金融商品にとっては償却原価（歴史的原価）が目的適合的であることも示していることから (FASB, 2010, BC79) ，混合測定属性モデルを採用したといえよう[84]。

---

[81] FCAG は，2009 年 7 月に「金融危機アドバイザリーグループ報告書」 (FCAG, 2009) を公表した。

[82] なお，Stiglitz (2010) は世界金融危機後の会計基準緩和について，次のように述べている。「会計基準緩和はまちがった方向への動きである。本当に必要だったのは，時価会計の継続を再確認し，会計基準の順守を徹底させ，時価会計の使いかたに気を配ることなのだ。」 (p.159; 訳書, 2010, 232 頁)

[83] 川村 (2018) では，金融商品会計基準の歴史的変遷において，1990 年代後半に形成された金融商品会計基準を「包括的な金融商品会計基準の第一世代」 (53 頁) ，2008 年世界金融危機以降における金融商品会計基準の見直しを「包括的な金融商品会計基準の第二世代」 (57 頁) と称している。

[84] IASB (2009b) 及び FASB (2010) について，草野 (2010) は詳細な検討を試みている。また，Linsmeier (2011, p.410) は，すべての金融商品について，歴史的原価情報に加えて公正価値の報告を要求する FASB (2010) は新しくてよりよい会計モデルであると述べている。その後，IFRS 第 9 号は 2014 年 7 月に最終改訂され，FASB の金融商品会計基準は 2016 年 1 月に FASB (2016)

第 4 節　IFRS 第 9 号における金融資産の分類と測定―ビジネスモデル概念との関連性―

本節では，まず IFRS 第 9 号における金融資産の分類と測定について概観する。続いて，IFRS 第 9 号における分類基準，すなわちビジネスモデルの意味（定義）を確認するために，先行研究の整理を行う[85]。最後に，ビジネスモデルが内包する 2 つのレベル，すなわち統合報告（戦略）レベルのビジネスモデルと財務報告（会計測定）レベルのビジネスモデルについて整理する作業を通じて，IFRS 第 9 号におけるビジネスモデルによる測定基準の目的及び役割を明らかにしたい。

4.1.　IFRS 第 9 号における金融資産の分類と測定

IFRS 第 9 号の第 4 章（分類）では，金融資産を償却原価で測定されるもの（分類 1）と，公正価値で測定されるもの（分類 2）との 2 つに区分している[86]。つまり，次の (A) 及び (B) 両方の要件を満たす金融資産は償却原価（歴史的原価）で測定し[87]，それ以外は公正価値で測定する (IASB, 2009b, paras.4.1.1-4.1.2) 。

(A) 契約上のキャッシュフローを回収するために資産を保有するという目的を有するビジネスモデルに基づいて，金融資産が保有されていること（以下，「ビジネスモデル要件①」という。）

(B) 金融資産の契約条件により，特定の日にキャッシュフローが生じ，そのキャッシュフローが元本及び元本残高に対する利息の支払に限られること（以下，「契約上のキャッシュフロー特性要件」という。）

として公表されているが，両基準ともに金融商品を公正価値もしくは償却原価（歴史的原価）で測定されるものに 2 分類する混合測定属性モデルを踏襲している。なお，IFRS 第 9 号については，田中 (2014) や秋葉 (2015) で詳細な整理がなされているため参照されたい。また，吉田 (2017) は，FASB (2010) の公表から FASB (2016) 基準化までの過程を分析し，米国の金融商品会計の見直し結果を詳細に検討している

[85] なお，「2018 年概念フレームワーク」 (IASB, 2018) では，「ビジネスモデル (business model) 」という用語に代えて，「ビジネスアクティビティ (business actibities) 」という用語を使用する旨が述べられている。これは，ビジネスモデルという用語が，IIRC などの様々な組織によって異なる意味で用いられていることを考慮し，ビジネスモデルという用語の定義に関して混乱を避けるためである (IASB, 2018, par.BC0.33) 。

[86] 以下では，IFRS 第 9 号に関する秋葉 (2015, 225-227 頁) の翻訳を参考にしている。

[87] ただし，会計上のミスマッチを避けることができる場合，当初認識時から公正価値での測定に指定することができる（公正価値オプション） (IASB, 2009b, par.4.1.5; Laux, 2012, p.242; 秋葉, 2015, 225 頁) 。

さらに，評価差額（利益）の認識・測定において，償却原価（歴史的原価）ではなく公正価値で測定される金融商品（分類 2）については，その他の包括利益 (Other Comprehensive Income: OCI) を通じて測定する区分（分類 2.1）と，損益で測定する区分（分類 2.2）に分けている。つまり，次の (a), (b) 両方の要件を満たす金融資産は OCI を通じて公正価値で測定し，それ以外は損益を通じて公正価値で測定する (IASB, 2009b, paras.4.1.2A-4.1.4) 。

(a) 契約上のキャッシュフローの回収及び金融資産の売却という両方の目的により達成されるビジネスモデルに基づいて，金融資産が保有されていること（以下,「ビジネスモデル要件②」という。）

(b) 上記 (B) と同様の「契約上のキャッシュフロー特性要件」

金融資産の分類及び測定に関する以上の議論を要約して整理すると，図表 3 のようになる。

〔図表 3〕　IFRS 第 9 号における金融資産の分類及び測定

区分	分類	測定	評価差額
分類 1	「ビジネスモデル要件①」及び「契約上のキャッシュフロー特性要件」の両方を満たす金融資産	償却原価（歴史的原価）	N/A
分類 2.1	「ビジネスモデル要件②」及び「契約上のキャッシュフロー特性要件」の両方を満たす金融資産	公正価値	OCI
分類 2.2	分類 1 及び分類 2.1 以外の金融資産	公正価値	損益

（出典）IFRS 第 9 号 (IASB, 2009b, paras.4.1.1-4.1.4) をもとに筆者作成。

続いて，第 5 章（測定）のうち，金融資産の当初測定及び事後測定について言及する。IFRS 第 9 号では，当初認識時に金融資産を公正価値で測定し，損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産については適切な取引コストを加算するとされているが (IASB, 2009b, par.B5.1.2A) ，当初認識時の金融資産の公正価値の最善の証拠は，取引価格（すなわち，その金融資産の取得にあたり引き渡した対価）である (IASB, 2009b, par.B5.1.2A) 。また，重大な財務要素を含んでいない売上債権は，当初認識時において，

公正価値ではなく IFRS 第 15 号で定義されている取引価格（すなわち歴史的原価）により測定する (IASB, 2009b, par.5.1.3) 。なお，当初認識後においては上述の通り，金融資産を分類後，償却原価（歴史的原価），OCI を通じた公正価値，損益を通じた公正価値により測定する (IASB, 2009b, par.5.2.1) 。

以上要するに，IFRS 第 9 号は，ビジネスモデル及びキャッシュフローの特性（すなわち，契約上のキャッシュフローの回収を目的とするか否か）に基づき，償却原価（歴史的原価）と公正価値を使い分けているため，混合測定属性モデルを採用していると考えられる。しかしながら，IFRS 第 9 号においては，ビジネスモデルの中身やビジネスモデルと歴史的原価や公正価値などの評価・測定基準との関係について言及されているわけではない (角ヶ谷, 2018, 43 頁) 。そのため，以下では，ビジネスモデルに関する先行研究を整理する作業を通じて，ビジネスモデルの意味と IFRS 第 9 号における評価・測定基準との関連性を明らかにしたい。

4.2. ビジネスモデルの意味—先行研究の整理—

欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG) の研究報告「財務諸表におけるビジネスモデルの役割」 (EFRAG, 2013) によれば，ビジネスモデルという用語は，2009 年に IFRS 第 9 号が公表されたときにはじめて IFRS に登場した (EFRAG, 2013, Preamble) [88]。その後，ビジネスモデルの概念や考え方については多くの先行研究において議論がなされているため，ここでは，ビジネスモデルの概念（意味）に関する先行研究の整理を行いたい。

ビジネスモデル概念は次の 2 つ，すなわち付加価値ビジネス（裁定取引）には歴史的原価を，価格変動ビジネス（無裁定取引）には公正価値を適用すべきというような二者択一を導く二元的なビジネスモデルと，価値の創造を前提とした一元的なビジネスモデルを含意している (Marshall and Lennard, 2016; 今福, 2018; 角ヶ谷, 2018) 。二元的なビジネスモデルを支持する先行研究には，例えば Nissim and Penman (2008) ，イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales:

[88] Zott et al. (2011, p.1022) によれば，ビジネスモデル概念は，マネジメントの領域ではインターネットの出現とともに 1990 年代中頃から広く使われるようになった。しかし，Disle et al. (2016, pp.2,17) によれば，会計学の領域においてビジネスモデル概念が明示的に使われるようになったのは比較的近時である。

ICAEW) による報告書 (ICAEW, 2010) ， Singleton-Green (2014) ， ASBJ (2015) 及び Marshall and Lennard (2016) などがある。

ICAEW (2010) は，ビジネスモデル概念に着目して，歴史的原価と公正価値を使い分ける混合測定属性モデルのあり方に言及した報告書である。ICAEW (2010, p.5) は，企業のビジネスモデルについて次のように述べる。すなわち，ビジネスモデルは，インプットを加工し新たな資産やサービスを生み出す場合と，市場価格の変動によって利益を得ることを意図し，同一市場で資産の売買を行う場合に分けることができる。そして，各場合における一般的に最も有用な測定基準は，前者が歴史的原価であり後者は公正価値である。

また，Singleton-Green (2014, pp.702-703) は，Penman (2007) を踏まえて，ビジネスモデルを次の 2 つに分類している。つまり，タイプ 1 はインプットを加工して価値を加えるビジネスモデルであり，タイプ 2 は投資資産を加工することなく，タイミングのみを見計らって売却するようなビジネスモデルである。

他方，一元的なビジネスモデルを支持する先行研究として，Zott et al. (2011) ，今福 (2011; 2015) ， Page (2014) ， Ronen (2014) ， Nielsen and Roslender (2015) などが挙げられる。

今福 (2011) は，「ビジネスモデルを明確に二つに分け，両者は互いに無関係のモデルとみる見方ではなく，ビジネスモデルを一元的にとらえる観点をどのように構築するのかが，財務報告におけるビジネスモデル問題の最大の課題であろう」 (9 頁) と指摘している。

また，Ronen (2014, pp.710-711) は資産運用会社を例に，裁定取引と無裁定取引の共通点を整理したうえで，ビジネスモデルと測定基準決定の関連性に言及した。つまり，無裁定取引に基づくビジネス（資産運用会社のモデル）であっても，裁定取引に基づくビジネス（製造会社のモデル）と同じように，人的資本などの無形資産を利用し価値を付加することで，インプットをアウトプットに転換する点では共通している。そのため，測定基準の決定はビジネスモデルによるべきではない[89]。

[89] なお，Ronen (2014) は会計の役割について，「会計は利害関係者が将来キャッシュフロー，そのタイミング及び関連する不確実性の予測に役立つ目的に対応するよう，インプットからアウトプットに至る転換を反映すべき」 (p.710) であると述べている。

以上における先行研究の整理により，「財務報告におけるビジネスモデル概念といっても，その定義は一様ではなく両義性に富んでいる」 (今福, 2018, 117 頁) ことが確認された。以下では，村田 (2014) や角ヶ谷 (2018) が指摘する，ビジネスモデルが内包する 2 つのレベル，すなわち統合報告（戦略）レベルと財務報告（会計測定）レベルのビジネスモデル概念の整理を通じて，4.1 で概観した IFRS 第 9 号におけるビジネスモデルの目的（役割）を明らかにしたい。

4.3. IFRS 第 9 号におけるビジネスモデルに基づく認識・測定の役割

ビジネスモデルには少なくとも 2 つのレベルがある。1 つは，統合報告（戦略）レベルのビジネスモデル概念である。統合報告（戦略）レベルのビジネスモデル概念は，IIRC の「国際統合報告フレームワーク」 (IIRC, 2013) や，（英国）財務会計評議会 (Financial Reporting Council: FRC) の「戦略報告のガイダンス」 (FRC, 2014) 及び「ビジネスモデル報告」 (FRC, 2016) において，主として戦略やマネジメントの文脈で用いられる[90]。いま 1 つは，財務報告（会計測定）レベルのビジネスモデル概念である。財務報告（会計測定）レベルのビジネスモデル概念は，IFRS 第 9 号 (IASB, 2009b) ，ICAEW (2010) 及び ASBJ (2015) などにおいて，主として歴史的原価と公正価値との線引きや，収益・利益の認識・測定の文脈で用いられる，(村田, 2014; 角ヶ谷, 2018, 46-47 頁) 。

組織ははじめに，（戦略レベルにおいて）価値を創造するために，組織のミッションやビジョンを踏まえつつ，戦略に基づいてリスクを軽減または管理し，機会を最大化する。そして，（会計測定レベルにおいて）将来の見通しのために，戦略目標がどれだけ予想通りに実現したのか，パフォーマンスを事後評価する (IIRC, 2013, 2A,Figure 3。括弧内—筆者) 。

IFRS 第 9 号における金融商品の分類及び測定基準としてのビジネスモデルは，会計認識及び測定を対象としているため，財務報告（会計測定）レベルのビジネスモデル概念が想定されている。Leisenring et al. (2012, pp.330-331,341) によれば，金融資産の会計処理に関しては，ビジネスモデルと経営者の意図との間に，概念的には実質的な差異は存在しない。つまり，いずれもどのように価値を実現させるか（すなわち，キャッシュ

[90] IIRC (2013) は，組織のビジネスモデルを次のように定義する。つまり，組織のビジネスモデルは，「短期，中期，長期にわたって価値を創造するために，インプット，事業活動，アウトプット及びアウトカムが選択されたシステム」 (par.2.26) である。

を獲得するか）を投資家に提供する概念であるため，IFRS 第 9 号が想定する財務報告（会計測定）レベルのビジネスモデル概念は，経営者の意図と同義で用いられている可能性がある (角ヶ谷, 2018, 47 頁) 。

以上要するに，IFRS 第 9 号では，まず金融資産の保有目的（経営者の意図）を基礎として金融資産の分類を行う。そのうえで，キャッシュ獲得の不確実性が解消されているか否かという基準に基づき，売却可能金融資産のような，経営者の意図によりいつでもキャッシュへの換金が可能な金融資産は公正価値で測定し，満期保有目的投資のような，キャッシュ獲得に制約があり不確実性が解消されていない金融資産は償却原価（歴史的原価）で測定する。つまり，統合報告（戦略）レベルのビジネスモデルのパフォーマンスを事後的に図る尺度が，財務報告における会計測定であり，ビジネスモデルの究極的な目的は，測定基準としての歴史的原価と公正価値の選択ではなく，利益（キャッシュ）の実現にある (ICAEW, 2010, p.25; IIRC, 2013; 古賀, 2014, 6 頁; Singleton-Green, 2014, p.706) 。

第 5 節　おわりに

これまで，金融商品会計基準における認識・測定に関して，会計利益観と評価・測定基準との関連性の観点からみた歴史的変遷や，IFRS 第 9 号におけるビジネスモデル概念の役割については，先行研究では明らかにされていなかった。したがって，以上の検討から，本章の学術的な貢献は次の 2 点に求められよう。

第 1 に，2008 年の世界金融危機後に最終基準化された FASB と IASB の金融商品会計基準の認識・測定に関して，1980 年代以降今日に至るまでの歴史的変遷を整理したことである。つまり，1980 年代の S&L 危機以降，歴史的原価会計に対する批判が集中しはじめた結果，金融商品に全面公正価値会計（単一測定属性モデルを前提とした「結合説」）を導入する旨の提案がなされるようになった。その後，両審議会は実務的には混合測定属性モデルを採用しながらも，公正価値（会計）を最上位に据える単一測定属性モデル（すなわち「結合説」）を志向し，公正価値会計の適用領域を拡大してきた。しかし，2008 年の世界金融危機以降は，公正価値会計の限界が指摘されるようになったため，金融商品の認識・測定に，歴史的原価と公正価値を使い分ける混合測定属性モデルへの回帰現象がみられるようになった。

第 2 に，IFRS 第 9 号における金融商品の認識・測定に適用されるビジネスモデル概念の役割を示したことである。つまり，IFRS 第 9 号におけるビジネスモデル概念は，財務報告（会計測定）レベルにおいて，経営者の意図（すなわち保有目的）と同義であると捉えることができる。そのうえで，投資した金融商品における将来キャッシュ獲得の不確実性が解消されているか否かという基準に基づいて，測定基準としての歴史的原価と公正価値の選択を目的としているのではなく，利益（キャッシュ）が実現しているか否かということを明確にすることを目的としていることが明らかにされたことには意義があると思われる。

第 4 章　資産負債観に基づく歴史的原価会計—収益認識会計基準を手がかりにして—

第1節　はじめに

財務諸表における重要な勘定科目である収益の認識は (FASB, 2002a, p.1; Schipper et al., 2009, p.57) ，会計の心臓ともいえる重要な手続であり (Penman, 2016, p.2) ，21 世紀の幕開け直後から 10 年以上に渡り注目を集めてきた (Wagenhofer, 2014, p.349) 。そのきっかけとなったのは，2002 年 1 月に FASB が，収益認識を新たな協議事項プロジェクトの 1 つとして提案し (FASB, 2002a) ，同年 9 月に FASB と IASB による「収益認識プロジェクト」が発足したことであった (FASB, 2002b) [91]。新たな収益認識モデルの開発は，2004 年に発足した両審議会による「概念 FW プロジェクト」における会計利益観，すなわち収益費用観から資産負債観へのシフトに関連づけられてきた (Biondi et al., 2014, p.28) 。

これまで先行研究では，「収益認識プロジェクト」の審議の過程において，当初より資産負債観・公正価値会計モデルを志向してきたものの，IASB が 2014 年 5 月に最終基準化した IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」 (IASB, 2014) は，伝統的な収益費用観・歴史的原価会計モデルとの親和性を残した収益認識モデルであることが明らかにされてきた (角ヶ谷, 2015, 40-41 頁) [92]。しかし，先行研究では，「概念 FW プロジェクト」との関わりの中，2008 年の世界金融危機を転換点として，志向される収益認識モデルが変わり，会計利益観（収益費用観・資産負債観）及び会計の体系（歴史的原価会計・公正価値会計）との関連性が当初志向した収益認識モデルから変容した過程については明確にされていない。

さらに，日本においても，IFRS 第 15 号の公表から 4 年近くが経った 2018 年 3 月に，ASBJ が企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」 (ASBJ, 2018a。以下，「新

---

[91] 「収益認識プロジェクト」が発足した背景として，以下の 3 点が挙げられる。第 1 に，IT 革命に伴う取引の複雑化によって，1990 年代末に相次いだ IT 産業の収益計上を巡る不正問題が横行したこと，第 2 に，2001 年のエンロン事件をはじめとする米国の会計不祥事を契機として，収益認識基準をより厳格化する必要性が生じたこと，第 3 に，企業のビジネスモデルの発展に伴い多様化した収益認識パターンに対して，首尾一貫して適用可能な収益認識基準が存在しなかったこと，である (Baker, 2001, p.25; 田中, 2003, 6-7 頁; 津守, 2003, 18 頁; 徳賀, 2003, 35-36 頁; 辻山, 2005, 4 頁; 2008, 39 頁; Wagenhofer, 2014, pp.349-350; 辻山, 2020, 17 頁) 。

[92] 「収益認識プロジェクト」の審議の過程や IFRS 第 15 号に関する整理については，Schipper et al. (2009) ，辻山 (2009) ，山田康裕 (2010) ，桜井 (2012) ，Biondi et al. (2014) ，Wagenhofer (2014) ，松本 (2015) ，佐々木 (2017) などを参照されたい。

収益認識基準」という。) [93]を公表した。そのため，IFRS 第 15 号と「新収益認識基準」について, 相互に関係した 2 つの決定要素たる認識と測定の観点から (Wagenhofer, 2014, p.359) ，共通点及び相違点についての考察が必要であると思われる。

そこで本章では,「収益認識プロジェクト」及び「概念 FW プロジェクト」を経て，現代の収益認識モデルが会計利益観や会計の体系との関連性の中でどのような変容を遂げたのかについて明らかにし，そのうえで IFRS 第 15 号が日本の「新収益認識基準」に与えた影響について検討することを目的としたい。本章における検討を通して，一般に資産負債観に属すると解されている IFRS 第 15 号における収益の認識・測定方法が (角ヶ谷, 2015, 33 頁) ，収益費用観を基礎とした伝統的な収益認識モデルと親和的であることが明らかになる。さらに，世界金融危機を契機に公正価値会計への傾斜が緩和され，歴史的原価会計への回帰現象がみられるようになったことを示し，欧米諸国及び日本で長らく会計実務を支えてきた実現主義に基づく収益認識モデルの重要性が再認識されると思われる。

以上を踏まえ，以下では次の順に検討を進める。第 2 節では，収益認識モデルの 3 つの理念的類型を提示する。第 3 節では，2002 年に FASB と IASB による「収益認識プロジェクト」が発足してから 2014 年に IFRS 第 15 号が公表されるまでの審議の過程を概観する。第 4 節では，IFRS 第 15 号の概要について認識と測定に焦点をあて整理する。第 5 節では，日本基準と IFRS 第 15 号の共通点及び相違点を明らかにする。最後に第 6 節では，以上の議論を総括する。

第2節　収益認識モデルの 3 つの理念的類型

収益認識モデルは，収益費用観と資産負債観のいずれを重視するかという視点と，歴史的原価会計と公正価値会計のいずれを重視するかという視点に基づいて, 図表 4 のように収益費用観・歴史的原価会計モデル【類型I】, 資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】及び資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】の 3 つに区分することができる[94]。

---

[93] 同時に，ASBJ は企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(ASBJ, 2018b) も公表している。

[94] なお，実際には，Edwards and Bell (1961, pp.88-97; 訳書, 1964, 72-80 頁) が提唱したカレント・コスト会計における経営利益 (business profit) にみられる，収益費用観・公正価値会計モデル【類型IV】（本論文の呼称）も存在しうる。経営利益は，実現基準を生産の面と時間の面

〔図表 4〕　収益認識の 3 つの理念的類型

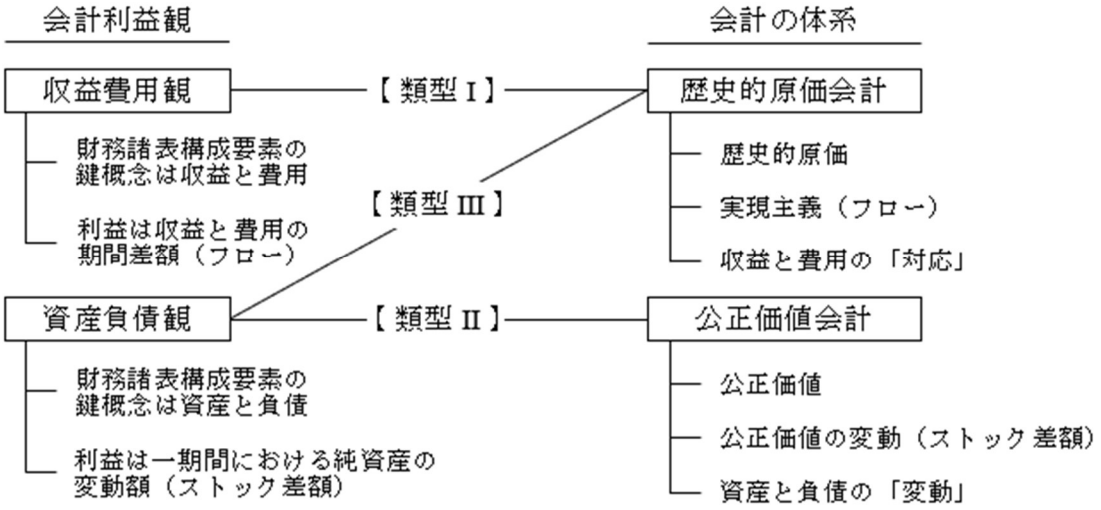

（出典）筆者作成。

本節では，収益認識モデルを 3 つの類型に分類するにあたり，図表 5 に示される設例を使用する[95]。図表 5 の設例により，収益費用観と資産負債観の相違は，利益を収益と費用の期間差額（フロー）と捉えるのか，もしくは利益を一期間における純資産（資産と負債の差額）の変動額（ストック差額）と捉えるのかという違いから説明できる。一

という 2 つの側面から捉える。そのうえで，生産の面においては生産プロセス（フロー）を重視する収益費用観と親和的な実現基準を適用するが，時間（保有）の面においては「保有意思決定を正しく評価するために，保有活動に起因する利益（原価節約）を“発生した時点”で認識するという特徴」 (角ヶ谷, 1993, 256 頁) をもつ実現可能基準により公正価値が利益に反映される (Edwards and Bell, 1961, pp.88-90; 訳書, 1964, 72-73 頁; 角ヶ谷, 1993, 252-258 頁) 。したがって，Edwards and Bell (1961) の提唱する経営利益は，収益費用観・公正価値会計モデル【類型IV】であると考えられる。しかし，経営利益は「1976 年討議資料」以前に提唱されたものであり，かつ本論文の対象とする 1970 年代以降の議論とは直接的な関係が薄いため，本論文において詳細な検討は行わない。

また，井上 (2008, 5-13 頁) は，日本における伝統的な利益計算方法である損益法と財産法を基礎として，財務報告における計算構造を 4 つに類型している。しかし，井上 (2008) の四類型は，財務報告の目的と計算構造との結びつきを拠り所にしている点において，本論文における会計利益観と会計の体系との関係性を基礎とした理念的類型とは一線を画する。

[95] 収益認識の対象となる顧客との契約形態は，財，サービス，及びそれらの複合契約など多数存在するが，本論文では，資産・負債の取得手段として，日常的に行われる頻度が最も高い商品売買契約（一方が財を発送する義務を負い，他の一方である顧客がその対価として現金の支払を約束する契約） (Ijiri, 1980, p.6) を対象として議論を進める。また，本論文では，商品売買契約を議論の対象とすることから，一般的に使用される表現である，「財またはサービスの提供」という表現は使用せず，すべて「財の提供（または引渡し，移転）」という表現を使用する。

方, 歴史的原価会計と公正価値会計の相違は, 収益の測定額に, 契約で確定した対価（歴史的原価）を使用するのか，公正価値の変動額を反映するのかという違いから説明できる。

〔図表 5〕　設例[96]（便宜的に，金額の単位は省略する。）

(1) ×1 年 2 月 25 日，当社は，×1 年 4 月 10 日に商品を納入する商品売買契約を顧客である A 社と締結した。契約締結日現在における未履行の権利（対価を受け取る権利）と未履行の義務（商品を納入する義務）の公正価値はそれぞれ 100，70 であった。
(2) ×1 年 3 月 10 日，当社は，A 社から商品の対価 100 を現金で受け取った。また，第三者である B 社から商品 70 を現金の支払により仕入れた。
(3) ×1 年 3 月 31 日（決算日），B 社から仕入れた商品が値上がりし，未履行の義務の公正価値が 80 に増加した。
(4) ×1 年 4 月 10 日，当社は，B 社から 70 で仕入れた商品を A 社に納入した。

（出典）筆者作成。

2.1.　収益費用観・歴史的原価会計モデル【類型I】

収益費用観のもとでは，一期間における企業の活動成果たる収益と，そのために費やされた努力たる費用の対応が, 会計における基本的な利益測定プロセスであると考えられ, 利益は収益と費用の差額と定義される (FASB, 1976, paras.38-39; 訳書, 1997, 55 頁) 。そのため，収益費用観を基礎とする収益認識モデルのもとでは，収益は企業活動が達成された成果として認識されるが，その達成時点として識別される決定的事象には，例えば契約時点，商品の販売（引渡し）時点，現金の回収時点などがあり，一意的に決定できない (徳賀, 2003, 37 頁) 。

他方，歴史的原価会計とは，企業の事業活動やその財務的影響の記録・報告を，歴史的原価（例えば，資産を取得する場合における契約上確定した取得原価）による測定に基づいて行う会計の体系をいう (森田, 1979, 49 頁; 1992, 74 頁; Ijiri, 1981, pp.8,10) 。歴史的原価会計においては，実現主義が収益認識の基本原則であると考えられてきた (森

[96] 本論文における設例は，IASB (2007b) ，角ヶ谷 (2015, 38-39 頁) ，及び松本 (2015, 263-268 頁) を参考にしている。

田, 1990, 18 頁) 。実現主義は，市場取引（契約）を前提として，①顧客に対する財の提供，及び②対価としての資金的な裏付け，という 2 要件が充たされた時点，つまり営業収益の稼得過程の 1 つの段階を実現段階として，収益を認識する考え方である (森田, 1980, 110 頁) 。逆にいえば，実現主義は，実現の 2 要件を充たすまでは，資産評価益の認識を禁止する原則であることから, 歴史的原価会計と実現主義は表裏一体の関係にある (角ヶ谷, 2015, 35 頁) 。

以上で説明した, 収益費用観と歴史的原価会計を組み合わせた収益認識モデルのもとでは，収益は実現主義に基づいて，（未実現である契約開始時点ではなく）実現主義の 2 要件，すなわち財の提供及び資金的裏付けの充足時点において認識される。また，収益額は歴史的原価会計を基礎として契約により定められた対価に基づき測定され, 当該収益額に，実現時点まで歴史的原価で据え置かれた費用が対応させられ（いわゆる収支額基準)，利益は収益と費用の期間差額（フロー）として測定される。以上のことを，設例を用いて説明すると図表 6 のようになる。

〔図表 6〕　当社の会計処理（収益費用観・歴史的原価会計モデル）

事象		借方	金額	貸方	金額
(1)	契約開始	仕訳なし。			
(2)	対価受領・商品の仕入	現　　金	100	前 受 金	100
		商　　品	70	現　　金	70
(3)	決算日（商品の値上がり）	仕訳なし。			
(4)	商品納入（引渡し）	前 受 金	100	売 上 高	100
	＝「実現」	売上原価	70	商　　品	70

（出典）筆者作成。

【類型I】のもとでは， (1) 契約開始時点において，未履行の権利と未履行の義務を認識しないため，会計処理は行わない。 (2) 対価受領時点において，対価としての資金的裏付けが確定する（実現主義の要件②を充たす）が，財の提供（商品の納入）という実現主義の要件①を充たすまでは, 対価を前受金とする。 (3) 歴史的原価会計のもとでは，商品は歴史的原価で据え置かれるため，決算日における商品の値上がり（未履行の義務の増加）は認識されず，会計処理は行わない。 (4) 商品納入（引渡し）時点におい

て，財の提供（商品の納入）が行われることで，実現主義の要件①を充たすため，実現主義の 2 要件が充足され，売上高（収益）が全額認識される。また，売上原価 70 は，決算日における値上がりを認識せず，歴史的原価のまま繰り越され，実現時点において収益 100 に対応させる。

2.2. 資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】

資産負債観のもとでは，資産・負債の変動を測定することが，会計における基本的な利益測定プロセスであると考えられ，利益は一期間における純資産（資産・負債の差額）の増減額として定義される (FASB, 1976, par.34; 訳書, 1997, 53 頁) 。そのため，資産負債観を基礎とする収益認識モデルのもとでは，収益は企業の事業活動の結果として生じる，資産の増加額もしくは負債の減少額に基づき間接的に測定される (Sprouse and Moonitz, 1962, p.46; Wüstemann and Kierzek, 2005, p.77) 。しかし，資産負債観のもとでは，利益の原因分析を行うことができないため (森田, 2000, 15 頁) ，どのような事象の発生がいつ正味資産（富）を増加させるかについては確定できず，資産負債観に基づく収益は，資産の認識（負債の消滅）基準を充たす限り，収益費用観において必要な決定的事象の発生とは関わりなく，どの時点においても認識することができる (徳賀, 2003, 37-38 頁) 。

他方，公正価値会計とは，貸借対照表上の諸資産・諸負債を公正価値で評価する会計の体系をいう (浦崎, 2002, 2 頁; Barlev and Haddad, 2003, p.384; 草野, 2005, 30,33 頁; Penman, 2007, p.36) 。公正価値会計のもとでは，資産・負債が歴史的原価に代えて公正価値で評価・測定され，収益・費用・利益が実現・未実現の別を問うことなく (Cooper, 2015, p.76) ，貸借対照表における公正価値変動差額（期首と期末の差額）と捉えられる (Barth et al., 1995, p.578; 草野, 2005, 33,34 頁; 角ヶ谷, 2015, 36 頁; 佐々木, 2017, 3,7 頁) 。

以上で説明した，資産負債観と公正価値会計を組み合わせた収益認識モデルのもとで収益は，実現・未実現を問わず，資産の認識（負債の消滅）基準を充たしさえすれば，契約開始時点及び契約開始後の双方において認識され，収益額は公正価値（の変動）に基づき資産と負債の対応によりストック差額として測定される。以上のことを，設例を用いて説明すると図表 7 のようになる。

〔図表 7〕　当社の会計処理（資産負債観・公正価値会計モデル）

事象		借方	金額	貸方	金額
(1)	契約開始	契約資産	30	売上高	30
(2)	対価受領・商品の仕入	現金	100	契約資産	30
				契約負債	70
		商品	70	現金	70
(3)	決算日（商品の値上がり）	商品	10	契約負債	10
(4)	商品納入（引渡し）	契約負債	80	売上高	80
	＝商品納入の義務が消滅	売上原価	80	商品	80

（出典）筆者作成。

【類型II】のもとでは，(1) 契約開始時点における未履行の権利が 100，未履行の義務が 70 増加する。その結果，契約資産が 30（＝未履行の権利 100－未履行の義務 70）増加するため，これを売上高（収益）として認識する。(2) の対価受領時点で未履行の権利 100 が現金に置き換わり，その結果未履行の権利 100 が消滅するため，契約負債（未履行の義務）が 70 増加する。資産負債観・公正価値会計のもとでは，(3) 決算日における商品の値上がりに合わせて，未履行の義務の公正価値上昇分 10（＝80－70）を，契約負債として追加で認識する[97]。(4) 商品納入（引渡し）時点で商品納入の義務を果たしたため，契約負債 80 が消滅する。同時に，当該契約負債の減少を売上高（収益）として認識し，顧客に提供した商品の帳簿価額 80 を売上原価として計上する。

2.3.　資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】

資産負債観及び歴史的原価会計については，それぞれ 2.2.及び 2.1.で整理した通りであるため，ここではそれらを組み合わせた収益認識モデルについて検討したい。資産負債観と歴史的原価会計を組み合わせた収益認識モデルは，2008 年の世界金融危機以降に想定されるようになった。つまり，2004 年に発足した「概念 FW プロジェクト」では，資産負債観を基礎としたうえで，種々の測定属性の中から公正価値を最上位に据え

[97] なお，借方については商品 10 に代えて契約損失を認識する考え方や，収益の減額もしくは収益の調整として現金収入額と収益額を一致させる考え方もある (IASB, 2007b, paras.17-30; 角ヶ谷, 2015, 38 頁) 。

る単一測定属性モデルを前提とした「結合説」，すなわち会計利益観が特定の評価・測定基準（歴史的原価と公正価値）と結合関係をもつことが想定されていた。

しかし，2008 年の世界金融危機を契機に，公正価値の信頼性低下が指摘されるようになった (Boyer, 2007, p.779; 古賀, 2009, 5,7 頁) 。その結果，「収益認識プロジェクト」と同時並行で進められていた「概念 FW プロジェクト」において，公正価値を最上位に据えた「結合説」は限界を迎えることとなり，特定の状況下で一つの測定値を自動的に選択しない混合測定属性モデル（歴史的原価会計）が提案されるようになった (草野, 2014, 143 頁) 。

以上で説明した，資産負債観と歴史的原価会計を組み合わせた収益認識モデルは，世界金融危機を契機に，「概念 FW プロジェクト」の方向転換に引き寄せられるようにして新たに登場したといえる。当該モデルにおける収益は，歴史的原価会計と親和的な実現主義に基づき認識され，収益額は資産負債観の立場から未履行の権利（資産）と未履行の義務（負債）の変動に焦点をあてたうえで，契約により定められた対価（歴史的原価）に基づき測定される。以上のことを，設例を用いて説明すると図表 8 のようになる。

〔図表 8〕　当社の会計処理（資産負債観・歴史的原価会計モデル）

事象		借方	金額	貸方	金額
(1)	契約開始	仕訳なし。			
(2)	対価受領・商品の仕入	現　　金	100	契約負債	100
		商　　品	70	現　　金	70
(3)	決算日（商品の値上がり）	仕訳なし。			
(4)	商品納入（引渡し）	契約負債	100	売上高	100
	＝商品納入の義務が消滅	売上原価	70	商　　品	70

（出典）筆者作成。

【類型III】のもとでは， (1) 契約開始日における未履行の権利と未履行の義務がともに歴史的原価（顧客から受け取る対価）100 で測定される結果，契約資産（もしくは契約負債）が 0（＝未履行の権利 100－未履行の義務 100）となるため，売上高（収益）は認識されない。 (2) 対価受領時点では，現金の受領に伴い，未履行の権利 100 が現金 100 に置き換わり，それにより未履行の権利が消滅するため，未履行の義務 100 が契約

負債として認識される。なお，当該時点においては実現主義の要件②（資金的裏付け要件）のみを充たすため収益は認識しない。 (3) 決算日において商品が値上がりした場合でも，歴史的原価会計のもとでは，未履行の義務の再測定は行わずに歴史的原価での評価を据え置く。 (4) 商品納入（引渡し）時点で商品納入の義務を果たしたため，契約負債 100 が消滅する。同時に，実現主義の要件①（財の提供）を充たすため，契約負債の減少を売上高（収益）として認識し，顧客に提供した商品の帳簿価額 70 を売上原価として計上する。

第3節　「収益認識プロジェクト」の経緯及び帰結

「収益認識プロジェクト」では，概念フレームワークに基づいて収益認識に関する画一的な会計処理を導くため, すなわち解釈の余地を減少させることで経営者の意図を排除するために，資産負債観・公正価値会計の採用を目指して展開された (FASB, 2002d, p.3; 辻山, 2009, 8 頁; 角ヶ谷, 2015, 37 頁) 。しかし，2008 年の世界金融危機を契機に露呈した公正価値の技術的未熟さや (古賀, 2009, 5 頁) ，不完全市場における未履行の義務の測定には経営者の見積り要素が含まれるという事実は (松本, 2014, 263 頁) ,「公正価値会計がレリバント（目的適合的）な情報を生み出す唯一の測定値でないことを再確認させる」 (角ヶ谷, 2019, 66 頁。括弧内—筆者) こととなった。

以上の公正価値会計（測定）の問題点を踏まえ，本節では 2002 年の「収益認識プロジェクト」発足前における両審議会の収益認識会計基準の問題点を整理する。そのうえで，解釈の余地を減少させることで経営者の意図を排除するべく，志向される収益認識モデルがどのように変容を遂げたのかを明らかにするために，2014 年の IFRS 第 15 号公表までの審議の過程を概観する。さらに，2008 年の世界金融危機を転換点として，志向される収益認識モデルが資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】から資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】へと変容したことを明らかにしたい。

3.1.　資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】の台頭の経緯

2002 年 9 月に開催された両審議会の合同会議により,「収益認識プロジェクト」が両審議会の共同プロジェクトとして進められることが決定された (FASB, 2002b, p.1) 。同プロジェクトが発足したのは，両審議会それぞれの収益認識に関連する会計基準が，複数の問題点を抱えていたためであった。

2002 年の「収益認識プロジェクト」発足当時における FASB の収益認識会計基準の問題点として，次の 2 点が挙げられる (FASB, 2002d, pp.1-2; 松本, 2015, 252-253 頁) 。第 1 に, 米国では収益認識に関して, サービスに関する一般的な収益認識基準が存在せず, さらに指針を必要とする新たな収益認識に関する会計問題が次々と生じていたため, 収益認識に関して解釈の余地が大きかったことである。第 2 に, 資産負債観採用のために, SFAC 第 5 号と第 6 号との間に存在する矛盾を解消する必要性があったことである。つまり，SFAC 第 6 号では資産負債観に基づき収益を資産と負債の変動の観点より定義しているが (FASB, 1985, par.78; 訳書, 2002, 324 頁) ，収益費用観を基礎とした実現稼得過程アプローチ【類型I】による収益の認識を求める SFAC 第 5 号を適用した場合に (FASB, 1984, par.83; 訳書, 2002, 249-250 頁) [98]，実体的な義務の存在しない項目（前受収益）が負債として計上され，SFAC 第 6 号における負債の定義との間に矛盾が生じてしまうことが問題であった。

一方，IASB 収益認識会計基準の問題点として，次の 3 点が挙げられる (IASB, 2008e, paras.1.9-1.16; 山田康裕, 2010, 29 頁) 。第 1 に，1993 年に IASB の前身である IASC が公表した IAS 第 18 号「収益」 (IASC, 1993b。以下,「IAS 第 18 号」という。) では，リスクと経済価値が顧客に移転した時点で収益を認識（リスク・経済価値アプローチ）すると定められていたのに対して (IASC, 1993b, par.14) ，当時の IASB 概念フレームワークにおいて資産の定義は, 財の所有に係るリスクと経済価値ではなく財の支配を基礎（財務構成要素アプローチ）としており (IASC, 1989, par.49) ，矛盾が生じていたことである。第 2 に，IAS 第 18 号において 2 つ以上の財またはサービスの提供が含まれる複数要素契約に対するガイダンスが欠如しており, 解釈の余地が大きかったことである。第 3 に，IAS 第 11 号「工事契約」 (IASC, 1993a, par.22) では契約を完了させるために必要な活動が行われるにつれて収益を認識すべき（財務構成要素アプローチ）とされているのに対して，IAS 第 18 号では財に関する支配及びその財の所有に係るリスクと経済価値が顧客に移転する時点で収益を認識すべき（リスク・経済価値アプローチ）とされている点において (IASC, 1993b, par.14) ，矛盾が生じていたこと，である。

以上で整理した通り,「収益認識プロジェクト」は，同プロジェクト発足前の収益認識会計基準に内在していた種々の問題点を克服するために発足し[99]，収益費用観を基礎

[98] 収益費用観に基づく収益認識については，松本 (2014, 238-252 頁) を参照されたい。
[99] 収益認識プロジェクトにおける両審議会の問題提起については，津守 (2003, 19-22 頁) ，辻

とした実現稼得過程アプローチではなく, 資産負債観を採用し, 資産は獲得された時点, 負債は発生した時点の公正価値により測定する収益認識モデルの開発を目指していた (FASB, 2002d, p.3; Schipper et al., 2009, p.59; Biondi et al., 2014, p.14) 。つまり,「収益認識プロジェクト」発足当初, 両審議会は資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】の採用を目指していた (IASB, 2002a, pp.7-8; FASB, 2003a, p.4; 徳賀, 2003, 35 頁; Schipper et al, 2009, p.59; 辻山, 2020, 18 頁) 。

3.2. 資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】の揺らぎ

資産負債観を基礎として, 顧客に対する義務の履行により収益を認識するモデルの構築を目指すには (IASB, 2002b, pp.9-10) , 収益認識の根拠としていかなる資産の増加あるいは負債の減少を選択するかにより収益認識モデルの内容が定まる (松本, 2015, 259 頁) 。そのため,「収益認識プロジェクト」では 2003 年 1 月より,「流入総額観 (the gross inflows view) 」,「負債消滅観 (the liability extinguishment view) 」,「付加価値観 (the value added view) 」, 及び「広義履行観 (the broad performance view) 」の 4 つの収益概念（定義）について議論が行われた (FASB, 2003b; IASB, 2003a, p.8; 2003b, p.5) [100]。

2004 年に入ると, 収益の金額に焦点を当てる議論が展開されるようになり, 収益の定義に関する決定は先送りにされた (IASB, 2004a, p.7) 。同年 5 月には, 履行義務を, 支払ったもしくは支払うべき顧客対価ではなく, 測定日現在に支払うべき公正価値に基づき測定すべきことが合意され, その後, 公正価値に基づく測定の妥当性について検討が進められた (IASB, 2004b, p.5; 山田康裕, 2010, 31 頁) 。しかし, 公正価値に基づく履行義務の測定は, FASB の公開草案「公正価値測定」がどのように適用されるかとの議論の存在や (FASB, 2004b, p.2; IASB, 2004c, p.5) , 契約時点で収益が生じてしまうこと, 及び公正価値の見積りの信頼性への懸念（すなわち, 解釈の余地もしくは経営者の意図の存在への懸念）が示されたことで (IASB, 2004d, p.4) ,「収益認識プロジェクト」は「一時中断を余儀なくされた」 (山田康裕, 2010, 31 頁) 。

山 (2005, 7-11 頁; 2009, 7-8 頁) , 山田康裕 (2010, 28-29 頁) , Biondi et al. (2014, pp.14-15) , なども参照されたい。

[100] 徳賀 (2003) , 山田康裕 (2010) , 松本 (2015) などは 4 つの概念それぞれを「負債消滅説」,「広義履行説」,「流入総額説」, 及び「付加価値説」と訳しているが, 本論文では「説」ではなく「観」と訳している。なお, 収益の定義についての議論は本論文において直接的な関係が薄いため, 詳細は取り上げない。

その後，2005 年 5 月に FASB がプロジェクトの目的と範囲の見直しを行い (FASB, 2005) ，それを受け 6 月に両審議会による「収益認識プロジェクト」が再開されることとなった (IASB, 2005a, pp.2-3) 。そこでは，稼得や実現などのような解釈の余地が入り込む認識基準を考慮することなく，資産と負債の変動を基礎として収益を認識すべきことを確認したうえで，顧客対価（歴史的原価）によって履行義務を測定する代替案の検討を進めていく旨の合意がなされた (IASB, 2005a, p.3) 。

2006 年 10 月に開催された合同会議では，収益の定義に関する合意が得られないまま，それまで議論されてきた 2 つの収益認識モデルが，履行義務を公正価値により測定する公正価値モデル (fair value model) と，履行義務を顧客対価により測定する顧客対価モデル (customer consideration model) と称され (FASB, 2006b; IASB, 2006) ，1 年後の 2007 年 10 月には，公正価値モデルが測定モデル (measurement model) へ，顧客対価モデルが配分モデル (allocation model) へと名称を変えて議論が展開された (FASB, 2007b; IASB, 2007a, p.1) 。

測定モデルでは，契約資産と契約負債，もしくはその組み合わせである正味ポジション (net position) に焦点を当て，収益は契約資産の増加もしくは契約負債の減少と定義される (FASB/IASB, 2007c, paras.4,7,8) 。また，契約において引き受けられた未履行の権利または義務は，契約開始時点及び契約進捗事後において現在出口価格 (current exit price) により測定されるため (FASB/IASB, 2007c, par.3) ，測定モデルは資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】に相当する。一方で，配分モデルにおける契約資産と契約負債の定義は測定モデルと相違ないが，契約上引き受けられた未履行の権利と義務は，契約当初から約定された顧客対価（歴史的原価）により測定されるため (FASB/IASB, 2007d, paras.1-4) ，配分モデルは資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】に相当する[101]。

2008 年 5 月には 測定モデルの呼称が現在出口価格アプローチ (current exit price approach) に改められるとともに (FASB, 2008b, IASB, 2008b, pp.3-4) ，現在出口価格（公正価値）に基づく履行義務の測定結果と，販売価格，すなわち顧客対価（歴史的原価）

[101] 以上に整理した両審議会の 2 つの収益認識モデルに，EFRAG が公表した討議資料「収益の認識—欧州の提案」 (EFRAG, 2007) により示された収益認識モデルを検討材料として加え (FASB/IASB, 2008a) ，議論は 2008 年以降も継続して行われた。「収益の認識—欧州の提案」の概要については，辻山 (2007b; 2020, 19-20 頁) ，草野 (2008b) などで詳細な検討が行われている。

に基づく履行義務の測定結果の比較検討の末[102]，顧客対価モデル（資産負債観・歴史的原価会計モデル）の方が好ましい旨，暫定的に合意がなされた (FASB, 2008b, p.2; IASB, 2008b, p.4) 。これは, 2006 年後半から 2007 年にかけて米国で顕在化したサブプライム・ローンの信用リスク増大に起因して，2008 年 9 月にリーマン・ブラザーズが経営破綻し，世界の金融システム全体をゆるがすほどの世界金融危機にまで拡大，深刻化していったことにより (内閣府, 2008, 第 1 章第 1 節; 吉田, 2016, 17,63 頁) ，公正価値会計への傾斜に歯止めがかけられ，伝統的な会計モデル（歴史的原価会計）への回帰がみられるようになったものと思われる (辻山, 2018, 3 頁) 。

3.3. 資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】の採用

2008 年 12 月に，IASB は「収益認識プロジェクト」を巡る議論の集大成となる (辻山, 2009, 6 頁) ，討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」 (IASB, 2008e。以下,「2008 年予備的見解」という。) [103]を公表した。「2008 年予備的見解」は, SFAC 第 6 号及び IAS 第 18 号における収益の定義を引用したうえで (IASB, 2008e, par.1.18) , 収益の「認識原則の焦点を資産と負債の変動に当てる」(IASB, 2008e, par.1.19) [104], つまり資産負債観の採用を前提としていた。また, 履行義務の測定の目的を念頭に, 現在出口価格アプローチと,「2008 年予備的見解」において顧客対価モデルから名称が改められた当初取引価格アプローチ (original transaction price approach) を対置し，収益認識のパターン，複雑性，及び誤謬のリスクの観点から公正価値測定による見積り要素や解釈の余地を残しやすい現在出口価格アプローチを却下し[105]，当初取引価格アプローチを採用した (IASB, 2008e, paras.5.14-5.33) 。

---

[102] 2 つの収益認識モデルについては，Schipper et al. (2009, pp.59-64) において詳細な説明がなされている。

[103] 本論文において「2008 年予備的見解」 (IASB, 2008e) を引用する際の和訳は，すべて ASBJ 訳書を参考にしている。

[104] ただし，両審議会は，資産及び負債の変動に焦点を当てることは，実現稼得過程アプローチの放棄を意味しているのでなく，むしろ実現稼得過程アプローチに規律をもたらし，企業が収益をより整合的に認識できるようになると述べている (IASB, 2008e, par.1.19)

[105] 収益認識のパターンは，両審議会が契約時点において財やサービスの移転前に収益が認識される可能性があることへの違和感を抱いていることを意味している (IASB, 2008e, paras.5.18-5.20) 。複雑性は，履行義務の公正価値が通常観察不能であることやその見積りが複雑であることを意味している (IASB, 2008e, paras.5.21-5.22) 。誤謬のリスクは，契約開始時において履行義務を識別することができなかった場合に，契約開始時における過大な収益認識につながる可能性があることへの懸念を意味している (IASB, 2008e, paras.5.23-5.24) 。

当初取引価格アプローチにおいて収益は, 顧客との契約における企業の正味のポジション（契約における権利と義務の組み合わせ）の増加を基礎として，約束された財またはサービスのような資産を顧客に移転（顧客が約束された資産に対する支配を獲得）したときに，履行義務を充足し，契約資産の増加または契約負債の減少（または両者の組み合わせ）が生じることに伴い認識される (IASB, 2008e, S14-S16,S20) [106]。また，測定について，両審議会は予備的見解を表明していないとしながらも，正味ポジションの構成要素たる権利及び履行義務の測定は取引価格（すなわち，約束された対価たる歴史的原価）を基礎として当初測定されると述べている (IASB, 2008e, paras.S24,S25) 。つまり，両審議会は，当初目指した資産負債観に基づく収益認識モデルを，収益費用観と整合的な歴史的原価会計とともに進化させてきたといえる (Wagenhofer, 2014, pp.364,366) 。

その後，IASB は各国関係者のコメントを受け，2010 年 6 月に公開草案「顧客との契約から生じる収益」 (IASB, 2010) ，2011 年 11 月には改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」 (IASB, 2011b) を公表した[107]。両公開草案では，収益の測定は取引価格を基礎とする旨が整理されているため (IASB, 2010, par.34; IASB, 2011b, par.49) ，「2008 年予備的見解」における当初取引価格アプローチが踏襲されたものであった。

以上のプロセスを経て,「収益認識プロジェクト」が開始してから実に 12 年余りが経過した 2014 年 5 月に，IASB は IFRS 第 15 号を公表した。次節では，IFRS 第 15 号の概要を，収益の認識と測定に大別して整理していく。

第4節　IFRS 第 15 号の概要

IFRS 第 15 号は, 収益額を取引価格により測定すると定められているため (IASB, 2014, par.46) ，現在出口価格アプローチ【類型II】ではなく当初取引価格アプローチ【類型III】を採用しており, 図表 9 に示す通り, 5 つのステップに従い収益を認識する (IASB, 2014, IN7) 。

---

[106] 辻山 (2020) は,「2008 年予備的見解」の貢献について,「従来から曖昧だとされてきた伝統的な「実現基準」を「履行義務の充足」と「支配の移転」という概念に置き換えることで，マイレージの付与やバージョンアップ付きソフトウェア販売のような複数要素契約の収益認識も含めて，より客観的な拠り所を示したところにあった」 (21 頁) と述べている。

[107] 両公開草案に関する詳細な整理は，桜井 (2012) ，Biondi et al. (2014, pp.21-22) ，辻山 (2020, 22 頁) などを参照されたい。

〔図表 9〕　IFRS 第 15 号を適用するための 5 つのステップ

ステップ	内容	対象 paras	手続
ステップ 1	顧客との契約を識別する	paras.9-16	認識
ステップ 2	契約における履行義務を識別する	paras.22-30	認識
ステップ 3	取引価格を決定する	paras.47-72	測定
ステップ 4	取引価格を契約における履行義務に配分する	paras.73-86	測定
ステップ 5	履行義務を充足する	paras.31-45	認識

（出典）IASB (2014) を基に，筆者作成。

企業は，はじめにステップ 1，ステップ 2 で収益認識の前提となる契約，及び契約に基づく履行義務を識別する (IASB, 2014, paras.9,22) 。続いて，ステップ 3 で，取引価格を基礎として収益の総額を測定する (IASB, 2014, par.47) 。ステップ 4 では，ステップ 3 において測定された金額を，ステップ 2 で識別した履行義務に配分し，個々の履行義務の金額を決定する (IASB, 2014, par.73) 。最後に，ステップ 5 において，ステップ 2 で識別された個々の履行義務を果たすことで収益がはじめて認識される (IASB, 2014, par.31) 。なお，以下では便宜的に，認識に関するステップ 1，2，5 と測定に関するステップ 3，4 に分けて議論を進める。

4.1.　認識—履行義務充足要件の意味—

IFRS 第 15 号では，収益の認識に関して，契約の識別【ステップ 1】，契約の結合，契約の修正，履行義務の識別【ステップ 2】，及び履行義務の充足【ステップ 5】の順に整理されている。その中で，認識の最終段階であるステップ 5 において，履行義務は財・サービスが顧客に移転され，顧客がその財・サービスの支配 (control) を獲得した時，または獲得するにつれて充足されるため，収益は顧客が財・サービスの支配を獲得した時，または獲得するにつれて認識されると述べられている (IASB, 2014, par.31) 。

履行義務とは，「財またはサービスのような資産を，顧客に移転する契約における，顧客との約束」 (IASB, 2008e, par.3.2) を意味する。そのため，履行義務の充足要件に基づく収益は，企業が契約における「通常の活動または中心的な事業活動」 (Biondi et al., 2014, p.28) の遂行により顧客との約束を果たし，その結果として，支配する資産が顧客に移転，もしくは移転するにつれて認識されることになる。

また，そもそも収益認識の対象となる顧客との契約は，ステップ 1 において，「顧客に移転される財・サービスと交換に，企業が権利を得ることになる対価を回収する可能性が高い」 (IASB, 2014, par.9 (e)) という要件を充たしている[108]。そのため，履行義務の充足（支配の移転）要件が充たされる（すなわち，財・サービスが顧客に移転される）時点で，契約に基づく対価たるキャッシュが回収される，もしくは当該対価の回収金額及び回収時期を合理的に見積もることができることから，資金的な裏付けに基づく収益が認識される (Dichev, 2017, p.629) 。

ここで，伝統的な実現主義のもとでは，すでに整理したように，①顧客に対する財またはサービスの提供（移転），及び②対価としての資金的な裏付け，という 2 つの要件が求められる。当該実現の 2 要件を，IFRS 第 15 号の収益認識要件に当てはめて検討すると，①はステップ 2 を前提としたステップ 5 における履行義務の充足（支配の移転）要件と同義であり，②はステップ 1 で契約上確定していると考えられる。したがって，IFRS 第 15 号における履行義務の充足要件は，伝統的な実現主義の 2 要件と整合しているといえる。

ところで，契約には (a) 契約の当事者がいずれも約束を果たしていない完全未履行段階， (b) 契約の当事者のいずれかが完全には約束を果たしていない部分履行段階， (c) 契約の当事者の双方ともに約束を果たしている完全履行段階，の 3 段階があるが，このうち会計的には (a) 完全未履行段階のみが未履行契約に該当する (Ijiri, 1980, p.6) 。IFRS 第 15 号では，履行義務の充足（支配の移転）が収益認識要件であるため，完全未履行段階，すなわち第 2 節の設例における (1) 契約開始時点において収益が認識されることはない。この点，財の移転を伴う契約の場合，従来の実現主義のもとにおいても，実現の 2 要件を充たすまで収益を認識できないことから，完全未履行段階における収益の認識が制限されてきた。つまり，IFRS 第 15 号における収益認識モデルは，履行義務充足時点，すなわち設例の (4) 商品納入（実現＝商品納入の義務消滅）時点で収益を認識するため，収益認識時点の観点からは【類型I】，及び【類型III】と符合する。

[108] IFRS 第 15 号では，(a) 当事者が書面等により契約を承認し，それぞれの義務の履行を約束していること，(b) 移転される財・サービスに関する各当事者の権利を識別できること，(c) 移転される財・サービスの支払条件を識別できること，(d) 経済的実質があること，(e) 対価を回収する可能性が高いこと，の 5 要件すべてを充たす契約を，顧客との契約として識別する (IASB, 2014, par.9) 。

4.2. 測定—取引価格の意味—

IFRS 第 15 号では，収益の測定に関して，取引価格の決定【ステップ 3】，取引価格の履行義務への配分【ステップ 4】，取引価格の変更，の順に整理されている。その中で収益の金額は，取引価格，すなわち，顧客への財またはサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価により決定され (IASB, 2014, par.47) ，それぞれの履行義務に対する取引価格を，一定の場合を除いて独立販売価格 (stand-alone selling price) の比率に基づいて配分しなければならない (IASB, 2014, paras.73-74) ，と述べられている。

また，この取引価格を決定する際，固定対価のほかに，変動対価[109]，契約における重要な金融要素[110]，現金以外の対価，顧客に支払われる対価による影響を考慮しなければならない (IASB, 2014, paras.48-72) 。かかる取引価格を算定するには，変動対価や独立販売価格の見積りが必要となる (IASB, 2014, paras.53,79) 。また，現金以外の対価の算定には公正価値を用いること (IASB, 2014, par.66) ，複数要素契約の場合には，取引価格をそれぞれの履行義務に配分するときに判断を伴うことから (角ヶ谷, 2015, 40 頁) ，見積りや判断の要素が増加する。

しかし，IFRS 第 15 号において測定される取引価格は，現実の契約（取引）に基づいており，「取引の発生という客観的事実にもとづいて一意的に決定される」 (藤井, 1997, 147 頁) ため，契約資産と契約負債は実際の取引価格で測定される。つまり，IFRS 第 15 号では，収益の測定に，変動対価や独立販売価格の見積りや判断の要素を含む場合を除いて，取引価格，すなわち契約上定められた歴史的原価を要求している。そのため，IFRS 第 15 号は測定面において歴史的原価会計と親和的であると考えられる (Penman, 2016, p.14) 。

4.3. 収益の認識・測定パターン—設例の比較—

IFRS 第 15 号における収益認識時点が設例の (4) 商品納入（実現＝商品納入の義務消滅）時点であるという帰結と，収益額の測定が歴史的原価会計を基礎として行われるという帰結の組み合わせによれば，図表 10 に示す通り，IFRS 第 15 号は【類型I】，及び【類型III】の双方と符合する。しかし，IFRS 第 15 号は，収益の測定対象を契約資産及

[109] 具体的には，値引き，リベート，返金，クレジット，価格の引下げ，インセンティブ，業績ボーナス，ペナルティーなどが考えられる (IASB, 2014, par.51) 。
[110] 具体的には，支払時期に起因する貨幣の時間価値や金利の影響などが考えられる (IASB, 2014, paras.60-61) 。

び契約負債としていること (IASB, 2014, par.105) ，取引価格の算定には変動対価や独立販売価格の見積りが必要であること，履行義務の充足要件が商品納入の義務（すなわち契約負債）の消滅に等しいとされており，このことは，IFRS 第 15 号が資産負債観を前提としていることに他ならない。したがって, IFRS 第 15 号における収益認識モデルは，資産負債観・歴史的原価会計【類型III】と符合するといえる。

〔図表 10〕　設例における収益の認識・測定パターン

事　象	類型I		類型II		類型III	
×1 年 2 月 25 日 (1) 契約開始時点	―		収　益 （利益）	30	―	
×1 年 4 月 10 日 (4) 商品納入時点	収　益	100	収　益	80	収　益	100
	費　用	70	費　用	80	費　用	70
	利　益	30	利　益	0	利　益	30

（出典）筆者作成。

この点を，設例を用いて説明すれば，【類型III】に分類される IFRS 第 15 号は，収益の認識・測定パターンが【類型I】と同じ結果を導くことから，資産負債観を基礎としながらも，収益の認識と測定においては，結局のところ伝統的な収益費用観を基本思考とした収益認識モデルと親和的であると考えられる (角ヶ谷, 2015, 40 頁; Barker and Penman, 2017, p.13; 辻山, 2020, 24 頁) 。つまり，IFRS 第 15 号における収益認識モデルは，資産負債観を基底に据えた収益認識モデル【類型III】に当てはまるが，その実質は伝統的な収益認識モデル【類型I】と軌を一にするものといえる (松本, 2015, 276 頁; 桜井, 2018, 12 頁) 。

第5節　日本の「新収益認識基準」と IFRS 第 15 号との関係

両審議会の「収益認識プロジェクト」発足以降，日本においても収益認識を巡り多くの議論がなされてきたが[111],「新収益認識基準」の公表により, 2014 年に公表された IFRS

[111] 例えば，2009 年 7 月に日本公認会計士協会 (The Japanese Institute of Certified Public Accountants: JICPA) は，会計制度委員会研究報告第 13 号「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）—IAS 第 18 号「収益」に照らした考察—」を公表した。また，ASBJ は，同年

第 15 号の基本的な原則を取り入れた，日本における初めての包括的な収益認識に関する会計基準が設定されることとなった (ASBJ, 2018a, 92,97-98 項) 。しかし，日本基準における従来の実現主義に基づく収益認識と，IFRS 第 15 号を基礎とした「新収益認識基準」との間には共通点及び相違点がある。

以上を踏まえ，本節では以下の順に「新収益認識基準」に関する検討を行いたい。5.1.では，2018 年に日本において「新収益認識基準」が公表されるまでの経緯を概観する。5.2.では，IFRS 第 15 号と「新収益認識基準」の共通点を，認識と測定に焦点をあてつつ整理する。5.3.では，認識と測定に関する IFRS 第 15 号と「新収益認識基準」の相違点，すなわち収益認識に関する日本特有の会計処理を明らかにする。

5.1. 「新収益認識基準」の公表

日本では, 1949 年 7 月に企業会計原則において,「売上高は, 実現主義の原則に従い, 商品等の販売または役務の給付によって実現したものに限る。」 (企業会計原則 第二損益計算書原則 三 B) と定められた。つまり，従来，日本では実現主義を基礎とした実現稼得過程アプローチが採用されていたため，基本的には【類型I】に符合した収益認識モデルであったといえるが，収益認識に関する包括的な会計基準は 2018 年 3 月まで開発されていなかった (ASBJ, 2018a, 92 項) [112]。

一方で，世界に目を向けると，第 3 節で詳述したように，両審議会は 2002 年 9 月に「収益認識プロジェクト」を発足し，2014 年 5 月に収益認識に関する包括的な会計基準である IFRS 第 15 号を公表することで，収益認識プロジェクトを完了している。このような収益認識に関する国際的な議論や，収益が「企業の主な営業活動からの成果を表示するものとして，企業の経営成績を表示する上で重要な財務情報」 (ASBJ, 2016, 1 項) であることも踏まえ，ASBJ は 2015 年 3 月に開催された第 308 回企業会計基準委員会において, 収益認識に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討に着手することを決定した (ASBJ, 2018a, 92 項) 。

---

9 月に「収益認識に関する論点の整理」を，2011 年 1 月に「顧客との契約から生じる収益に関する論点の整理」を公表している。なお，日本における ASBJ や JICPA の対応については，松本 (2014, 264-265 頁) も参照されたい。

[112] なお，ASBJ は 2006 年 3 月に実務対応報告第 17 号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」を，2007 年 12 月に企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」を公表しており，収益認識に関する個別の会計基準は存在していた。

約 1 年の準備期間を経て，ASBJ は検討の初期の段階で適用上の課題や今後の検討の進め方に対する意見を幅広く把握するため (ASBJ, 2016, 7 項) ，2016 年 2 月に「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」 (ASBJ, 2016。以下,「意見の募集」という。) を公表した。「意見の募集」では，収益認識に関する包括的な会計基準を開発することの意義が，収益認識会計基準の体系の整備，企業間の財務情報の比較可能性の向上, 及び注記事項の定めを設けることに伴う開示情報の充実の 3 つにあることが確認された (ASBJ, 2016, 8-13 項) 。

その後，2017 年 7 月に，ASBJ は企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準（案）」 (以下,「新収益認識基準（案）」という。) [113]を公表した。さらに,「新収益認識基準（案）」に寄せられた 69 通のコメントレターの検討を経て，ASBJ は 2018 年 3 月に「新収益認識基準」を公表した。

5.2. IFRS 第 15 号との共通点

日本の「新収益認識基準」は，国内外の企業間における財務情報の比較可能性の確保の観点，及び IFRS 第 15 号における 5 つのステップの部分的な採用が困難であることから，基本的な原則を取り入れることを出発点として開発が進められた (ASBJ, 2018a, 98 項) 。その結果,「新収益認識基準」は,「1. 基本となる原則」（すなわち，5 つのステップに基づく収益認識),「2. 収益の認識基準」（すなわち，認識),「3. 収益の額の算定」（すなわち，測定)，及び「4. 契約資産，契約負債及び債権」について，IFRS 第 15 号の定め及び結論の根拠を基礎としたものとなっている (ASBJ, 2018a, 114-150 項) [114]。

具体的には,「新収益認識基準」のもとでは，IFRS 第 15 号と同様に，履行義務の充足（支配の移転）を要件として収益を認識し (ASBJ, 2018a, 35 項) ，取引価格（歴史的原価）を基礎として収益額を測定する (ASBJ, 2018a, 46 項) 。さらに，収益認識の対象

---

[113] 同時に，ASBJ は企業会計基準適用指針公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」も公表している。

[114] 辻山 (2020) は,「新収益認識基準」は「IFRS 第 15 号の長所ばかりでなく，矛盾もそのまま受け入れることになった」 (24 頁) と述べている。つまり,「新収益認識基準」は,「履行義務の充足」という視点を導入することにより複数要素契約の収益認識についても実効性ある一定の指針を提供できるという IFRS 第 15 号の長所を引き継いでいる。しかしその一方で，伝統的な実現稼得過程アプローチのもとで指摘されてきた認識基準の曖昧さや恣意性を克服するために「2008 年予備的見解」において提案された支配モデルが工事進行基準を容認できるように骨抜きにされてしまい，頑健で客観的な収益認識の指標を提供することには失敗している (23-24 頁) 。

を契約資産及び契約負債としていることや (ASBJ, 2018a, 77-78 項) ，履行義務の充足という収益認識の要件が，商品納入の義務（すなわち契約負債）が消滅することと同義であることから，「新収益認識基準」は資産負債観を基礎としているといえる。したがって，「新収益認識基準」は IFRS 第 15 号と同様に，【類型III】の収益認識モデルと符合するといえる。

5.3. IFRS 第 15 号との相違点—日本特有の例外事項—

日本の「新収益認識基準」は，前述のように，基本的には IFRS 第 15 号の定めをすべて取り入れてはいるものの，日本の実務における適用上の課題に対処するために，工事契約から損失が見込まれる場合の取扱いや (ASBJ, 2018b, 162 項) ，重要性等に関する代替的な取扱い (ASBJ, 2018b, 164 項) を別途定めている[115]。

具体的には，工事契約等から損失が見込まれる場合の取扱いについては，日本においては現状包括的な引当金の会計基準が定められていないことから，企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」 (以下，「工事契約会計基準」という。) における工事損失引当金の定めを踏襲しており (ASBJ, 2018b, 90,162 項) ，この点が IFRS 第 15 号との差異となっている。また，受注制作のソフトウェアについても「工事契約会計基準」第 5 項において，工事契約に準じて処理されることとされており，「新収益認識基準」においても IFRS 第 15 号における取扱いとは別に「工事契約会計基準」の取扱いを踏襲している (ASBJ, 2018b, 91,163 項) 。

一方，重要性等に関する代替的な取扱いについては，収益の認識及び測定に関して，①契約変更, ②履行義務の識別, ③期間がごく短い工事契約や受注制作のソフトウェア，船舶による運送サービス，及び出荷基準の取扱いにおける，履行義務が一定の期間にわたり充足されるのか，一時点で充足されるのかについての判断，④履行義務の充足に係る進捗度，⑤履行義務への取引価格の配分，⑥契約の結合，履行義務の識別及び独立販売価格に基づく取引価格の配分, 及び⑦工事契約及び受注制作のソフトウェアの収益認識の単位について，IFRS 第 15 号と同様の定めとなっている「新収益認識基準」からのカーブアウトが認められている (ASBJ, 2018b, 92-103,165-176 項) [116]。

---

[115] なお，桜井 (2018) は，従来の販売基準や生産基準に基づく日本における収益認識と新収益認識基準に基づく収益認識との相違点について，総額処理から純額処理への変更に焦点を当て，詳細な分析を行っている。

[116] さらに，有償支給取引についても，その他の個別事項として，別段の定めが設けられている

第 6 節　おわりに

以上の検討から，本章の学術的な貢献は，次の 3 点に求められよう。

第 1 に，収益認識モデルを，2002 年に発足した「収益認識プロジェクト」の変遷過程に照らして，次の 3 つに類型したことである。つまり，2002 年までは従来の実現稼得過程アプローチにみられる収益費用観・歴史的原価会計モデル【類型I】が採られていたが，両審議会は「収益認識プロジェクト」の変遷過程において，現在出口価格アプローチにみられる資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】を志向するようになった。しかし，最終的には，IFRS 第 15 号や日本の「新収益認識基準」において採用された，当初取引価格アプローチにみられる資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】が志向されるようになったことを明らかにした。

第 2 に，2008 年の世界金融危機を契機として，両審議会において志向される収益認識モデルが，それまでの資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】から，資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】へと変容したことを明らかにしたことである。つまり，「収益認識プロジェクト」と同時並行で進められていた「概念 FW プロジェクト」において，公正価値会計への傾斜に歯止めがかけられ，「結合説」が限界を迎えるとともに，収益認識モデルにおいても，収益額を，取引価格（すなわち歴史的原価）を基礎として測定することが志向されるようになり，歴史的原価会計への回帰現象がみられるようになったことを指摘した。

第 3 に，IFRS 第 15 号及び日本の「新収益認識基準」における収益認識モデルが，資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】であることを，認識と測定に焦点を当てつつ明らかにしたことである。さらに，設例を使用し，【類型III】は結局，収益認識の時点及び収益額の金額が，伝統的な収益認識モデルである収益費用観・歴史的原価会計【類型I】と等しいことを示すことで，資産負債観への転換を図った「収益認識プロジェクト」の帰結は，伝統的な実現主義に基づく収益認識モデルとその実体が等しいことが明らかにされた。

が (ASBJ, 2018b, 104,177-181 項) ，本論文においては直接的な関係がないため，詳細は取り扱わない。

第 5 章　本論文の総括

第1節　はじめに

本論文では，会計利益観と評価・測定基準を巡る諸問題について，FASB がはじめて会計利益観を定義した「1976 年討議資料」の公表以降，今日に至るまでの 40 年余りの期間を俎上に載せて検討を進めてきた。具体的には, 政治経済環境の観点において, 1970 年代後期以降における新自由主義への転換，1980 年代の S&L 危機，2001 年のエンロン事件及び 2008 年の世界金融危機など，世界経済をゆるがすような主要な経済危機等の出来事に着目しつつ議論を展開した。また，会計利益観や評価・測定基準及び両者の関連性を探るための題材として，FASB 及び IASB の概念フレームワーク，金融商品会計基準（IFRS 第 9 号）及び収益認識会計基準（IFRS 第 15 号）における財務報告のコンバージェンスの動向を取り上げてきた。

グローバリゼーション及び IT の発展とイノベーションの波が世界経済を席巻する今日は (河﨑, 2019, 11 頁) ,「企業の国際化，とりわけ資金調達の国際化に伴い，企業の財務報告が国境を越えて行われる時代」 (平松, 1994, 43 頁) になって久しい。そのようなグローバル化が進展する中，財務報告の核として存在し続けてきた利益の認識（捉え方）及び測定（計算方法），並びに両者の関連性はいかにして漸進的な変化を遂げてきたのであろうか。また，財務報告のコンバージェンスを目指して，資産負債観を基底に据えた公正価値会計の導入という指針を掲げた両審議会は，2008 年の世界金融危機などを経験する中，どのように方針転換を余儀なくされてきたのであろうか。さらに,「新収益認識基準」にみられるように，IFRS という波に飲み込まれるようにして日本の会計基準も会計理論の再構築を余儀なくされている今日において，日本の会計理論はいかにして自国基準の会計理論を活かし，発展させていくべきなのか。以上が本論文において明らかにしようとしてきた主要な問題であった。

以下では，次の順序で本論文の総括を行いたい。第 2 節では，会計利益観と評価・測定基準を巡る諸問題について，これまでの検討において明らかにした事柄を振り返る。続く第 3 節では，概念フレームワーク，金融商品会計及び収益認識会計の歴史的変遷過程を，1 つの時間軸の中で概観し，会計利益観と評価・測定基準の関連性の変容（過程）に関する本論文の学術的な貢献を明らかにする。第 4 節では，本論文において取り扱うことのできなかった，もしくは解決することのできなかった問題点を，将来に残した検

討課題として提示する。最後に，第 5 節では，日本における会計理論を踏まえつつ，収益費用観，歴史的原価会計の必要性を再認識することで本論文を括りたい。

第2節　会計利益観と評価・測定基準の関連性を巡る諸問題の総括

本節では，これまでの検討において明らかにした事柄を振り返る。

第 2 章では，FASB と IASB の概念フレームワークを題材に，会計利益観及び評価・測定基準並びにその関連性に焦点を当て議論を展開した。第 2 章で明らかにされたことは，次の 2 点に要約される。

第 1 に，ひとえに資産負債観・収益費用観といっても，その会計利益観の含意（定義や評価・測定基準との関連性）は，時代や論者によって一義的ではないことを示した。とりわけ，FASB の「1976 年討議資料」公表から 2001 年のエンロン事件までの期間においては混合測定属性モデルを前提とした「独立説」が採られていたのに対し，エンロン事件をきっかけとして 2004 年に発足した「概念 FW プロジェクト」以降，2008 年の世界金融危機までの期間においては，1970 年代後期以降における新自由主義への転換の影響を受けるようにして，資産負債観を前提に，種々の測定属性の中から公正価値を最上位に据える単一測定属性モデル（すなわち，「結合説」）が採られるようになったことを明らかにした。

第 2 に，両審議会は，「1976 年討議資料」の公表以降，実務的には混合測定属性モデルを採用し続けながらも，資産負債観を会計利益観の基底に据え，評価・測定基準については資産負債観と親和性の高い公正価値を最上位に据える単一測定属性モデルを志向してきたことを指摘した。ところが，2008 年の世界金融危機以降，資産負債観と公正価値（会計）との 1 対 1 の関係を前提とした「結合説」（並びに単一測定属性モデル）には，会計数値のボラティリティの増幅をはじめとする有用性の低下，会計数値の信頼性の低下，公正価値評価の技術的未熟さの露呈といった限界が存在することが世界的に認識され，2008 年 11 月に開催された両審議会の合同会議を機に，混合測定属性モデルに回帰するようになったことが明らかにされた。

第 3 章では，金融商品会計を題材に，IFRS 第 9 号が公表されるまでの「金融商品プロジェクト」の歴史的変遷について，会計利益観及び評価・測定基準並びに両者の関連性に言及しつつ整理を試みた。第 3 章で明らかにされたことは，次の 2 点に要約される。

第 1 に，2008 年の世界金融危機後に最終基準化された両審議会の金融商品会計基準の認識・測定に関して，1980 年代以降今日に至るまでの歴史的変遷を概観した。つまり，1980 年代の S&L 危機以降，歴史的原価会計の限界が指摘されるようになり，金融商品に全面公正価値会計（資産負債観を基底に据えた単一測定属性モデルを前提とした「結合説」）を導入する旨の提案がなされるようになった。その後，両審議会は金融商品会計において，実務的には混合測定属性モデルを採用しながらも，公正価値（会計）を最上位に据える単一測定属性モデル（すなわち「結合説」）を志向し，公正価値会計の適用領域を拡大してきた。しかし，2008 年の世界金融危機以降は，公正価値会計の限界が指摘されるようになり，金融商品の認識・測定に，歴史的原価と公正価値を使い分ける混合測定属性モデルへの揺り戻しがみられるようになった。

第 2 に，IFRS 第 9 号における金融商品の認識・測定に適用されるビジネスモデル概念の役割を明らかにした。つまり，IFRS 第 9 号におけるビジネスモデル概念は，財務報告（会計測定）レベルにおいて，経営者の意図（すなわち保有目的）と同義であると捉えることができる。そのうえで，投資した金融商品における将来キャッシュ獲得の不確実性が解消されているか否かという基準に基づいて，測定基準としての歴史的原価と公正価値の選択を目的としているのではなく，利益（すなわち，キャッシュ）が実現しているか否かということを明確にすることを目的としていることを指摘した。

第 4 章では，収益認識会計を題材に，まず収益認識の理念的 3 類型（すなわち，収益費用観・歴史的原価会計モデル【類型I】，資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】及び資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】）を示したうえで，設例を用いて 3 つの類型の会計処理や特徴を概観した。さらに，2014 年に IASB が IFRS 第 15 号を公表するまでの「収益認識プロジェクト」の歴史的変遷を辿り，IFRS 第 15 号が【類型III】に属することを指摘したうえで，日本の「新収益認識基準」との共通点・相違点を整理した。その結果，第 4 章で明らかにされたことは，次の 2 点に要約される。

第 1 に，両審議会は，2002 年までは従来の実現稼得過程アプローチにみられる収益費用観・歴史的原価会計モデル【類型I】を採用していたが，「収益認識プロジェクト」の変遷過程において，現在出口価格アプローチにみられる資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】を志向するようになったことが示された。しかし，2008 年の世界金融危機を転換点として，最終的には，IFRS 第 15 号や日本の「新収益認識基準」において，当初取引価格アプローチにみられる資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】が志

向されるようになったこと，すなわち歴史的原価会計への回帰現象がみられるようになったことを明らかにした。

第 2 に，IFRS 第 15 号及び日本の「新収益認識基準」における収益認識モデルが，資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】であることを，認識と測定に焦点を当てつつ指摘した。さらに，設例を使用し，資産負債観・歴史的原価会計モデル【類型III】は，収益認識時点及び収益額が，伝統的な収益認識モデルである収益費用観・歴史的原価会計モデル【類型I】と等しくなっていることを示すことで，資産負債観・公正価値会計モデル【類型II】への転換を図った「収益認識プロジェクト」の帰結は，伝統的な実現主義に基づく収益認識モデルとその実体が等しいことが明らかにされた。

第3節　会計利益観と評価・測定基準の関連性を巡る諸問題の展望

本節では，概念フレームワーク，金融商品会計及び収益認識会計の歴史的変遷過程を，1 つの時間軸の中で概観する。そのうえで，会計利益観と評価・測定基準の関連性の変容（過程）に関する本論文の学術的な貢献を明らかにする。

本論文では，先行研究においてこれまで看過されてきた，会計利益観と評価・測定基準の関連性が，「1976 年討議資料」以降今日に至るまでのおよそ半世紀の間において変容を遂げた過程を明らかにしてきた。具体的には，概念フレームワーク，金融商品会計及び収益認識会計のいずれにおいても，1976 年から 2000 年の期間においては 2 つの会計利益観と評価・測定基準の 1 対 1 の直接的な関係が想定されない混合測定属性モデルを前提とした「独立説」が採られていたが，2001 年エンロン事件から 2008 年世界金融危機までの期間においては，資産負債観を基礎としたうえで，種々の測定属性の中から公正価値を最上位に据える単一測定属性モデルを前提とした「結合説」が志向されるようになった。しかし，2008 年世界金融危機以降，今日に至るまでの期間においては公正価値会計の限界が指摘されるようになり，混合測定属性モデル（歴史的原価会計）への回帰現象がみられるようになった。

このような 3 つに区分された期間における政治経済環境，経済危機の歴史的変遷や両審議会による各プロジェクトの審議の過程を 1 つの時間軸において整理すると次のようになる。つまり，FASB が「1976 年討議資料」を公表した当時は情報化社会への移行期にあり，FASB は収益費用観から資産負債観への誘導・転換を目指したが，その当時，会計利益観と評価・測定基準は独立した関係にあった（「独立説」）。その後 1970 年代後

期以降，政治経済環境において新自由主義への転換が生じる中，1980 年代の S&L 危機以降歴史的原価会計に対する批判が集中するようになり，両審議会の概念フレームワークに表現の忠実性概念が導入されるなど，意思決定有用性志向が高まり続けた。1990 年代になると，歴史的原価会計に対する批判や概念フレームワークの変容に呼応するようにして，SEC のブリーデン委員長により金融商品に対する全面公正価値会計導入の提案がなされ，公正価値会計の適用領域を拡大する傾向がみられるようになった。

その後 2000 年代になると，2001 年 12 月には米国においてエンロンが，2002 年 7 月にはワールドコムが，会計不正の発覚を原因の一端として経営破綻し，米国で「SOX 法」が制定された。エンロン事件などをきっかけの 1 つとして，金融商品会計基準の複雑性や収益認識会計基準が抱えていた矛盾などが浮き彫りにされる中，両審議会による「金融商品プロジェクト」は継続され，2002 年 9 月には「収益認識プロジェクト」が発足した。両プロジェクトにおいては，解釈の余地を減少させることで経営者の意図を排除するべく，目的志向（原則主義）的かつ資産負債観に基礎を置いた会計基準の設定，両審議会のコンバージェンスの促進及び公正価値測定の適用領域拡大（単一測定属性モデルへの傾斜）が明確に志向されるようになり，2004 年には「概念 FW プロジェクト」が発足した。「概念 FW プロジェクト」では，2 つの基本的な質的特性である目的適合性と信頼性の間に存在したトレード・オフの関係を解消するようにして，信頼性が忠実な表現に置き換えられたが，これは両審議会が資産負債観を基底に据えつつ，公正価値会計への傾斜を目指す意思を示したことに他ならなかった。かくして，2 つの会計利益観がそれぞれ特定の評価・測定基準と結合関係をもち始めた（「結合説」）。

しかし，2008 年の世界金融危機以降においては公正価値会計の様々な負の側面が露呈することで，会計利益観（資産負債観）と評価・測定基準（公正価値）との結合関係が論理的に限界を迎えることとなり，混合測定属性モデル（歴史的原価会計）への回帰現象がみられるようになった。このように，2008 年世界金融危機を契機にみられるようになった回帰現象の大筋は，IASB が 2009 年，2010 年，2014 年及び 2018 年にそれぞれ公表した IFRS 第 9 号，「2010 年概念フレームワーク」，IFRS 第 15 号及び「2018 年概念フレームワーク」においても継続されている。このことは，今日においても概念フレームワーク，金融商品会計及び収益認識会計のもとには，混合測定属性モデル（歴史的原価会計）が存在し続けていることを意味すると思われる。

最後に，2008 年の世界金融危機以降にみられるようになった混合測定属性モデル（歴

史的原価会計）への回帰現象について，第 1 章で述べた本論文の目的に照らして説明することで，本論文の学術的な貢献を示したい。本論文の目的は，会計利益観と評価・測定基準の関連性に関して，「1976 年討議資料」の公表当時における「独立説」が，2001 年のエンロン事件を契機に「結合説」志向へと変容するようになったが，2008 年の世界金融危機以降「新独立説」へと漸進的な変化を遂げた過程を明らかにすることであった。

1976 年当時においては，2 つの会計利益観と評価・測定基準の 1 対 1 の直接的な関係は想定されておらず，資産負債観への傾斜の兆しこそあったものの，資産負債観と収益費用観はお互いに補完的な関係にあった。また，少なくとも歴史的原価や公正価値といった評価・測定基準の選択において優劣は存在せず，いずれの基準も選択されうるものであった。しかし，1970 年代後期以降の新自由主義への転換が生じる中，財務報告において経済的事象（や市場の情報）を忠実に表現することこそが，財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することにつながる，すなわち目的適合的であるという会計思考が強まりをみせるようになった。そのような会計思考に基づき，21 世紀以降における両審議会の明確な資産負債観志向が定着する中，両審議会は「概念 FW プロジェクト」において，2 つの基本的な質的特性のうち，信頼性を忠実な表現に置き換えることへと結実させることで，評価・測定基準における公正価値の地位を相対的に高めたのであろう。

その後，2008 年の世界金融危機を契機に公正価値会計の限界が指摘されるようになったことにより，混合測定属性モデル（歴史的原価会計）への回帰現象がみられるようになったが，「2010 年概念フレームワーク」及び「2018 年概念フレームワーク」において，意思決定有用性を支える 2 つの基本的な質的特性は目的適合性と忠実な表現とされたままである。つまり，このことは，2008 年の世界金融危機以降に想定されるようになった会計利益観と評価・測定基準の関連性が，財務諸表利用者にとって目的適合性のある情報を資産・負債の忠実な表現から利益を導出する資産負債観に求めつつも，特定の評価・測定基準（公正価値と歴史的原価）との必然的な結合関係は存在しない「新独立説」へと変容したことを意味していると思われる。

以上要するに，混合測定属性モデル（歴史的原価会計）への回帰現象は，会計利益観と評価・測定基準の関連性の観点から敷衍すると，政治経済環境における新自由主義への転換や，S&L 危機，エンロン事件，世界金融危機などを経て，漸進的な変化を遂げ続けてきたものであると結論付けることができよう。したがって，本論文では，これまで

未解明であった会計利益観と評価・測定基準との関連性について，1976 年から 2000 年の期間における「独立説」，2001 年エンロン事件から 2008 年世界金融危機までの期間における「結合説」，そして 2008 年以降における「新独立説」の順に，漸進的な変化を遂げてきたということが明らかにされた。図表 11 は，本論文で明らかにした会計利益観と評価・測定基準の関連性が，漸進的に変化を遂げた過程を図で示したものである。

〔図表 11〕　「独立説」から「新独立説」までの漸進的変化の過程

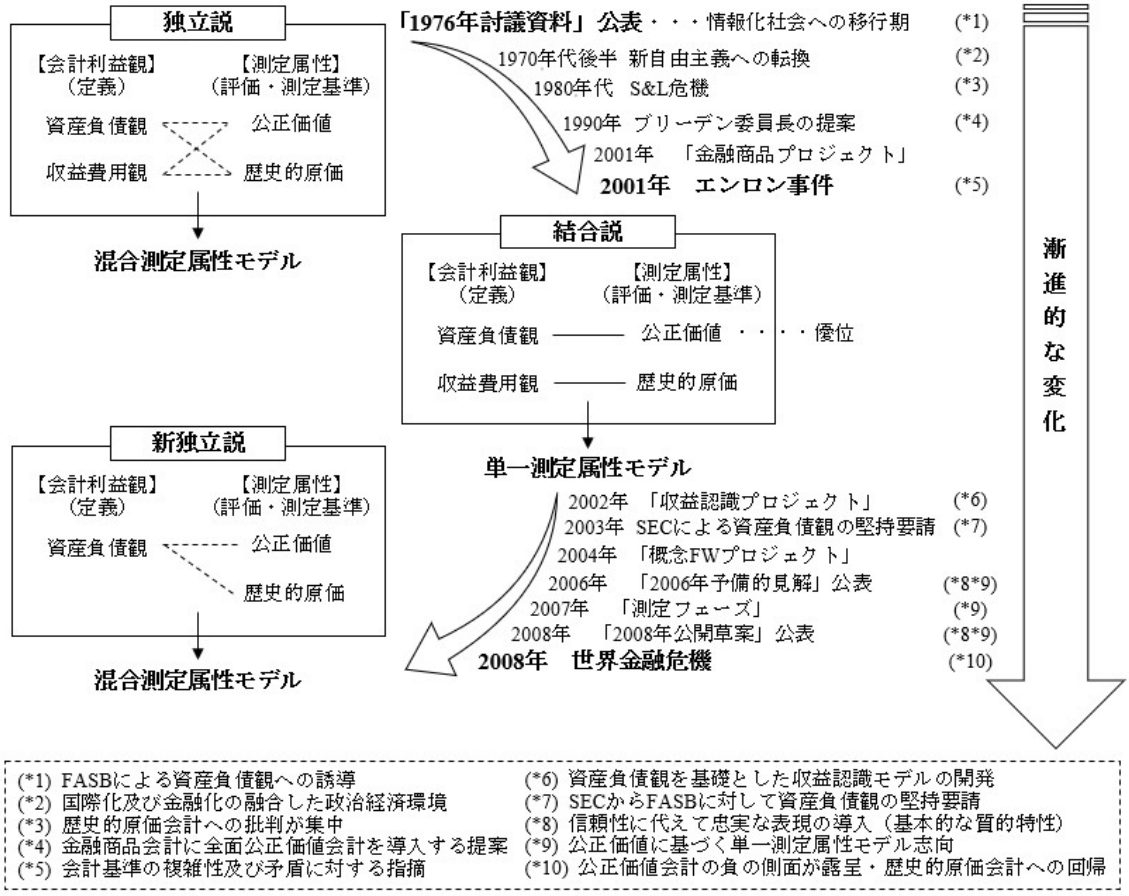

（出典）首藤 (2019, 5 頁) を加筆修正。

第4節　本論文の限界

前節までは，会計利益観と評価・測定基準の関連性を巡る諸問題について，本論文において明らかにした事柄を 1 つの時間軸で振り返るとともに，学術的な貢献を示した。しかし同時に，本論文において言及できなかった，もしくは解決できなかった問題点が

今後の課題として残されているため，以下では本論文の限界を指摘したうえで，将来の検討課題を提示したい。

第 2 章で明らかにした「独立説」及び「結合説」，すなわち，会計利益観の定義と評価・測定基準との関連性については，おそらく異なる解釈も存在すると考えられるが，本論文においては言及することができなかった。また，「概念 FW プロジェクト」が混合測定属性モデルを志向するようになったものの，いかなる場合に歴史的原価（会計）を適用し，いかなる場合に公正価値（会計）を適用するのかといった線引きの問題を解決するためのフレームワークは，未だ構築されているとは言い難い。そのため，資産負債観と収益費用観，あるいは公正価値（会計）と歴史的原価（会計）を内包する，よりホーリスティックな会計利益観の構築が求められているといえよう。

第 3 章では，IFRS 第 9 号に焦点を当てたため，FASB や ASBJ の金融商品会計基準と IFRS 第 9 号との共通点や相違点については詳細に検討することができなかった。また，金融資産の認識・測定に限定して議論を展開したため，金融負債の認識・測定，金融商品の減損及びヘッジ会計については触れることができなかった。さらに，日本の金融商品会計基準は今後 IFRS 第 9 号とのコンバージェンスを目的として改訂作業が進められる可能性があるため，日本の金融商品会計基準の行く末については今後の課題として残されていると思われる。

第 4 章では，収益認識に関して，認識と測定に焦点をあてた。そのため，定義や開示等の論点については十分に検討できなかった。また，新たな収益認識モデルのもとでの履行義務の充足要件において，従来の工事進行基準がどのように適用されるべきかについても検討を行うことができなかった。さらに，日本において「新収益認識基準」が 2021 年以降原則適用されることになるため，実務上の課題についてはその後の検討が必要になる。

第 5 章では，2008 年の世界金融危機以降に想定されるようになった会計利益観と評価・測定基準の関連性が，資産負債観を基底に据えつつ，特定の評価・測定基準（公正価値と歴史的原価）との必然的な結合関係が存在しない「新独立説」であることを指摘した。この「新独立説」については，おそらく異なる解釈も存在しうるが，本論文では言及することができなかった。

本論文では，概念フレームワーク，金融商品会計及び収益認識会計などを題材として取り扱ってきた。しかし，本論文で取り上げたのは，認識及び測定のみであり，伝達（開

示）については議論することができなかった。また，例えばIASBは2016年1月にIFRS第 16 号「リース」 (IASB, 2016) を公表しており，日本のリース会計基準も近い将来IFRS とのコンバージェンスを目指して改訂が加えられる可能性がある。したがって，かかる論点の検討は，将来の検討課題として残されていると思われる。

第5節　おわりに

財務報告の目的は，投資意思決定に有用な情報を提供することである。それでは，財務諸表利用者は，何のために投資意思決定を行うのか。斎藤 (2019) によれば，「そもそも投資は，現在の（確実な）キャッシュを，将来の不確実なキャッシュと交換する取引である。その成果は，期待される不確実なキャッシュフローが確定しなければ生じない。期待が事実に次元を移し，投資のリスクが消滅することで，はじめて成果が決まるのである (453 頁) 。」

ASBJ の概念フレームワーク (ASBJ, 2006b) における「リスクからの解放」，もしくはPenman (2011, p.209; 2016, p.6) や Barker and Penman (2017, pp.12,16) のいう「不確実性の解消」という概念は，投資の不確実性（リスク）に着目した「利益認識のメルクマール」 (斎藤, 2019, 453 頁) である。利益（すなわちキャッシュ）を，収益と費用の期間差額と捉えるのか，資産と負債の差額の純増減額と捉えるのか。その際に，歴史的原価情報に対して，ビジネスモデルに基づく付加価値プロセス（フロー）を考慮に入れた利益計算を行うのか。それとも利益計算の根拠を，市場における価値の変動のみ，すなわち不確実な見積りや予測を含む一時点の公正価値変動差額（ストック）に求めるのか。

会計利益観及び評価・測定基準並びに両者の関連性において，二項対立的にいずれか一方を選択する必要はない。金融商品会計でも収益認識会計でも，大切なのは，投資のパターンに応じて，利益（キャッシュ）獲得の過程や性質に鑑み，資産負債観と収益費用観，公正価値と歴史的原価（及びその組み合わせ）の選択を行うことである。財務報告における会計情報は，投資の意思決定に有用な情報であるために，過去（原因）分析のための結果指標であると同時に，将来（不確実性）予測のための起点指標としても機能することが求められる。

21 世紀以降改訂作業が進められてきた概念フレームワーク (FASB/IASB, 2010b; IASB, 2018) ，金融商品会計（すなわち，IFRS 第 9 号 (IASB, 2009b) ）及び収益認識会計（すなわち，IFRS 第 15 号 (IASB, 2014) ）は，当初より収益費用観から資産負債観，歴史的

原価会計から公正価値会計，さらに「独立説」（混合測定属性モデル）から「結合説」（公正価値を最上位に据える単一測定属性モデル）への転換を志向してきたが，2008 年の世界金融危機を契機にして，「新独立説」（資産負債観を基礎とした混合測定属性モデル）へと漸進的な変化を続けてきた。しかし，21 世紀初頭に目指した会計理論（基準）の限界を露呈させた世界金融危機以降，（収益費用観的な思考や）歴史的原価会計が，未だなお中核的に存在し続けていることからもわかるように (Whittington, 2015, pp.565-567; Zimmerman and Bloom, 2016, p.114; 角ヶ谷, 2019, 66-67 頁) ，結局 1970 年代までに築き上げられてきた伝統的な会計理論の堅固性は確固たるものであったのではなかろうか。

1970 年代に FASB や IASC が設立され，会計利益観がはじめて定義されてからおよそ半世紀の間に，会計理論の再構築は 2008 年を大きな転換点の 1 つとして，歴史的原価会計への回帰をみせたようにもみえる。しかし同時に，財務報告のための会計理論は，繰り返される経済危機や新自由主義の台頭にみられる「政治経済的実践の理論」(Harvey, 2005, p.2; 訳書, 2007, 10 頁) の盛衰とともに，意思決定に有用たりうる情報であるべく，ビジネスモデル概念を組み込み，企業の経済的事象や利益（キャッシュ）獲得の過程を（忠実に）表現できる会計理論 (Biondi, 2011, p.39) へと漸進的な変化を遂げ続けてきたのであろう。日本における財務報告のコンバージェンスを巡る議論の過程においても，FASB や IASB の会計基準との比較可能性を担保する必要性は変わるまいが，肝要なのは，伝統的な会計理論を顧みつつ，投資家目線にたった理論構築を継続することである。

参考文献

赤城論士 (2012) 「資産負債観とヒックスの所得概念」『商経論叢』52 巻, 3 号, 73-85 頁。

秋葉賢一 (2015) 「金融商品プロジェクト—金融資産の測定とヘッジ会計を中心に—」辻山栄子編著『IFRS の会計思考—過去・現在そして未来への展望—』中央経済社, 217-249 頁。

石川純治 (2016) 「大世界史のなかの IFRS—新自由主義と IFRS—」『週刊経営財務』No.3281, 12-17 頁。

井上良二 (2008) 『新版　財務会計論』税務経理協会。

今福愛志 (2011) 「財務報告におけるビジネスモデル・アプローチの有効性—ビジネスモデル・アプローチの意義と有効性—」『會計』第 179 巻第 6 号, 1-11 頁。

——— (2015) 「財務報告におけるビジネスモデル概念の意味するもの—財務報告思考の連続と不連続—」『會計』第 188 巻第 1 号, 112-123 頁。

——— (2018) 「財務報告におけるビジネスモデル問題の意味—論点の整理と財務報告への問いかけ—」『會計』第 193 巻第 1 号, 108-120 頁。

岩崎勇 (2013)「IFRS 概念フレームワークにおける測定問題について—ハイブリッド観とホーリスティック観との比較を中心として—」『産業経理』Vol.73, No.1, 31-40 頁。

——— (2016) 「概念フレームワークと計算構造について—IASB の新しい概念フレームワークを中心として—」『経済学研究』Vol.82, No.5・6, 105-146 頁。

植田玉青 (2009) 「時価情報のボラティリティと金融機関の業績評価」古賀智敏先生還暦記念論文集編集委員会編『財務会計のイノベーション—公正価値・無形資産・会計の国際化による知の創造—』中央経済社, 111-129 頁。

上野清貴 (2012) 「混合測定会計の論理」『會計』第 182 巻第 1 号, 113-126 頁。

浦崎直浩 (2002) 『公正価値会計』森山書店。

大塚宗春・川村義則 (2002) 「金融商品の評価」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社, 261-287 頁。

越智信二 (2012) 『IFRS 公正価値情報の測定と監査—見積り・予測・リスク情報拡大への対応—』国元書房。

大日方隆 (2012a) 「公正価値会計の拡大」大日方隆編著『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬—』中央経済社, 81-122 頁。

――― (2012b) 「金融危機とグローバル会計規制」大日方隆編著『金融危機と会計規制―公正価値測定の誤謬―』中央経済社, 215-275 頁。

外務省 (2008) *Washington D. C. Summit: Declaration summit on financial markets and the world economy,* November 15, 2008.

――― (2009a) *London Summit: Leaders' Statement, Declaration on strengthening the financial system*, April 2, 2009.

――― (2009b) *The Pittsburgh summit: Leaders' statement*, September 24-25, 2009.

河﨑照行 (2019) 「経済社会と会計理論の変化の諸相」河﨑照行編著『会計制度のパラダイムシフト―経済社会の変化が与える影響―』中央経済社, 11-21 頁。

川村義則 (2018) 「金融商品と金融機関の会計・管理・規制」『會計』第 193 巻第 1 号, 52-64 頁。

企業会計基準委員会 (ASBJ) (2006a) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」。2008 年 3 月最終改正。

――― (2006b) 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」。

――― (2008a) 実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」。

――― (2008b) 実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」。

――― (2015) *Role of "Nature of an Entity's Business Activities" in Accounting Standard-Setting*. （ASBJ (2015) 『会計基準設定における「企業の事業活動の性質」の役割』。）

――― (2016) 「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」。

――― (2018a) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」

――― (2018b) 企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」。

――― (2018c) 「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」。

北村敬子 (2012) 「資産負債観と財産法」北村敬子・新田忠誓・柴健次編著『体系現代会計学第 2 巻　企業会計の計算構造』中央経済社, 11-24 頁。

草野真樹 (2005) 『利益会計論―公正価値評価と業績報告―』森山書店。

――― (2008a)「公正価値会計の動向とその論点―金融商品の会計処理を中心として―」瀧田輝己先生還暦記念論文集編集委員会編『社会規範としての会計』千倉書房, 101-126 頁。

――― (2008b) 「PAAinE 討議資料の収益認識アプローチの意義と課題」『企業会計』

Vol.60, No.8, 48-56 頁。
――― (2012) 「証券化会計と景気変動増幅効果」大日方隆編著『金融危機と会計規制―公正価値測定の誤謬―』中央経済社, 277-296 頁。
――― (2014) 「財務諸表における測定―公正価値測定の拡張と 2 つの混合測定アプローチ―」藤井秀樹編著『国際財務報告の基礎概念』中央経済社, 133-159 頁。
久保田秀樹 (1990) 「利益概念としての資産・負債観と企業会計におけるストック中心思考」『産業経理』Vol.50, No.2, 124-130 頁。
古賀智敏 (2007) 「会計理論の変容と経済的実質主義」『會計』第 172 巻第 3 号, 1-14 頁。
――― (2009) 「金融危機と公正価値会計のゆくえ―新たな財務報告の構築に向けて―」『企業会計』Vol.61, No.3, 4-10 頁。
――― (2014) 「財務報告の認識基点とビジネスモデル・アプローチ」『會計』第 186 巻第 6 号, 1-15 頁。
斎藤静樹 (1999a) 「資産・負債の評価基準―金融商品を中心に―」『企業会計』Vol.51, No.1, 170-176 頁。
――― (1999b) 「会計基準の改革と時価会計のあり方」『企業会計』Vol.51, No.13, 4-10 頁。
――― (2002) 「総括と補足」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社, 431-442 頁。
――― (2003) 「会計基準の動向と概念フレームワークのあり方」『企業会計』Vol.55, No.1, 34-38 頁。
――― (2009) 「会計基準グローバル化の展望と課題―時価会計の見直しにふれて―」『企業会計』Vol.61, No.1, 18-24 頁。
――― (2011) 「企業会計の基礎概念」斎藤静樹・徳賀芳弘編著『体系現代会計学第 1 巻 企業会計の基礎概念』中央経済社, 1-24 頁。
――― (2015) 「なぜ，いま利益の概念が問われるのか」『企業会計』Vol.67, No.9, 16-24 頁。
――― (2019) 『会計基準の研究（新訂版）』中央経済社。
桜井久勝 (2007) 「概念フレームワークのコンバージェンス」『企業会計』Vol.59, No.1, 78-85 頁。
――― (2009) 「会計の国際的統合と概念フレームワーク」『企業会計』Vol.61, No.2, 18-25 頁。

――― (2012) 「資産負債アプローチによる収益の概念」『企業会計』Vol.64, No.7, 30-37 頁。
――― (2014) 「資産負債アプローチへの過剰傾斜の弊害」『企業会計』Vol.66, No.10, 14-20 頁。
――― (2018) 「収益認識会計基準案にみる売上高の純額測定」『企業会計』Vol.70, No.1, 11-17 頁。
佐々木隆志 (2017) 「新収益認識基準に観る収益費用アプローチの実相」『會計』第 192 巻第 5 号, 1-13 頁。
佐藤倫正 (2017) 「21 世紀の会計ヴィジョン―株主資本主義を超えて―」『産業経理』Vol.77, No.3, 10-27 頁。
首藤洋志 (2019) 「収益費用観と資産負債観に関する独立説から結合説への変容過程―歴史的原価会計と公正価値会計との関連性に触れながら―」『経済科学』(名古屋大学) 第 67 巻第 1・2 号, 1-14 頁。
高須教夫 (2004) 「FASB 概念フレームワークをめぐる問題の検討―収益費用アプローチと資産負債アプローチ―」『會計』第 165 巻第 1 号, 35-50 頁。
武田隆二 (2001) 「会計学認識の基点」『企業会計』Vol.53, No.1, 4-10 頁。
田中建二 (2003) 「米国における業績報告の状況」『企業会計』Vol.55, No.5, 4-11 頁。
――― (2014) 「金融商品」平松一夫・辻山栄子編著『体系現代会計学第 4 巻　会計基準のコンバージェンス』中央経済社, 329-359 頁。
辻山栄子 (2005) 「収益の認識をめぐる概念フレームワーク」『企業会計』Vol.57, No.7, 4-12 頁。
――― (2007a) 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」 (第 2 版) 』中央経済社, 135-153 頁。
――― (2007b) 「収益の認識をめぐる欧州モデル」『會計』第 172 巻第 5 号, 1-22 頁。
――― (2007c) 「2 つの包括利益」『会計監査ジャーナル』第 19 巻第 11 号, 30-39 頁。
――― (2008) 「収益認識と業績報告」『企業会計』Vol.60, No.1, 39-53 頁。
――― (2009) 「正味ポジションに基づく収益認識―その批判的検討―」『企業会計』Vol.61, No.9, 6-15 頁。
――― (2018) 「現代会計の危機」辻山栄子編著『財務会計の理論と制度』中央経済社,

3-22 頁。
――― (2020) 「新収益認識基準と会計基準国際化の功罪」『企業会計』Vol.72, No.4, 17-26 頁。
角ヶ谷典幸 (1993) 「カレント・コスト会計の本質的意義―エドワーズ・ベル学説を手がかりにして―」森田哲彌先生還暦記念論文集刊行委員会編著『会計学研究』中央経済社, 247-267 頁。
――― (2009) 『割引現在価値会計論』森山書店。
――― (2011) 「ホーリスティック観と日本の会計環境」『国際会計研究学会 年報』第 2 号, 45-60 頁。
――― (2014) 「認識と測定」平松一夫・辻山栄子編著『体系現代会計学第 4 巻　会計基準のコンバージェンス』中央経済社, 177-211 頁。
――― (2015) 「会計観の変遷と収益・利益の認識・測定パターンの変化」『企業会計』Vol.67, No.9, 33-43 頁。
――― (2016) 「新たな会計（利益）観―ホーリスティック観―」『産業経理』Vol.76, No.3, 57-66 頁。
――― (2017) 「認識論・測定論の動向と課題」高橋和幸編著『企業会計システムの現状と展望―会計記号論を視野に入れつつ―』五絃舎, 146-160 頁。
――― (2018) 「近年の会計測定論における「ビジネスモデル」の役割を巡って」『會計』第 194 巻第 2 号, 41-53 頁。
――― (2019) 「歴史的原価会計は危機に瀕しているのか」『企業会計』Vol.71, No.1, 60-68 頁。
津守常弘 (2002) 『会計基準形成の論理』森山書店。
――― (2003) 「収益認識をめぐる問題点とその考え方」『企業会計』Vol.55, No.11, 18-25 頁。
――― (2008) 「「財務会計概念フレームワーク」の新局面と会計研究の課題」『企業会計』Vol.60, No.3, 4-14 頁。
――― (2012) 「現代会計の「メタ理論」的省察」『企業会計』Vol.64, No.8, 17-30 頁。
徳賀芳弘 (2001) 「資産負債中心観」『企業会計』Vol.53, No.1, 56-62 頁。
――― (2002) 「会計における利益観―収益費用中心観と資産負債中心観―」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社, 147-177 頁。

――― (2003) 「資産負債中心観における収益認識」『企業会計』Vol.55, No.11, 35-42 頁。
内閣府 (2008) 『世界経済の潮流 2008 年II―世界金融危機と今後の世界経済―』。
西川郁生 (2010) 「時価評価の論点」『企業会計』Vol.62, No.1, 22-25 頁。
西川郁生・山田辰己 (1998) 「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会報告　パリ会議」『JICPA ジャーナル』Vol.10, No.1, 92-98 頁。
林雄二郎 (1969) 『情報化社会―ハードな社会からソフトな社会へ―』講談社。
平松一夫 (1994) 『国際会計の新動向―会計・開示基準の国際的調和―』中央経済社。
――― (2009) 「コンバージェンス後のわが国会計基準の展望」『企業会計』Vol.61, No.1, 25-31 頁。
藤井秀樹 (1997) 『現代企業会計論―会計観の転換と取得原価主義会計の可能性―』森山書店。
――― (2011) 「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第 204 巻第 1 号, 17-40 頁。
――― (2014) 「資産負債アプローチ」平松一夫・辻山栄子編著『体系現代会計学第 4 巻 会計基準のコンバージェンス』中央経済社, 153-176 頁。
古内和明 (2002) 「リエゾン国会議報告（第 3 回）（IASB と各国会計基準設定主体との会議）」『JICPA ジャーナル』Vol.14, No.4, 50-53 頁。
星野一郎 (1998) 『金融危機の会計的研究―米国 S&L 危機と時価評価―』同文舘出版。
増田米二 (1968) 『情報社会入門―コンピュータは人間社会を変える―』ぺりかん社。
松下真也 (2016a)「資産負債アプローチの歴史的検討」『企業会計』Vol.68, No.11, 6-7 頁。
――― (2016b) 「収益費用アプローチの歴史的検討」『企業会計』Vol.68, No.12, 6-7 頁。
松本敏史 (2014) 「収益認識」平松一夫・辻山栄子編著『体系現代会計学第 4 巻　会計基準のコンバージェンス』中央経済社, 237-273 頁。
――― (2015) 「収益認識プロジェクト―理論と慣習の相克―」辻山栄子編著『IFRS の会計思考―過去・現在そして未来への展望―』中央経済社, 251-282 頁。
万代勝信 (2000) 「2 つのアプローチと期間損益計算―収益・費用の把握方法を中心にして―」『産業経理』Vol.60, No.2, 56-64 頁。
――― (2011) 「測定属性」斎藤静樹・徳賀芳弘編著『体系現代会計学第 1 巻　企業会計の基礎概念』中央経済社, 335-362 頁。
村田英治 (2014) 「会計主体論とビジネスモデル概念」『會計』第 186 巻第 6 号, 30-42

頁。
森田哲彌 (1979) 『価格変動会計論』国元書房。
――― (1980) 「実現概念・実現主義に関するノート」『一橋論叢』第 83 巻第 1 号, 108-117 頁。
――― (1990) 「企業会計原則における収益（利益）認識基準の検討―実現主義の観点から―」『企業会計』Vol.42, No.1, 18-24 頁。
――― (1992) 「原価主義会計と時価評価」『企業会計』Vol.44, No.11, 73-80 頁。
――― (2000) 「資産・負債アプローチと簿記―資産・負債アプローチにおける複式簿記記録の位置付け―」森田哲彌編著『簿記と企業会計の新展開』中央経済社, 3-16 頁。
山田辰己 (2010) 「概念フレームワーク改訂プロジェクトについて―経緯と議論の現状―」『企業会計』Vol.62, No.8, 23-30 頁。
山田康裕 (2010) 「収益認識を巡る歴史的経緯」『企業会計』Vol.62, No.2, 28-38 頁。
吉田康英 (2016) 『IFRS9「金融商品」の構図―IAS39 置換プロジェクトの評価―』同文舘出版。
――― (2017) 「米国における金融商品会計の見直し作業結果の変遷及び結果の考察」『中京経営研究』第 26 巻, 97-122 頁。
米山正樹 (2015) 「問い直すべき概念フレームワークの存在意義―「概念フレームワーク」見直しプロジェクトの成果と課題―」『会計・監査ジャーナル』No.724, 67-73 頁。
若林公美・音川和久 (2010) 「公正価値と景気循環増幅効果」『産業経理』Vol.70, No.2, 70-83 頁。
渡邉泉 (2006) 「収益費用観から資産負債観への変容」『大阪経大論集』第 56 巻第 5 号, 39-56 頁。
――― (2012) 「公正価値会計の非整合性への歴史からの検証」『産業経理』Vol.72, No.3, 20-33 頁。
American Accounting Association (AAA) 1964 Concepts and Standards Research Study Committee. (1965). “The matching concept.” *The Accounting Review*, Vol.40, No.2, pp.368-372.
Arnold, P. J. (2009). “Global financial crisis: The challenge to accounting research.” *Accounting, Organizations and Society*, Vol.34, No.6-7. pp.803-809.

Ball, R. (2006). “International financial reporting standards (IFRS): Pros and cons for investors.” *Accounting and Business Research*, Vol.36, Special Issue: International Accounting Policy Forum, pp.5-27.

———. (2008). “Don’t blame the messenger … or ignore the message.” *Working Paper*.

Baker, R. (2001). “SEC and EITF Initiatives on internet accounting.” *The CPA Journal*, July 2001, Vol.71, No.7, pp.25-31.

Barker, R., and S. Penman. (2017). “Moving the conceptual framework forward: Accounting for uncertainty.” *CEASA Ocational Paper*, Columbia Business School.

Barker, R., and S. Schulte. (2017). “Representing the market perspective: Fair value measurement for non-financial assets.” *Accounting, Organizations and Society*, Vol.56, pp.55-67.

Barlev, B., and J. R. Haddad. (2003). “Fair value accounting and the management of the firm.” *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.14, No.4, pp.383-415.

Barth, M. E. (2006). “Including estimates of the future in today’s financial statements.” *Accounting Horizons*, Vol.20, No.3, pp.271-285.

———. (2007). “Standard-setting measurement issues and the relevance of research.” *Accounting and Business Research*, Vol.37, Special Issue: International Accounting Policy Forum, pp.7-15.

———. (2008). “Global financial reporting: Implications for U.S. academics.” *The Accounting Review*, Vol.83, No.5, pp.1159-1179.

Barth, M. E., and K. Schipper. (2008). “Financial reporting transparency.” *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol.23, No.2 (New Series), pp.173-190.

Barth, M. E., W. R. Landsman, and J. M. Wahlen. (1995). “Fair value accounting: Effects on banks’ earnings volatility, regulatory capital, and value of contractual cash flows.” *Journal of Banking & Finance*, Vol.19, pp.577-605.

Basu, S., and G. B. Waymire. (2010). “Sprouse’s what-you-may-call-its: Fundamental insight or monumental mistake?” *The Accounting Historians Journal*, Vol.37, No.1, pp.121-148.

Beaver, W. H., and J. S. Demski. (1979). “The nature of income measurement.” *The Accounting Review*, Vol.54, No.1, pp.38-46.

Bell, D. (1973). *The coming of post-industrial society: A venture in social forecasting*. New York: Basic Book.（内田忠夫他訳（1975）『脱工業社会の到来（上）（下）』ダイヤモンド

社。）

Benston, G. J. (2006). “Fair-value accounting: A cautionary tale from Enron.” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.25, No.4, pp.465-484.

Benston, G. J., and A. L. Hartgraves. (2002). “Enron: What happened and what we can learn from it.” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.21, No.2, pp.105-127.

Benston, G. J., M. Bromwich, and A. Wagenhofer. (2006). “Principles- versus rules-based accounting standard: The FASB’s standard setting strategy.” *ABACUS*, Vol. 42, No. 2, 2006, pp. 165-188.

Benston, G. J., D. R. Carmichael, J. S. Demski, B. G. Dharan, K. Jamal, R. Laux, S. Rajgopal, and G. Vrana. (2007). “The FASB’s conceptual framework for financial reporting: A critical analysis.” *Accounting Horizons*, Vol.21, No.2, pp.229-238.

Biondi, Y. (2011). “The pure logic of accounting: A critique of the fair value revolution.” *Accounting, Economics and Law,* Vol.1, No.1, pp.1-46.

———. (2017). “Accounting for Europe’s economy and society: Considerations for financial stability, economic development and the public good.” *Accounting, Economics and Law,* Vol.7, No.2, pp.65-77.

Biondi, Y., and T. Suzuki. (2007). “Socio-economic impacts of international accounting standards: An intoroduction.” *Socio-Economic Review,* Vol.5, No.4, pp.585-602.

Biondi, Y., E. Tsujiyama, J. C. Glover, N. T. Jenkins, B. N. Jorgensen, J. Lacey, and R. H. Macve. (2014). “Old hens make the best soup: Accounting for the earning process and the IASB/FASB attempts to reform revenue recognition accounting standards.” *Accounting in Europe,* Vol. 11, No. 1, pp.13-33.

Boyer, R. (2007). “Assessing the impact of fair value upon financial crises.” *Socio-Economic Review,* Vol.5, No.4, pp.779-807.

Braun, E. (2016). “The ecological rationality of historical costs and conservative.” *Accounting, Economics and Law,* Vol.9, No.1, pp.1-30.

Breeden, R. C. (1990). “The proper role of financial reporting: Market based accounting.” (at the Smith Barney’s Fourth Annual Financial Services Conference), *News Release*, September 14, SEC, pp.1-10.

———. (1991). “Thumbs on the scale: The role that accounting practices played in the savings

and loan crisis." *Fordham Law Review*, Vol.59, pp.71-91.

Bromwich, M., R. Macve, and S. Sunder. (2005). "FASB/IASB revisiting the concepts: A comment on Hicks and the concept of 'income' in the conceptual framework." *Working Paper*, Yale School of Management, 24 July.

———. (2010). "Hicksian income in the conceptual framework." *ABACUS*, Vol.46, No.3, pp.348-376.

Bullen, H. G., and K. Crook. (2005). *Revisiting the concepts: A new conceptual framework project*. FASB and IASB. May.

Cascini, K. T., and A. DelFavero. (2011). "An evaluation of the implementation of fair value accounting: Impact on financial reporting." *Journal of Business & Economics Research*, Vol.9, No.1, pp.1-16.

Chiapello, E. (2017). "Critical accounting research and neoliberalism." *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.43, pp.47-64.

Cooper, C. (2015). "Accounting for the fictitious: A Marxist contribution to understanding accounting's roles in the financial crisis." *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.30, pp.63-82.

Crooch, M. (2006). Michael Crooch talks about the conceptual framework. *The FASB Report*, August 31, 2006.

Dichev, I. D. (2008). "On the balance sheet-based model of financial reporting." *Accounting Horizons*, Vol.22, No.4, pp.453-470.

———. (2017). "On the conceptual foundations of financial reporting." *Accounting and Business Research*, Vol.47, No.6, pp.617-632.

Dichev, I. D., J. R. Graham, C. R. Harvey, and S. Rajgopal. (2013). "Earnings quality: Evidence from the field." *Journal of Accounting and Economics*, Vol.56, No.2, pp.1-33.

Disle, C., S. Perier, F. Bertrand, N. Gonthier-Besacier, and P. Protin. (2016). "Business model and financial reporting: How has the concept been integrated into the IFRS framework?" *Comptabilité-Contrôle-Audit,* Vol.22, No.1, pp.1-35.

Duménil, G., and D. Lévy. (2005). "Costs and benefits of neoliberalism: A class analysis." in Epstein, G. A. (Ed.), *Financialization and the World Economy.* Cheltenham: Edward Elgar, pp.17-45.

ECB. (2004). “The impact of fair value accounting on the European banking sector – A financial stability perspective.” *Monthly Bulletin,* February, pp.69-81.

Edwards, E. O., and P. W. Bell. (1961). *The theory and measurement of business income*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.（中西寅雄監修，伏見多美雄・藤森三男訳編 (1964) 『意思決定と利潤計算』日本生産性本部。）

EFRAG. (2007). *Revenue recognition—A European contribution*, The PAAinE Discussion Paper 3.

———. (2013). *Research Paper, The role of the business model in financial statements.* December.

Emerson, D. J., K. E. Karim, and R. W. Rutledge. (2010). “Fair value accounting: A historical review of the most controversial accounting issue in decades.” *Journal of Business & Economics Research*, Vol.8, No.4, pp.77-86.

Erb, C., and C. Pelger. (2015). ““Twisting words”? A study of the construction and reconstruction of reliability in financial reporting standard-setting.” *Accounting, Organizations and Society*, Vol.40, pp.13-40.

Ernst & Young. (2007). Update on the IASB/FASB measurement project. *Global EYe on IFRS*, August 2007.

FASB. (1975). *Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.12, Accounting for Certain Marketable Securities*. December.

———. (1976). *FASB Discussion Memorandum. An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement.* December 2.（津守常弘監訳 (1997) 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。）

———. (1978). *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises.* November.（平松一夫・広瀬義州訳 (2002) 『FASB 財務会計の諸概念 [増補版] 』中央経済社。）

———. (1980). *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, Qualitative Characteristics of Accounting Information.* May.（平松一夫・広瀬義州訳 (2002) 『FASB 財務会計の諸概念 [増補版] 』中央経済社。）

———. (1984). *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises.* December.（平松一夫・広

瀬義州訳 (2002) 『FASB 財務会計の諸概念 [増補版] 』中央経済社。）

———. (1985). *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, Elements of Financial Statements*. December.（平松一夫・広瀬義州訳 (2002)『FASB 財務会計の諸概念 [増補版] 』中央経済社。）

———. (1991). *Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.107, Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*. December.

———. (1993). *Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.115, Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*. May.

———. (1998). *Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.133, Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*. June.

———. (1999). *Preliminary Views, on major issues related to Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value*. December, 14.

———. (2000). *Statement of Financial Accounting Concepts No. 7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements.* February.（平松一夫・広瀬義州訳 (2002) 『FASB 財務会計の諸概念 [増補版] 』中央経済社。）

———. (2002a). *Proposal for a New Agenda Project, Issues Related to the Recognition of Revenues and Liabilities*, January.

———. (2002b). *"Revenue Recognition – The Issues Related to Pursuing a Joint Project"*. Minutes of the September 18, Joint FASB-IASB Joint Board Meeting.

———. (2002c). *Principles-Based Approach to U.S. Standards Setting*. October 21.

———. (2002d). *The Revenue Recognition Project*, The FASB Report, December 24.

———. (2003a). *"Revenue Recognition – Recognition and Measurement Issues Related to Obligations to Customers that are Performed by Others"*. Minutes of the December 18, 2002, Board Meeting.

———. (2003b). *"The Definition of Revenue and Performance of Revenue-Generating Activities"*. Revised Minutes of the January 22, 2003, Board Meeting.

———. (2004a). *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*. July.

———. (2004b). *"Revenue Recognition – Applying Guidance in the FASB's Exposure Draft, Fair Value Measurements, to the Examples Used in the Revenue Recognition Project"*. Minutes

of the October 20, 2004, FASB-IASB Joint Board Meeting.

———. (2005). *"Revenue Recognition: Project Objective"*. Minutes of the May 11, 2005, FASB Board Meeting.

———. (2006a). *Statement of Financial Accounting Standards (SFAS)* No. 157, *Fair Value Measurements*. September.

———. (2006b). *"Revenue Recognition: Due Process Document"*. Minutes of the October 24, 2006, FASB-IASB Joint Board Meeting.

———. (2007a). *Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.159, The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities, Including an amendment of FASB Statement No.115*. February.

———. (2007b). *"Revenue Recognition: Due Process, Measurement Model, Allocation Model, and Examples"*. Minutes of the October 22, 2007, FASB-IASB Joint Board Meeting.

———. (2008a). *Reducing Complexity in Reporting Financial instruments (Including IASB Discussion Paper, Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments)*, Invitation to Comment. March 28.

———. (2008b). *"Revenue Recognition: Drafts of Chapters 5 for the Discussion Paper"*. Minutes of the May 14, Board Meeting.

———. (2008c). *FASB Staff Position. No. FAS 157-3, Determining the Fair Value of a Financial Asset When the Market for That Asset Is Not Active*, October 10.

———. (2008d). *Minutes of the November 5, 2008 Conceptual Framework (Phase C) Board Meeting*. November 7.

———. (2009). *FASB Staff Position. No. FAS 157-4, Determining Fair Value When the Volume and Level of Activity for the Asset or Liability Have Significantly Decreased and Identifying Transactions That Are Not Orderly,* April 9.

———. (2010). *Exposure Draft, Proposed Accounting Standards Update, Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities, Financial Instruments (Topic 825) and Derivatives and Hedging (Topic 815)*. May.

———. (2016). *Accounting Standards Update No.2016-01 Financial Instruments-Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial*

Liabilities. January.

FASB/IASB. (2002). *Memorandum of Understanding, The Norwalk Agreement*.

———. (2006a). *A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP—2006-2008 Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB*. February 27.

———. (2006b). FASB, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Financial Accounting Series, No.1260-001, July 6, 2006; IASB, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Discussion Paper, July.

———. (2007a). *Conceptual Framework-Measurement Roundtable Discussions: Background Materials*. Hong Kong, London, and Norwalk, January and February.

———. (2007b). *Summary Report of the Conceptual Framework Measurement Roundtables*. Hong Kong, London, and Norwalk, January and February.

———. (2007c). *"Revenue Recognition: Measurement model summary (Agenda paper 5B)"*. Information for Observers. October 22.

———. (2007d). *"Revenue Recognition: Allocation model summary (Agenda paper 5C)"*. Information for Observers. October 22.

———. (2007e). *Conceptual Framework: Measurement, Measurement 6C: Preview of the Measurement Basis Decision Tool*. November 21.

———. (2007f). *Conceptual Framework Project, Phase C: Measurement, MilestoneISummary Report - Inventory and Definitions of Possible Measurement Bases*. November 21.

———. (2008a). *"Revenue Recognition: PAAinE Discussion Paper: Revenue Recognition - A European Contribution"*. Information for Observers, 21 April.

———. (2008b). FASB, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Exposure Draft, Financial Accounting Series, No.1570-100, May; IASB, Exposure Draft of An *Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter1: The Objective of Financial Reporting, Chapter2: Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information*, May.

———. (2009). *Conceptual Framework – Measurement, Sample Measurement Chapter, Chapter 5 ：Measurement in Financial Statements*. June 10.

———. (2010a). *Staff Paper, Project ：Conceptual Framework, Measurement Implications of the Objective of Financial Reporting, Measurement Implications of the Qualitative Characteristics, Topic ：What the Measurement Chapter Should Accomplish*, July.

———. (2010b). FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 8 *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*. September; IASB, *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*. September.

FCAG. (2009). *Report of the financial crisis advisory group*. July 28, 2009.

FRC. (2014). *Guidance on the strategic report*. June.

———. (2016). *Lab project report: Business model reporting*. October.

FSB. (2009). *Improving financial regulation: Report of the financial stability board to G20 leaders*. 25 September 2009.

FSF. (2008). *Report of the financial stability forum on enhancing market and institutional resilience*.

Foster, J. M., and W. S. Upton. (2001). The case for initially measuring liabilities at fair value. *Understanding the Issues, Volume 2, Series 1, May 2001, FASB.*

Harvey, D. (2005). *A brief history of neoliberalism*. Oxford: Oxford University Press.（渡辺治監訳，森田成也・木下ちがや・大屋定晴・中村好孝訳 (2007) 『新自由主義―その歴史的展開と現在―』作品社。）

———. (2007). “Neoliberalism as creative destruction.” *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol.610, No.1, pp.22-44.

Hicks, J. R. (1946). *Value and capital. 2nd edition*. Oxford, U.K.: Clarendon Press.

Hitz, J. M. (2007). “The dicision usefulness of fair value accounting – A theoretical perspective.” *European Accounting Review*, Vol.16, No.2, pp.323-362.

IASB. (2002a). *IASB Update*, Board decisions on international financial reporting standards, November.

———. (2002b). *IASB Update*, Board decisions on international financial reporting standards,

December.

———. (2003a). *IASB Update*, Board decisions on international financial reporting standards, February.

———. (2003b). *IASB Update*, Board decisions on international financial reporting standards, May.

———. (2004a). *IASB Update*, Board decisions on international financial reporting standards, March.

———. (2004b). *IASB Update*, Board decisions on international financial reporting standards, May.

———. (2004c). *IASB Update*, Board decisions on international financial reporting standards, October.

———. (2004d). *IASB Update*, Board decisions on international financial reporting standards, December.

———. (2005a). *IASB Update*, Board decisions on international financial reporting standards, June.

———. (2005b). *IASB Update*, Board decisions on international financial reporting standards, October.

———. (2006). "*Revenue Recognition: Due Process Document (Agenda paper 16)*." Information for Observers. October.

———. (2007a). *IASB Update*, Board decisions on international financial reporting standards, November.

———. (2007b). "*Revenue Recognition: Measurement model – Part 3: reporting changes in the exit price of the contract asset or liability in profit or loss (Agenda paper 7B)*." Information for Observers. December.

———. (2008a). *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*. *Discussion Paper*, March.

———. (2008b). *IASB Update*, Board decisions on international financial reporting standards, May.

———. (2008c). *Reclassification of Financial Assets (Amendments to IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement and IFRS 7 Financial Instruments:*

Disclosures). October.

———. (2008d). *IASB Update, Board Decisions on International Financial Reporting Standards,* November.

———. (2008e). *Discussion Paper, Preliminary Views on Revenue Recognition in Contract with Customers*, December.（ASBJ 訳 (2008) 「討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」」。）

———. (2009a). *Exposure Draft, Fair Value Measurements.* May.

———. (2009b). *International Financial Reporting Standard (IFRS) No.9 (revised October 2017), Financial Instruments.* November.

———. (2010). *Exposure Draft, Revenue from Contracts with Customers*. June.（ASBJ 訳 (2010) 「公開草案 ED/2010/6「顧客との契約から生じる収益」」。）

———. (2011a) *International Financial Reporting Standard (IFRS) No.13, Fair Value Measurement.* May.

———. (2011b). *Exposure Draft, Revenue from Contracts with Customers, A revision of ED/2010/6 Revenue from Contracts with Customers*, November.（ASBJ 訳 (2011) 「公開草案 ED/2011/6 ED/2010/06「顧客との契約から生じる収益」の改訂」。）

———. (2012a). *Staff Paper, Conceptual Framework, Restarting the Project (Agenda Paper 14)*, September.

———. (2012b). *Education Session, Conceptual Framework: Measurement (Agenda Paper 3A),* December.

———. (2013). *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting, Discussion Paper*, *DP/2013/1*. July.（企業会計基準委員会 (ASBJ) 訳 (2013) 「ディスカッション・ペーパー DP/2013/1「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」」。）

———. (2014). *International Financial Reporting Standard (IFRS) No.15, Revenue from Contracts with Customers.* May.

———. (2015). *Conceptual Framework for Financial Reporting, Exposure Draft, ED/2015/3*. May.（企業会計基準委員会 (ASBJ) 訳 (2015) 「公開草案 ED/2015/3「財務報告に関する概念フレームワーク」」。）

———. (2016). *International Financial Reporting Standard (IFRS) No.16, Leases.* January.

———. (2017). *Staff Paper, Project: Conceptual Framework, Paper topic: More than one*

relevant measurement basis. January 2017.

———. (2018). *Conceptual Framework for Financial Reporting 2018*. March.

IASC. (1993a). *International Accounting Standard (IAS) 11, Construction Contracts*. December.

———. (1993b). *International Accounting Standard (IAS) 18, Revenue*. December.

———. (1989). *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. July.

———. (2000). *International Accounting Standard (IAS) 39 (revised December 2008), Financial Instruments: Recognition and Measurement*. November.

IASC/CICA. (1997). *Discussion Paper, Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*.（国際会計基準委員会 (1997)『金融資産及び金融負債の会計処理』日本公認会計士協会。）

ICAEW. (2010). *Business models on accounting: The theory of the firm and financial reporting*. December.

IIRC. (2013). Consultation Draft of the International Integrated Reporting Framework.（JICPA 訳 (2014) 『国際統合報告フレームワーク』。）

Ijiri, Y. (1967). *The foundations of accounting measurement: A mathematical, economic, and behavioral inquiry*. Prentice-Hall.（井尻雄士訳 (1968) 『会計測定の基礎—数学的・経済学的・行動学的探究—』東洋経済新報社。）

———. (1980). *Recognition of contractual rights and obligations: An exploratory study of conceptual issues*, FASB.

———. (1981). *Historical cost accounting and its rationality*. The Canadian Certified Genaral Accountants' Research Foundation.

———. (1983). "On the accountability-based conceptual framework of accounting." *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.2, No.2, pp.75-81.

———. (2005). "US accounting standards and their environment: A dualistic study of their 75-years of transition." *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.24, No.4, pp.255-279.

Johnson, L. T. (2004a). "The project to revisit the conceptual framework." *The FASB Report*, December 28.

———. (2004b). "Understanding the conceptual framework." *The FASB Report*, December 28.

———. (2005). "Relevance and reliability." *The FASB Report*, February 28.

Jones, J. C. (1988). "Financial instruments: Historical cost v. fair value." *The CPA Journal*, Vol.58,

No.8, pp.56-63.

JWG. (2000). *Draft Standards, Financial instruments and similar items*.（日本公認会計士協会訳 (2001) 『金融商品及び類似項目』日本公認会計士協会。）

King, A. M. (2006). *Fair value for financial reporting: Meeting the new FASB requirements*. New Jersey: John Wiley & Sons.

———. (2009). "Determining fair value." *Strategic Finance*, January, pp.27-32.

Kothari, S. P., and R. Lester. (2012). "The role of accounting in the financial crisis: Lessons for the future." *Accounting Horizons*, Vol.26, No.2, pp.335-351.

Kusano, M. (2012). "Does the balance sheet approach improve the usefulness of accounting information?" *The Japanese Accounting Review*, Vol.2, pp.139-152.

Laux, C. (2012). "Financial instruments, financial reporting, and financial stability." *Accounting and Business Research*, Vol.42, No.3, pp.239-260.

Laux, C., and C. Leuz. (2009). "The crisis of fair value accounting: Making sense of the recent debate." *Accounting, Organizations and Society*, Vol.34, No.6-7, pp.826-834.

———. (2010). "Did fair-value accounting contribute to the financial crisis?" *Journal of Economic Perspectives*, Vol.24, No.1, pp.93-118.

Leisenring, J., T. Linsmeier, K. Schipper, and E. Trott. (2012). "Business-model (intent)-based accounting." *Accounting and Business Research*, Vol.42, No.3, pp.329-344.

Linsmeier, T. J. (2011). "Financial reporting and financial crisis: The case for measuring financial instruments at fair value in the financial statements." *Accounting Horizons*, Vol.25, No.2, pp.409-417.

———. (2016). "Revised model for presentation in statement(s) of financial performance: Potential implications for measurement in the conceptual framework." *Accounting Horizons*, Vol.30, No.4, pp.485-498.

Littleton, A. C. (1928). "What is profit?" *The Accounting Review*, Vol.3, No.3, pp.278-288.

———. (1941). "Questions on accounting standards." *The Accounting Review*, Vol.16, No.4, pp.330-340.

———. (1953). *Structure of accounting theory*. AAA Monograph No. 5, AAA.（大塚俊郎訳 (1955) 『会計理論の構造』東洋経済新聞社。）

Marshall, R., and A. Lennard. (2016). "The reporting of income and expense and the choice of

measurement bases." *Accounting Horizons*, Vol.30, No.4, pp.499-510.

McSweeney, B. (2009). "The role of financial asset market failure denial and the economic crisis: Reflections on accounting and financial theories and practices." *Accounting, Organizations and Society*, Vol.34, No.6-7, pp.835-848.

Müller, J. (2014). "An accounting revolution? The financialisation of standard setting." *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.25, No.7, pp.539-557.

Nielsen, C., and R. Roslender. (2015). "Enhancing financial reporting: The contribution of business models." *The British Accounting Review*, Vol.47, No.3, pp.262-274.

Nishikawa, I., T. Kamiya, and Y. Kawanishi. (2016). "The definitions of net income and comprehensive income and their implications for measurement." *Accounting Horizons*, Vol.30, No.4, pp.511-516.

Nissim, D., and S. Penman. (2008). *Principles for the application of fair value accounting.* Center for Excellence in Accounting and Security Analysis, Columbia Business School.（角ヶ谷典幸・赤城諭士訳 (2012) 『公正価値会計のフレームワーク』中央経済社。）

Nobes, C. W. (2005). "Rules-based standards and the lack of principles in accounting." *Accounting Horizons*, Vol.19, No.1, pp.25-34.

Page, M. (2014). "Business models as a basis for regulation of financial reporting." *Journal of Management and Governance*, Vol.18, No.3, pp.683-695.

Paton, W. A., and A. C. Littleton. (1940). *An introduction to corporate accounting standards*. AAA.（中島省吾訳 (1958) 『会計基準序説 [改訂版] 』森山書店。）

Pelger, C. (2016). "Practices of standard-setting – An analysis of the IASB's and FASB's process of identifying the objective of financial reporting." *Accounting, Organizations and Society*, Vol.50, pp.51-73.

Penman, S. H. (2007). "Financial reporting quality: Is fair value a plus or minus?" *Accounting and Business Research*, Vol.37, Special Issue: International Accounting Policy Forum, pp.33-44.

———. (2011). *Accounting for value*. New York: Columbia Univercity Press.

———. (2016). "Conservatism as a defining principle for accounting." *The Japanese Accounting Review*, Vol.6, pp.1-16.

Power, M. (2010). "Fair value accounting, financial economics and the transformation of

reliability." *Accounting and Business Research*, Vol.40, No.3, pp.197-210.

Previt, G. J., and B. D. Merino. (1998). *History of accountancy in the United States: The cultural significance of accounting*. Columbus, OH: Ohio State University Press.

Riahi-Belkaoui, A. (2004). *Accounting Theory*, 5th ed. London: Thomson.

Ronen, J. (2014). "On the invariance of accounting principles to business models: a discussion of the Singleton-Green and Page articles." *Journal of Management and Governance*, Vol.18, No.3, pp.707-716.

Ryan, S. G. (2008). "Accounting in and for the subprime crisis." *The Accounting review*, Vol.83, No.6, pp.1605-1638.

Saito, S., and Y. Fukui. (2016). "Whither the concept of income?" *Accounting, Economics, and Low*, Vol.9, No.1, pp.1-16.

Schipper, K. (2003). "Principles-based accounting standards." *Accounting Horizons*, Vol.17, No.1, pp.61-72.

Schipper, K., C. Schrand, T. Shevlin, and T. Wilks. (2009). "Reconsidering revenue recognition." *Accounting Horizons*, Vol.23, No.1, pp.55-68.

SEC. (2003). *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*. Modified: July 25.

———. (2008). *Reporting and Recommendations Pursuant to Section 133 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Study on Mark-To-Market Accounting*, Office of Chief Accountant Division of Corporation Finance.

Sikka, P. (2015). "The corrosive effects of neoliberalism on the UK financial crises and auditing practices: A dead-end for reforms." *Accounting Forum*, Vol.39, pp.1-18.

Singleton-green, B. (2014). "Should financial reporting reflect firms' business model? What accounting can learn from the economic theory of the firm." *Journal of Management and Governance*, Vol.18, No.3, pp.697-706.

Solomons, D. (1995). "Criteria for choosing an accounting model." *Accounting Horizons*, Vol.9, No.1, pp.42-51.

Sprouse, R. T. (1966). "Accounting for what-you-may-call-its." *The Journal of Accountancy*, Vol.122, No.4, pp.45-53.

Sprouse, R. T., and M. Moonitz. (1962). *A tentative set of broad accounting principles for business enterprises*. An Accounting Research Study No.3, AICPA.

Staubus, G. J. (2000). *The decision-usefulness theory of accounting: A limited history*. New York: Garland Publishing.

Stiglitz, J. E. (2003). *The roaring nineties: A new history of the world's most prosperous decade*. New York: W. W. Norton & Company.（鈴木主税 (2003) 『人間が幸福になる経済とは何か—世界が 90 年代の失敗から学んだこと—』徳間書店。）

———. (2010). *Freefall: America, free markets, and the sinking of the world economy*. New York: W. W. Norton & Company.（楡井浩一・峯村利哉 (2010) 『フリーフォール—グローバル経済はどこまで落ちるのか—』徳間書店。）

Storey, R. K., and S. Storey. (1998). *The framework of financial accounting concepts and standards*. FASB Special Report.（(財）企業財務制度研究会訳 (2001) 『財務会計の概念および基準のフレームワーク（COFRI 実務研究叢書)』中央経済社。）

Sunder, S. (2009). "IFRS and the accounting consensus." *Accounting Horizons*, Vol.23, No.1, pp.101-111.

Toffler, A. (1980). *The third wave*. New York: William Morrow and Company.（徳山二郎監修, 鈴木健次・桜井元雄他訳 (1980) 『第三の波』日本放送出版協会。）

Tsunogaya, N., H. Okada, and C. Patel. (2011). "The case for economic and accounting dualism: Towards reconciling the Japanese accounting system with the global trend of fair value accounting." *Accounting, Economics, and Low*, Vol.1, No.2, Art.5, pp.1-53.

Véron, N. (2008). "Fair value accounting is the wrong scapegoat for this crisis." *Accounting in Europe*, Vol.5, No.2, pp.63-69.

Wagenhofer, A. (2014). "The role of revenue recognition in performance reporting." *Accounting and Business Research*, Vol.44, No.4, pp.349-379.

Watts, R. L., and L. Zuo. (2016). "Understanding practice and institutions: A historical perspective." *Accounting Horizons*, Vol.30, No.3, pp.409-423.

Whittington, G. (2008). "Fair value and the IASB/FASB conceptual framework project: An alternative view." *Abacus*, vol.44, No.2, pp.139-168.

———. (2015). "Measurement in financial reporting: Half a century of research and practice." *Abacus*, vol.51, No.4, pp.549-571.

Wüstemann, J., and S. Kierzek. (2005). “Revenue recognition under IFRS revisited: Conceptual models, current proposals and practical consequences.” *Accounting in Europe*, Vol.2, pp.69-106.

Wyatt, A. (1991). “Commentary, The SEC says: Mark to market!” *Accounting Horizons*, Vol.5, No.1, pp.80-84.

Zeff, S. A. (1999). “The evolution of the conceptual framework for business enterprises in the United States.” *The Accounting Historians Journal*, Vol.26, No.2, pp.89-131.

———. (2007a). “The SEC rules historical cost accounting: 1934 to the 1970s.” *Accounting and Business Research*, Special Issue: International Accounting Policy Forum, pp.49-62.

———. (2007b). “Some obstacles to global financial reporting comparability and convergence at a high level of quality.” *The British Accounting Review*, Vol.39, No.4, pp.290-302.

———. (2012). “The evolution of the IASC into the IASB, and the challenges it faces.” *The Accounting Review*, Vol.87, No.3, pp.807-837.

———. (2018). “*An introduction to corporate accounting standards*: Detecting Paton’s and Littleton’s influences.” *Accounting Historians Journal*, Vol.45, No.1, pp.45-67.

Zhang, I. X. (2007). “Economic consequence of the Sarbanes-Oxley Act of 2002.” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.44, No.1-2, pp.74-115.

Zhang, Y., and J. Andrew. (2014). “Financialisation and the conceptual framework.” *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.25, No.1, pp.17-26.

Zhang, Y., J. Andrew, and K. Rudkin. (2012). “Accounting as an instrument of neoliberalisation? Exploring the adoption of fair value accounting in China.” *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol.25, No.8, pp.1266-1289.

Zimmerman, A. B., and R. Bloom. (2016). “The matching principle revisited.” *Accounting Historians Journal*, Vol.43, No.1, pp.79-120.

Zott, C., R. Amit, and L. Massa. (2011). “The business model: Recent developments and future research.” *Journal of Management*, Vol.37, No.4, pp.1019-1042.